

平和を創る心理学

—暴力の文化を克服する—

心理科学研究会編



ナカニシヤ出版



平和を創る心理学

—暴力の文化を克服する—



心理科学研究会編



まえがき

戦争と暴力に満ちた 20 世紀が終わりに近づいた 1998 年、私たち心理科学研究会では、下記のような趣旨のもとに本書の刊行を企画した。

1. 平和と民主主義への貢献は心科研にとって規約上の位置づけを持つ重要な領域であり、会として発足以来、運動と研究の両側面から積極的に取り組んできた。とりわけ 80 年代半ばからは、「平和心理学部会」の創設、湾岸危機への取り組み、「セビリア声明」の和訳普及など、国際的、研究的活動を蓄積してきた。
2. 今日、暴力と平和の問題は深刻さを増し、その原因・影響・対策に関する研究的・実践的解明が求められている。例えば、冷戦構造崩壊後の民族紛争の多発、核兵器の脅威の新たな広がり、「新ガイドライン」による日米安保体制の抜本的強化、自由主義史観・自虐史観問題、子ども世界での直接的・構造的暴力の広がりと発達の歪み、女性に対する差別と暴力、ダイオキシン汚染等の環境破壊等が挙げられる。これらはいずれも学際的アプローチが必要な諸問題であるが、心理学的アプローチも重要な柱である。
3. 国連は、西暦 2000 年を「平和の文化国際年」とし、その後 10 年間を「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際 10 年」と位置づけて、平和創造の前進を図ることを決議した。
4. 以上の事柄を受け、会として研究の中間総括と、新たな研究・教育の視点を作る作業を行うとともに、対外的には心理学研究者集団としての歴史的・社会的責任を果たすことを企図して、心理科学研究会編集によるテキストを刊行する。
5. ただ、平和問題・平和教育に関心を寄せる研究者が多い一方で、学問的蓄積が必ずしも十分とはいえない現状を考えると、本書は、成果の集大成、標準的なテキストというよりは、その前段階としての「新しい研究領域・研究視点

の提案」という基本コンセプトによるものとしたい。平和概念を、暴力（心身の発達可能性への制約）の不在、および、非暴力的・建設的な紛争解決（conflict resolution）という視点でとらえると、社会心理学、発達（乳幼児・児童・青年）心理学、学習心理学、認知心理学、臨床心理学、ジェンダー心理学等、多様な既存領域とクロスしていると考えられる。いずれにせよ、新しい研究視点、大学での平和教育実践への刺激となるようなものにしたい。

この企画を進める中で、私たちは、本書全体を通じて、心理学的視点での平和研究の促進をはかり、それに携わる研究者のすそ野を拡大し、大学等の平和教育に寄与し、若者の平和問題への関心を喚起することを目標とすることを確認しあった。

本書は次のような構成となっている。

第1章は、暴力・攻撃・平和といった基本概念の関係を論じた、いわば総論的部分である。第2章～第7章は、青年・女性・子どもをめぐる戦争や差別・いじめ等の直接的・構造的暴力の問題を扱った各論的部分である。第6・7章では新たな平和教育のヒントが提起されている。第8章は、攻撃と暴力の生物学的根拠について展開した発展的部分である。なお、各章の末尾には参考図書・資料、巻末には関連文書やwebサイトを可能な範囲で紹介し、平和教育・研究上の便宜を図った。

これら各章において、私たちは自分の専門分野に立脚しながらも、そこからもう一步、平和というテーマに踏み出そうという挑戦を行っている。それらは、各人の個性と研究史を反映したきわめてユニークなものとなった。

その一方で、私たちは数次にわたって互いの構想・原稿を検討しあい、以下のような諸点を共有しながら執筆するように努めた。

(1)現実的視点：現に起こっている、起これりつつある暴力・戦争の問題点をリアルに認識できるように、地球的問題群（大量破壊兵器・民族紛争・南北問題・環境破壊等）や日本における平和の諸問題（戦争責任問題、「安全保障」問題、子ども・青年の発達の危機等）を意識的に取り上げる。

(2)歴史的視点：現在を過去や未来とのつながりで認識する歴史的認識を重視

する。暴力・戦争の世紀としての20世紀から非暴力・平和の世紀としての21世紀へという「時代の性格」の大きな流れ・展望を押さえる。具体的には、過去（負の遺産）をいかに認識するかについては、人類史的視点（「セビリア声明」で述べられた人間の生物学的本質）を基本的にふまえつつ、日本の近現代の認識（欧米列強の行動様式のモデリングとしての侵略・植民地支配志向）、戦争責任（戦後責任・未来責任）を問いかける。また、未来に向かっては、21世紀を人類が武器を捨てる世紀にしていくという展望に立ちつつ、安全・安心（safety／security）確保の方法論の転換、すなわち、力（武力）に依拠しない問題解決・安全保障の方法論について考える。

(3)構造的視点：個人間、小集団間、国家・民族間といった、レベルの異なる紛争・暴力問題の共通点と相違点を整理する。日常的な人権尊重・民主主義形成の努力が国際紛争の解決までつながっていく道筋を解明する。

(4)発達的視点：人間の発達可能性への脅威として暴力を規定した時に見えてくる日本の実態を提示し、暴力状況を克服する主体へと発達していく人間の可能性を示す。具体的には、戦争状況や、日常的状況の中でアイデンティティ、セルフ・エスティームの形成を阻害され奪われていく状況、それらを回復していくエンパワメントの視点を重視する。

(5)文化的視点：人間の発達の源泉として文化を重視する視点に立ち、暴力・戦争の文化から非暴力・平和の文化への転換を図ることの重要性と可能性を示す。世界や日本において、武力でなく対話によって平和を創ろうとする様々なチャレンジの姿を示す。

(6)主体形成的視点：若い読者層が、単なる「評論家」でなく、みずから平和な世紀をつくる行動にふみ出すための価値観・態度・行動のモデル、スキルを提供する。

これらの視点がどこまでふまえられたかについては、読者の評価を待つ外ない。

ところで、私たちが読者として想定しているのは、心理学および教育学等関連領域で平和問題を研究的に扱おうとする研究者の方々、教養や専門の心理系の授業において平和教育を実践しようとする大学教師の皆さん、社会現実に根

ざした問題領域で心理学研究をしてみたいと考えている大学院生・学生諸君、中学・高校等で平和教育の理論的根拠や平和教材研究・開発の視点を求めている先生方、さらに、平和問題を従来と異なる視点で深めてみたいと考えている市民の皆さん等の幅広い方々である。本書がこうした多様な方々の目にとまり、授業のサブテキスト、学習会のテキスト、平和教育の参考文献として活用していただけるなら、望外の喜びである。

私たちの仕事が「平和と非暴力の21世紀」をきずく心理学の礎のひとつとなることを願ってやまない。

2001年1月

心理科学研究会 平和心理学部会

杉田明宏
伊藤武彦
中川作一

目 次

まえがき 1

第1章 攻撃と暴力と平和心理学 伊藤武彦 ... 9

第2章 青少年は社会の希望をどのように語るか 白井利明 ... 32

第3章 ジェンダーと暴力・平和 青野篤子 ... 44

第4章 平和の文化と自己形成 中川作一 ... 58

第5章 コンフリクトの解決と平和創造 楠 凡之 ... 84

第6章 いじめ対策から平和の創造へ 戸田有一 ... 100

第7章 平和のロール・モデル論 杉田明宏 ... 116

**第8章 攻撃と暴力の生物学的根拠と戦争
神話** 中島常安 ... 131

あとがき 144

巻末資料 151

1. 関連文書 152

ユネスコ憲章前文（1945年） 152

日本国憲法前文・9条（1946年） 153

暴力についてのセビリア声明（1986年） 154

女性に対する暴力撤廃宣言（1993年）	157
ハーグ市民平和会議10原則（1999年5月）	158
平和の文化についてのコスタリカ声明（1999年7月）	159
国連決議「平和の文化に関する宣言」（1999年9月）	161
2.「戦争と平和」関連WEBサイト	164
人名索引	167
事項索引	168

平和を創る心理学
——暴力の文化を克服する——

第1章 攻撃と暴力と平和心理学

伊藤武彦

本章では、まず、人間の攻撃行動と暴力についてサルとの比較やいじめとの関係で考える。つぎに、平和概念の反対概念としての暴力概念と平和の文化について説明する。最後に、平和心理学という、多くの人にとって耳慣れない学問分野の成立と発展について述べる。

1 攻撃と暴力

(1) 攻撃とは人間も含め動物にみられる行動

攻撃と暴力と戦争は区別しなくてはならない。

まず、攻撃とは、多くの種にみられる、動物に普遍的な行動である。攻撃は、縄張りをまもるために、他の種や同種の個体を威嚇したり、実際に危害を加える行動をとる。同種の場合は、目的が実現すると相手の個体を殺すに至らないことが多い。しかし、ランガムとピーターソン（1998）が指摘するように、ハイエナのメスどうしや、ライオンの子殺し、チンパンジーの縄張り争いや子殺しのように、相手を死にいたらしめる場合もある。攻撃には、怒りの情動が関与している。交感神経の興奮や視床下部が関係している。攻撃は、それ自体暴力ではない。たとえば、弱者を守ろうとして、威嚇・攻撃することは、人間の世界でも正当防衛として認められている。また、言論で汚職や環境破壊などの不正義を攻撃することは、暴力の反対のものであり、むしろ賞賛されることが多い。したがって攻撃行動は、それ自体が善悪のいずれであるかという判断はできない。

(2) 暴力は人間行動

これに対して、暴力は、人間同士（人間から動物、たとえばペットに対してふるわれることがある）の用語であり、してはいけないこと、悪であるという意味が含まれている。よい暴力とは形容矛盾の表現である。暴力には、不当であること、相手を傷つけダメージをあたえること、などが含まれる。したがって相手を殴っても、それ自体が暴力である場合とそうでない場合がある。金をとるために殴れば暴力だが、ボクシングの試合で相手を殴ることは暴力ではなく、当然の行動である。しかし、いずれも、殴ることは、攻撃行動である。このように攻撃行動は、それ自体に善悪はなく、状況や社会のルールによってその善悪が規定されるのである。

(3) 攻撃性ということばの問題点

攻撃性という言葉は、不用意に用いないほうがよい単語である、と思われる。それは、人間の無意識にある、なにか破壊する本能のようなものを前提とする言葉だからである。フロイトは、エロスとタナトスという、2つの本能があると晩年に主張した。エロスは生の本能、タナトスは死の本能であり、破壊の本能である。そのなかには、他者を破壊することと、自分を破壊することの両方を含んでいる。このフロイトの考え方、「攻撃性」という表現の中にすべりこんでいるのである。英語では、攻撃性（aggressivenessあるいはaggressivity）という単語はあまり使われない用語である。大渕（2000）は、攻撃行動や攻撃反応が生み出される「内的な心理過程」と攻撃性を定義している。しかし、人間性や道徳性という単語のように、○○性という表現にはそれが本来もっている内在的な（過程ではなく）本質である、というニュアンスを感じてしまう。（ところで、なぜ、「暴力性」という言葉があって「平和性」という言葉がないのだろうか。）

(4) 攻撃行動と構造的暴力と戦争

攻撃も、戦争も、暴力も、行動としてまず理解することが必要である。ガルトゥングのように、人間の潜在的可能性を妨げるような外的な影響が及ぶ場合に暴力という用語を使用るべきであろう。暴力とは相手を肉体的に傷つける

だけでなく、人間的な可能性を損なったり奪ったりすることである。先にも述べたように、戦争・殺人など、加害・被害の関係がはっきりしている場合を直接的暴力と呼ぶが、たとえば公害による水銀中毒死や心身の障害の発生のように、加害一被害の因果関係が少なくとも当初ははっきりしないような暴力もある。これを間接的暴力あるいは構造的暴力と、ガルトゥング（1991）は呼んだのである。水俣病の場合、工場の有機水銀の排出は、住民を傷つけることを意図したものではなく、攻撃行動とは言えないであろう。これは企業の過失であるが、攻撃行動でなくても、暴力を生み出したのである。このように、暴力は、主に人間という同種の生物内で使われる、特定の行動をさす。

暴力なのだけれども攻撃行動ではないものにどんなものがあるかというと、それは先ほど述べたように、構造的暴力という名の暴力である。たとえば、公害を考えてみると、水俣の化学工場は別に地域の住民を病気にするために排水のなかに水銀を流したわけではない。それは意図的なものでもないし、危害を加えようとしていたわけではないけれども、結果として住民に危害を加えてしまった非意図的な暴力である。

これとは逆に暴力ではない攻撃行動がある。たとえば、不当な扱いに対してプロテス^トするような行動である。従軍慰安婦の人々が日本大使館に卵を投げたりしたが、これは明らかに攻撃である。しかし、その行動は日本人が怪我をしないように卵を投げたのであって、意図性はあるけれども、相手を傷つけようという意図ではない。実際はむしろ、傷つけられているのは彼女たちなのである。報復ではなく謝罪と補償をもとめているのである。この行動は攻撃行動だけれども暴力とはいえない。

アダムズは「セビリア声明」の「闘争と暴力」の項で、非暴力という問題解決の方法は、ときには勇気を必要とするような、偏見や不寛容や不正義に対する攻撃行動＝闘争を用いる、と述べている。戦争反対のためにデモをする人たちは、不正義に対する怒りという情動を共有した、攻撃行動を行っているといえるのである。したがって、怒りという情動による攻撃と暴力・戦争を概念的に混同しないことが大事である。

戦争は、他者を傷つけ、命を奪い、健康を損ない、財産を奪い、人間関係をこわすなど、暴力の典型的なものである。しかし、それは、制度化されている

ところに特徴がある。言いかえると戦争は人間のもつ文化である。戦争をすることは文化的行為である。攻撃は文化ではなく、動物一般に見られる行動であるのに対して、暴力は人間に典型的に見られる、文化的行動である。戦争も同様に人間にみられる文化的行動なのである。クラウゼビッツ（1968）がいうように、国家間の問題解決のもっとも暴力的な方法が戦争なのである。外交の選択肢の1つともいえる。これは、人間の生み出したものである。

人類の400-500万年の歴史の中で、戦争行動を行ったという証拠がみられるのは、約1万年前からである。人類の400分の1の歴史の中でその形態的・機能的特質が急に変わるわけではない。戦争は人間の生み出した、文化的行動なのである。

(5) 文化的経験としての暴力

人間にも、他の動物同様に生まれたときからわれわれの行動の中に埋め込まれている行動がある。呼吸であるとか、物を飲み込むとかの生得的な行動は反射と呼ばれている。これに対して、いわゆる「攻撃性」、すなわち攻撃行動・反応の内的な過程は人間の場合、経験によって学習される。社会生活の中で文化的な経験を通して身に付けるものである。

筆者が発達相談の面接を行っているとき、母親が何気なく手を上にあげたとき隣にいた子どもがとっさに自分の腕で頭をかばうような仕草を見せたことがあった。このような防御行動でも、生得的な防衛反応というよりも、むしろ日頃、母親から頭をたたかれている子どもの経験によって学習されたものといえるのである。

大渕（2000）が攻撃性と言っている内的なプロセスは、社会的に経験の中で学習されたものである。ただし、学習されたものが常に行動として発現するとは限らない。だから、攻撃行動と攻撃性を区別するというのは一定の合理性がある。心理学はどちらを研究する学問であるかというと、攻撃行動を研究している人もいるし、攻撃性を研究している人もいる。それは、心理学の対象として行動と内的心理過程のどちらを重視するかという大きな問題と関連している。

(6) 攻撃における衝動と戦略(理性)

大渕（2000）によれば、衝動的攻撃というのは怒りという情動と攻撃行動が結びついている場合である。一方、戦略的攻撃というのは、計画的に意図された攻撃をいう。

いじめの場合でも、その場でカーッとなっているという衝動的行為というよりもむしろ、長期的にいたぶってやろうという戦略的攻撃のほうが問題になるのである。衝動的にお互いに攻撃しあうということ自体はいじめとはすぐに言えないのであって、むしろ直接本人に対して怒りが湧かない場合でもずっと攻撃し続けることこそ構造的暴力的な攻撃である。そしてさらに、本人を傷つける意図がなく、まさか自殺するとは思わなかったといじめていた子どもたちは言う。このことが問題なのである。

戦争が始まるきっかけというのも、そういう衝動的な攻撃の場合も時代によつてはあったと思うし、人々を戦争に駆り立てるためには相手に対する怒りのイメージを作つて怒りを駆り立てることが必要だ。しかし、実際に戦争を遂行する人は相手と自分とのパワーのバランス、始めた結果、どれくらい自分たちの側に備蓄があるか、そういうことを考慮に入れて戦略的に戦争開始と遂行を決定することが多い。それをやらないと戦争として成功しないわけで、やはり戦略的な攻撃が問題になっている。そういう計画された戦略的攻撃というのは進化がすすみ、知的な能力が発達した種でないと実行できない。チンパンジーが群をなしてパトロールして、別のグループの相手を殴り殺すことが観察されている。これは、怒りに任せた行動というよりも、かなり人間の戦争と共通性があるような戦略的攻撃の匂いがする。しかし、人間には紛争を平和的に解決する方法を開発し、それを共有する能力が備わっている。

(7) 攻撃と暴力という観点からみたいじめ

いじめの時代的変遷というのは、難しい問題であるが、文化差（現代の先進資本主義国との文化差）はそれほどないといってよいと思う。子ども同士がけんかをするプロセスの中で一方的にやっつける場合、やっつけられる者には危害が加わって傷つく。しかし、肉体的に傷つくだけでは実は暴力ではない。ガルトゥングによると、暴力の定義というのは、傷つけられた方の個体の可能

性が低くなるような攻撃である。攻撃したほうが意図をもっているかどうかは問わない。心の傷というけれども、それが長期にわたっている場合は暴力だと言えるのではないか。われわれが攻撃されて傷つけられたとき、仲直りや立ち直りで傷が後を引かない場合は暴力とは言えない。だから、弾みで殴られる場合と、殴られて傷つく場合とは違う。どちらも攻撃行動を受けるのだけれども、後を引くということは、その経験がなかった自分と被害を受けた自分というものがどこかで違っているということである。被害を受けることによって自分自身が歪んだり、小さくなったり、希望がなくなったり、人間に対してポジティブな見方ができなくなったり、学校が嫌になったり、勉強が嫌になったりというようなことである。つまり、その人に対する影響力がないと暴力とは言わない。これが、ガルトゥングの定義についての私の理解である。

学校をはじめとして人間社会ではしばしばいじめが起こる。そこには、クラスの雰囲気とか人間関係の力学（ダイナミックス）が働いている。ある人が別の人に対する攻撃するということが起こっても、いじめが継続的な、したがって暴力的な影響を与えることに発展するのか、それとも一時的ないさかいや紛争であり、それが解決されたり別の形に転換されたりするのかはそのときの当事者だけの関係ではなく、いろんな周りの大人や環境的な要因が考えられると言ってよい。この場合の環境要因というのは、いじめの起こっている状況もあるし、当事者が背負っている家庭、教室をコントロールできる立場にある担任の先生、ある時間だけ介入できる教科の先生、そのような問題に対して特別な使命をもっている生活指導の先生、全体をコントロールする校長先生などもいる。そういうことだけではなくて、われわれはテレビや本やマンガ、雑誌などからも学んでいる。そのようなマスコミの状況などの、外からの影響もあるわけである。

また、日本には軍国主義的教育の伝統がある。城丸（1987）によれば、日本の教員養成自体が非常に軍国主義的な師範学校から出発している。カリキュラムや伝統、たとえば「朝礼」で一律に並ばせたりするのは明らかに軍隊式である。そういう戦争の文化の伝統がマクロ的に作用し影響を与えている。日本のこのような伝統の影響を受けた韓国でも映画になったりして問題になっている。いわゆる民主的な教育運動を行っている教師たちも軍国主義文化の影響を

避けることが難しいこともある。たとえば、実際に、ゼミに出てこない学生を暴力的に参加させたりすることがある。

2 暴力と平和

(1) 身近な暴力と大きな暴力

2000年の5月に17歳の少年による主婦殺害事件と、また別の17歳の少年によるバス・ハイジャック事件（1名死亡）が起こった。このような殺人事件や犯罪は、暴力の最も典型的なものである。2人の犯罪に至った原因や動機は何であったか、という問い合わせに対して1つの明快な答えを出すのは難しい。しかし、2人のこれまでの生育歴のなかで、共通していじめの被害にあっていたということが指摘されている。学校でのいじめは、子どもたちが楽しく平和に暮らしていく妨げとなっているのである。前節で述べたように、身近に子どもたちを苦しめている、このような状態も「暴力」としてとらえ、暴力の状況を支える「暴力の文化」とそれに対抗する「平和の文化」について考えてみよう。

暴力については、ノルウェーの平和学者ガルトゥング（1991）の定義がよく知られている。

「暴力」の狭義の概念は、「肉体的無力化、または健康の剝奪という行為が、行為主体により、意図的におこなわれた場合」である。その最も典型的なもののが殺人行為である。また、侵略戦争や、戦時のレイプや虐殺などの非人道的犯罪もこの定義で説明できる。このような被害の内容と被害・加害関係がはっきりしている暴力は、「直接的暴力」と呼ばれる。しかし、暴力は、それほど関係や意図がはっきりしない場合も多い。

そこで、「暴力」の広義の定義は、次のようなものである。「ある人にたいして影響力が行使された結果、彼が現実に肉体的、精神的に実現し得たものが、彼のもつ潜在的実現可能性を下まわった場合、そこには暴力が存在する」。少し難しい表現であるが、「潜在的実現可能性」とは教育の分野でいえば「発達の可能性」、あるいは「自己実現の可能性」という表現で置き換えることができる。その可能性が不当な影響力によって、ゆがめられたり、おさえられたりして、それ以下の結果しか出なかった場合、その影響力の行使それ自体を暴力

といったり、またそのような状態を暴力といったりするのである。

(2) 目に見えない暴力——構造的暴力

いじめは最も身近な暴力であろう。いじめられた子のこころの傷は大きい。また、いじめはいじめる側にも、いじめられる側にも人間らしい発達の歪みを引き起こすものである。戦争や殺人以外にも、以下に列挙するようにさまざまな暴力の形がある。

1) 暴力の広義の定義には、物理的・身体的暴力だけでなく、心理的・精神的暴力が含まれる。相手の体に危害を加えるだけでなく、無視することにより、心理的圧迫を加えるのもまたいじめである。身体的暴力の場合も同時にこころに深い傷をあたえることが多いのである。

2) また、影響力が積極的にだけでなく消極的にも行使される。例えば、環境ホルモンの影響も人間の能力を妨げる点で暴力である。環境汚染と公害は暴力としてとらえられる例を、われわれは四日市の工場排煙に起因する喘息と、有機水銀による水俣病が子どもの発達や大人の健康にあたえる影響の中に見る。

3) また、傷つけられる客体は物理的・生物的に存在しない場合も暴力である。たとえば、核抑止論や武力による軍事的な威嚇は、はっきりと誰が傷ついたといえないかもしれないが、それは暴力であるということができる。

4) 行為を行う主体（人間）が存在しなくとも暴力である。富や資源の独占による不平等や、客観的に避けられうる飢えが存在する場合、それは暴力である。医療が発達し食料が世界的には余っているのに、餓死する子どもがいることは、たとえ戦争が終わっていたとしても、暴力の状態に他ならない。

5) また、いわゆる加害者が相手を傷つける意図がなくても暴力の行為や状態が存在する。新聞をにぎわしている、ストーカー行為も、相手に危害を加えることを目的にしているわけではない。また、差別や人権侵害は、行為者が無意図的に行っている場合も少なくないのである。

社会全体が貧しいわけではないのに、失業や倒産やホームレス生活などの当事者が経済的だけでなく、心理的な苦しみをもつ場合もあるであろう。金融機関の貸し渋りにより商店が廃業に追い込まれるような場合、貧富の差が政治の

結果としてますます大きくなり、学費が支払えないことを理由に高校を中退したり、大学進学を断念したりする生徒が増えているという現代日本の状況を見て、ガルトゥングの定義に照らし合わせると、暴力的な状況が社会・経済的なレベルで広がっているという言い方もできるであろう。日本国内だけをとっても、平和でない状況、すなわち、暴力が広まっている状態がさまざまな局面で見られる。

以上のように考えると、暴力という行為あるいは状態は複雑である。ガルトゥングによれば、暴力には、個人的（対人的）暴力と構造的暴力があり、前者を直接的暴力、後者を間接的暴力とも呼ぶ（一般的には、直接的暴力と構造的暴力と対比されることが多い）。構造的暴力が存在する状態を、社会的不正（義）とも呼ぶ。抑圧と搾取がその例である。

暴力は平和の対立概念である。平和とは暴力が存在しない状態である。すなわち個人の発達や自己実現の可能性が不当に妨げられることのない状態である。マルクスのいう「個人の自由な発展が、万人の自由な発展の条件となる社会」とい通じるところがあるといえる。

直接的暴力の不在を消極的平和と呼び、構造的暴力の不在を積極的平和と呼ぶ。平和教育、平和のための教育、というとき、戦争に代表される直接的暴力の否定だけでなく、この積極的平和を創造する主体形成としても、その課題を考えなくてはいけない。この意味で、ユネスコがかつて提起したように、平和と人権と開発（発展）の教育は切り離すことのできないことなのである。

（3）暴力の連鎖を支える暴力の文化

人間のもっている発達の可能性や自己実現を妨げるような外的作用のことを暴力と定義することができることを紹介した。これは、暴力の包括的な定義であるといえる。そして、ある暴力が別の暴力を生むといった循環的な連鎖があることが暴力の特徴である。それは、復讐や報復が次の復讐や報復や仕返しを生むという短期的な場合もあるし、子どもを虐待する親が自分の子ども時代に親からの折檻などの暴力を受けて育った経験をもつ場合のように、世代から世代へ引き継がれるような長期的な連鎖も考えられる。また、北アイルランド、ユーゴスラビア、アフリカなどでは、20世紀に入っても民族・宗教対立のも

とで報復による歴史的な暴力の連鎖が対立を泥沼へと導き、多くの犠牲者を出してしまってきている。

このような暴力の連鎖を支えているのは暴力の文化（文化的暴力）である。この場合、文化とは人間のこころと行動様式のことを指している。指導者が戦争を開始しても、民衆がそれを支える考え方や、行動をとらなければ、戦争を持続させることはできない。「支配的なイデオロギーは支配者のイデオロギーである」という言葉は、支配者は、戦争や社会的不正義を開始・維持・発展させたいときに、国家権力を用い、教育やメディアを利用して、暴力の文化を国民の間にいきわたらせることによって、暴力の状態に対して疑問や否定の感情をもたせないように操作するという警告である。

暴力行為と暴力の文化は、お互いを支え合う、車の両輪のようなものである。たとえば、人権侵害・差別（構造的暴力）を偏見・差別意識（暴力の文化）が支え、それを助長する。逆に権利侵害・不平等の実態があると、それがまた偏見を生みだし増やすこととなる。暴力と暴力の文化の間にもこのような連鎖がある。逆に人権侵害（暴力）に対して、人々が平等・人権尊重の考え方（平和の文化）で対抗していけば、暴力の悪循環を防止することができるだろう。

したがって、平和創造の課題には、第一に、直接的暴力から消極的平和へ状態への転換の課題があり、第二に構造的暴力から積極的平和への転換の課題があり、さらに、第三に暴力の文化から平和への文化への転換の課題がある。2000年は、「平和の文化国際年」であり、ユネスコのイニシアティブのもとで、国連が、平和の文化への転換の課題を、地球的に提起した画期的な年であった。

(4) 平和の文化とは何か

暴力の連鎖と構造は、人間の発展の可能性を否定するから、本来矛盾をはらむものである。暴力が起きようとしている、あるいはすでに起こったときに、直接に問題解決することの重要性はいうまでもない。これは国連でいうと安全保障理事会の役割である。しかし、根本的な解決のためには、直接的な外交的・軍事的な問題解決を越えて、教育や文化の面で、暴力を支える暴力の文化から平和の文化への移行を達成することが必要である。これは国連においてはユネスコが90年代に入って本格的に取り組んできた問題である。アナン国連

事務総長は、平和維持軍などの国連の平和構築の活動だけでは十分ではなく「永続性のある平和のためには、われわれは、もっと深いレベルでも行動しなければなりません。すなわち、平和の文化が必要なのです」と述べている（平和の文化をきずく会、2000）。平和の文化は世界中が共同して取り組むべき課題であることも提起されている。マヨール氏の後を継いだ松浦ユネスコ事務局長は「平和の文化はすべての人が分かち合う普遍的な文化であり、私たちの人間性を共通に貫くものなのです」と述べている。このように平和の文化は21世紀の世界に向けての国際的な提言なのである。

国連決議「平和の文化に関する宣言」（1999年9月）では、平和の文化について、第1条で次のように定義している（平和の文化をきずく会訳）。これが最も公式的な平和の文化の定義であるといってよいだろう。

第1条：平和の文化とはつぎにかかげるような価値観、態度、行動の伝統や様式、あるいは生き方のひとまとまりのものである。

- (a) 教育や対話、協力を通して生命を尊重し、暴力を終わらせ、非暴力を促進し、実践すること。
- (b) 国連憲章と国際法の精神にのっとり、本来それぞれの国の国内法下にある諸事態には、その国の主権や領土の保全、ならびに政治的な独立の原理を十分に尊重すること。
- (c) すべての人権と基本的な自由を十分に尊重し、その促進をすること。
- (d) 紛争の平和的な解決に向けて責任を負うこと。
- (e) 現代ならびに未来の世代が、開発と環境を享受できるように努力すること。
- (f) 発展の権利を尊重し、その促進をすること。
- (g) 女性および男性の平等の権利と機会均等を尊重し、その促進をすること。
- (h) 表現や意見、情報の自由に関するすべての人の権利を尊重し、その促進をすること。
- (i) 社会と国家のあらゆるレベルにおいて、自由、正義、民主主義、寛

容、連帶、協力、多元主義、文化的多様性、対話、そして相互理解という原則をまもること。

そして平和の文化は、平和に貢献する国内的そして国際的環境によってはげまされる。

(a)から(i)までの項目は直接的暴力と構造的暴力とそれを支える暴力の文化とに対抗する、平和の文化の領域を示している。しかし、平和の文化は、上に述べた内容の実現を誰かにやってもらうように期待することではない。それらの内容を、自分の考えと思い（価値観）にして、それを行動をとおして取り入れること（態度）と、前の世代から次の世代へ引き継いでいくこと（伝統）と、そのやり方で実際に実行すること（行動様式）と、そのような生き方を生活の中につらぬくこと（生活様式）すべてを指す。したがって、平和の文化は記念碑や行事や建物のように私たちの外に形としてあるものというより、むしろ、私たちの心の中にあり、まわりの人たちとともに行動していく人間関係の中にあるものなのである。

それゆえ、教育の果たす役割は重要であり、「平和の文化」は、学習や対話や共同活動のなかで生まれ発展していくことが期待される。また、それは、国際関係や民族問題などのマクロレベルにのみ適用される概念ではない。たとえば「平和運動」は平和な社会や国際関係の創造のための共同の取り組みを特に意味するけれど、「平和の文化」における平和とは、より日常的なトラブルや困難とその克服にも使われるよう、その意味する範囲が広いことに注意しなければならない。

(5) 方法としての平和——ユネスコの提案

ガルトゥングの暴力と平和の定義は、状態ないし行為（あるいは影響力）によるものであった。しかし、平和の問題を考える場合、問題の当事者間が对立・紛争関係にあるときに、その解決の方法が、暴力的か平和的（非暴力的）かがポイントである。方法としての平和・非暴力を考える上で、家庭や学校という身近な日常生活から、民族紛争・国際関係といった、大きな問題までをつらぬく「平和の文化」として、ノーベル平和賞受賞者の良心と知恵を集めて 6

項目に集約したものが次に紹介する「宣言」である。これは、ユネスコが平和の文化国際年を記念して、1999年3月より、世界1億人・日本100万人の署名を目標としてとして提案されたものである。

「わたしの平和宣言」

1 「私は、すべてのいのちを尊敬します」

差別や偏見をもたずに一人ひとりの人間の生命と尊厳を大切にします。

2 「私は暴力を拒否します/つかいません/許しません/なくします」

行動的な非暴力を実践します。暴力はどんなかたちでも許しません。身体的、性的、心理的、経済的、社会的暴力、とくにもっとも社会的に恵まれない人びとや傷つきやすい人たち、たとえば子ども・青年などにたいする暴力を許しません。

3 「私はみんなとわかちあいます」

私の時間と持ち物を、広い心で、わかちあい、仲間はずれ、不正義や政治的、経済的抑圧を終わらせます。

4 「私はわかるまで耳を傾けます」

表現の自由を守り、文化のちがいを認めあいます。いつも対話を心がけ、狂信や悪口なしに、相手を拒否せずに、耳を傾けることを心がけます。

5 「私は地球環境を守ります」

私は、責任ある消費者行動をとり、地球上のあらゆる生命を尊重し、自然のバランスを守るような開発の実践をすすめます。

6 「私は連帯を再発見します/再構築します」

女性の完全参加と、民主主義の原則を尊重して、私のコミュニティ（家族・仲間・地域社会など）の発展に力をつくし、新しいかたちの連帯とともににつくります。

(平和の文化をきずく会訳。この他に日本ユネスコ協会連盟の訳もある。)

(6) 平和と非暴力の文化国際10年にむけて

これまでの日本語の語感からすると、平和を問題にするときには、身近な問題よりも民族・国家という大きなレベルで問題にすることが多かった。また、

暴力という言葉は、身近な生活レベルで使われることが多かった。新聞にたとえると、平和は政治面、暴力は社会面の言葉であった。本稿で提案するのは、暴力の問題を考えるにあたって、政治・経済的な暴力が民族・国家・国際関係というマクロのレベルで起こっている一方、平和問題はマクロレベルだけでなく身近な問題でもあるということを認識すべきだ、ということである。「わたしの平和宣言」の提起を真摯に受けとめたい。

米軍基地用地のために突然、家と耕地をうばわれた、沖縄・伊江島の阿波根昌鴻氏（『米軍と農民』『命こそ宝』いずれも岩波新書）らの基地反対闘争は、積極的・行動的な非暴力の闘いであった。その精神は「すべて剣をとるものは剣にてほろぶ」などと聖書を援用しながら、米国・米兵という相手の良心と利益に訴える闘いであったという。非暴力的方法は、ときとして、武力に訴えるよりも、もっと勇気を必要とするやりかたである。また、敵や相手の立場を考えること（共感）や、人間的な思いやり（寛容）の精神も必要なのである（阿波根、1973, 1992）。

われわれが、戦争や性暴力や差別や不正義を憎み、責任者をきびしく批判するのは、その基礎に生命と人間の尊厳への信頼と、苦しみ虐げられた人々への共感があるからである。ゆるぎない平和の基礎の、そのまた基礎を築くのが「平和の文化」なのである。来るべき「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」（2001年から2010年まで）への取り組みを強めたい。

3 平和と心理学

（1）平和心理学という学問の成立と発展

平和心理学に関しては、国際心理学会がメキシコ・アカプルコで開催された1984年が世界的な学会の認知という意味で「元年」ともいるべき非常に重要な年である。この年において、国際心理科学連合（IUPsyS：全世界の心理学団体の連合体・上部組織）の中に平和心理学研究委員会（CPSP：Committee for the Psychological Study of Peace）が発足している。世界各国の心理学者が平和問題についてシンポジウムを開き、その結果として委員会ができた。

国際心理科学連合主催の国際心理学会は、4年に1回オリンピックの年に開

催され、冬季オリンピックの年には、国際応用心理学会（IAAP）が開催される。IAAPには、平和研究者の集まる場として政治心理学部会（Division of Political Psychology）が設けられている。すなわち、2年置きに国際会議が開催され、なんらかの平和関係の催し、シンポジウム等が行われているということになる。加えて、その間の奇数年に、IUPsySのCPSPは独自の会合をもっている。したがって平和問題については、世界レベルで毎年1回、国際会議のなかで企画がもたれているか、独立した会合がもたれているということになるわけである。

日本からも委員を出しているCPSPは、その継続的な活動で国際的に高く評価されている。4年ごとにIUPsySへの報告書が出されているが、残念ながら、これまで日本国内では、その活動が十分には紹介されてこなかった。平和心理学のテーマは実に様々であり、偏見の問題、攻撃行動、紛争解決、最近注目されているのが和解の問題、それから戦争指導者、政治指導者も含め指導者の心理、など幅広いテーマが扱われている。

(2) 学問としての平和心理学とその諸分野

「平和心理学」という言葉自体、おそらくなじみのないものであり、そういうジャンルがあるのかどうかという疑問をおもひの読者もおられよう。あるジャンルが確立しているかどうかには、いろいろな基準があると思われる。その基準の一つとして、たとえば、学会の有無があるが、この点については、現在アメリカでは、平和心理学の学会が成立している。アメリカの平和心理学会は、アメリカ心理学会（APA：会員数7万人）の第48部会「平和心理学部会」（Division of Peace Psychology）という形態をとっており、約2000人の会員が参加している。同時に独立した学会として「平和・コンフリクト・暴力研究学会」という別名も持っている。すなわち、アメリカでは部会（日本では学会に相当する）として、48番目に一つの専門分野として独立したことである。

もう一つの、ある学問が下位分野として成立しているかどうかという基準として、その分野のジャーナルがあるかが問題になる。90年代に入ってから『平和と紛争』（*Peace and Conflict*）という雑誌が発行されている。これは

APA の平和心理学部会の機関誌であるとともに、アメリカの他のジャーナルと同様、レフリー制のもとで部会員以外からも自由に投稿可能な雑誌として位置づけられている。

さらに、今日、いくつかの平和心理学の教科書的な本が発刊されているということも、学問としての平和心理学の意義を示しているといえよう。

この点で Christie *et al.* (2001) は、平和心理学の諸課題を、「直接的暴力」「構造的暴力」「平和創造（直接的暴力の克服）」「平和構築（構造的暴力の克服）」の 4 つの分野に分けて、APA の平和心理学部会の会員が中心になって書かれた 30 章立ての単行本であり、テキストとしての使用に耐える多様な中身を持っている。しかしながら、ある分野の意義を明確に示す「○○心理学事典」、あるいは「Handbook of ○○ Psychology」といった事典やハンドブックはまだ発行されていない。

すなわち、現在アメリカでは、平和心理学が学問として確立しているといえる一方、まだ確立されていない側面もあるという状況である。

日本における平和心理学は 3 つの時期に分けられる。第一の時期は 1984 年の「平和のための心理学者懇談会」ができる前までの時期、第二に、84 年以降、日本で国際応用心理学会が開催された 1990 年までである。この年に、それまでの日本の平和心理学研究を集大成した『平和心理学のいぶき』が刊行された。第 3 期は 1990 年から現在までである。

『平和心理学のいぶき』は約 5 分の 1 ぐらいが英語で書かれ、日本の平和心理学の業績についてまとめてあって、海外にも紹介しようという心意気で作られた本でもある。1990 年当時までに行われていた平和心理学の研究として、5 つテーマがあがっている。1 つは、平和教育の心理学、教育における平和の問題、第二には、臨床心理学である。カウンセリングや心理臨床など、いろいろな方法の中でどのように平和をすすめていくかということである。3 つ目は世論調査の批判的研究、すなわち政府や新聞はいかに世論調査で世論操作しているかということを暴露した研究である。4 つ目は戦争と天皇の問題である。天皇の戦争責任といった第二次世界大戦中の指導者の問題である。5 つ目に被爆者研究、被爆者の 3 つの補償を実現するには心理学者はどういう貢献ができるかということである。

90年代、それから21世紀に向けてどういう課題があるかということについては、表1-1のように杉田（1997）がまとめている。平和心理学でまず頭に思い浮かぶ分野は、社会心理学の分野である。偏見や差別、攻撃行動、同調、紛争解決、集団間の問題、デマ、群集心理などの分野である。臨床心理学では、戦争神経症の研究、罪の意識研究——これは被爆者などと関連する——、PTSD——今問題になっている災害や戦争が終わった後の心の傷の問題——、被害者をどう救済するか、そして和解、などの問題がある。

平和問題は発達心理学にとっても非常に重要なテーマである。幼児期からの発達段階に応じた平和への教育にとっても平和心理学は貢献することができるだろう。前述のガルトゥングの定義を、発達心理学的に翻訳すると、人間の発達の可能性が人為的に損なわれている状態ということである。ある子どもが肺炎で死んだ場合、現代科学とか病院とかいろいろな施設、経済力や医療の力をもってしても救えなかったとしたら、それは暴力ではないが、政治・経済・民族問題などで、人為的に産出された貧困・飢餓・汚染などの理由で、子どもが死んだとしたら、それは、武器を使わない「もう一つの戦争」すなわち構造的暴力である。

「発達」概念は、発達保障や発達権などというように価値的に用いられる場合もあり、単なる時間上の変化をあらわす没価値的な用語として用いられる場合もある。そうでない場合もある。本稿での発達概念は、発達の可能性は「それを実現しなくてはいけないもの」であるとし、価値的なものとして扱う。ガルトゥングの定義からみると、平和心理学は、発達の条件づくり、環境を整えることに貢献する学問であるといえる。

教育心理学においては、平和教育の心理学的基礎をうちたてるのが重要な課題である。また、認知心理学の面では、人間が偏見をもつのは、認知心理学のメカニズムからみると当然の現象であるというのが主流の考え方である。偏見をもつのが悪いというのではなく、法則的にわれわれは偏見をもつという認知のシステムがあるのだが、それをどのように正しい認識に近づけていくか、というかたちで認知心理学と平和心理学は深く関連しているといえよう。

表1-1には学習心理学という表現はないが、戦争という最悪の政治的手段を回避し、非暴力的な対人的・対集団的・対国家的な関係を形成するためのス

表1-1 平和心理学テーマ例（杉田、1997）

社会心理学	偏見・差別・ステレオタイプ 攻撃行動と愛他行動 同調・服従 紛争研究（発生・形態・解決法） 帰属の誤り 内集団・外集団 集団システム（民主的 vs 権威的） 説得的コミュニケーション デマ・流言飛語 群集心理 エネミー・イメージ ミラー・イメージ（プロンフェンブレンナー）
臨床心理学 (精神分析・精神医学)	戦争神経症 戦争生存者の「罪の意識」 PTSD 攻撃性の低減 「恨み」・報復要求の処理、「和解」 グリーフ・セラピー, グリーフワーク
発達心理学 (乳児・幼児児童・青年)	戦争・平和・命・人間性の認識・態度の発達 偏見の発達 攻撃行動の発達 アイデンティティ形成の阻害 社会的責任感
教育心理学	平和学習の方法 平和概念形成
認知心理学	偏見の情報処理過程 ソーシャル・スキル ステレオタイプ
人格心理学	自己評価（自尊心）の形成・回復 権威主義的パーソナリティー, 民主主義的パーソナリティー
犯罪心理学	暴力犯罪の規定因
コミュニケーション心理学	暴力的システムへの介入方略
災害心理学	被害者・被災者へのケア, ソーシャル・サポート デブリーフィング（被災体験の意味づけ）
異文化間心理学	異文化接触, 文化摩擦, 文化受容, 共感
政治心理学	政策決定過程への心理的要因の影響 (開戦・停戦・和平プロセス)

キル形成も大切である。

人格心理学との関連では、権威主義的パーソナリティというのが、戦後のファシズム研究の出発点であった。

また、近年、コミュニティ心理学が注目されてきている。1997年に機関誌『コミュニティ心理学研究』ができ、1998年に日本コミュニティ心理学会が成立した。この場合のコミュニティというのは地域だけではなく、組織あるいは場合によってはもっと大きな単位である民族などのレベルを含んでいる。さまざまなレベルの集団や組織やシステムに介入するという研究が活性化している。日本のコミュニティ心理学会にはアメリカに見られるような政治的色合いは少ないが、社会問題を実践的に捉えて心理学的に明らかにしようという問題意識があるといえよう。

さらに、最近注目されている異文化間心理学の分野がある。現在日本には、数万人の留学生がいるが、在日外国人も含めると100万という規模で日本国内の異文化接触が起こっている。異文化間葛藤解決や偏見の解消の問題も平和心理学に含まれる。

また、政治心理学と平和心理学とが密接な関係があることは例をあげるまでもない。

(3) 「予防」と平和心理学

約10年前に健康心理学会ができており、1997年には『健康心理学事典』(日本健康心理学会編、1997)が発行された。健康という概念に関連するものとして「予防」という重要な概念がある。

予防は、癌の予防、心臓病の予防というように病気や問題を未然に防ぐことを意味する。予防は、一次予防・二次予防・三次予防、という分類が一般的である(表1-2)。表1-2の健康心理学的説明に関連させながら、平和心理学からみた予防の概念を以下に紹介する。

三次予防というのは、癌にかかったり心臓病になった人の再発防止であるとか、伝染病をこれ以上広げないとか、あるいは一端入院した人のリハビリテーションであるとか、すなわち病気の影響をこれ以上広げないという予防である。平和心理学では、戦争や紛争の発生後と終了後の段階に対応する。すなわち、

表1-2 健康心理学における予防概念

予防概念	対 象	健康心理学の例
一次予防	一般人の健康力を高め、コミュニティの成員の物質的、心理社会的、社会文化的供病気への抵抗力を強化	給への要求に応えるとともに、精神保健教育を中心とする、コミュニティの精神健康度を向上させる働きかけ。
二次予防	問題発生の危険性がある状況・ハイリスク対象への介入	不適応の早期発見と早期診断による、迅速で効果的な処置を通じて、不適応や障害の拡大や悪化を減少させること。
三次予防	問題がすでに起こった場合の悪化防止、回復援助、再発防止	適切な治療的関わりによって回復に向かっている人に対し、現実場面への復帰を援助し、同時に受け皿となる現実場面へ働きかけること。

戦争再発の阻止や、対立解消後の政治犯罪の処理などが課題である。たとえば、南アフリカにおいてアパルトヘイトを廃絶するための新政府の樹立に紛争解決を専門とする心理学者が果たした役割は大きかった。また旧体制下で黒人や活動家を弾圧した責任者・当事者が罪状の事実と反省の念を公表すれば恩赦を与える権限をもつ真実和解委員会は、非暴力と社会正義の精神で運営されている。ここにも南アフリカの心理学者たちの寄与がある。

二次予防とはハイリスクな対象に介入して、その病気が起こらないようにすることである。特定の集団や特定の個人に対して働きかけるというのが二次予防である。場合によっては早期発見・早期治療というのもこの二次予防のカテゴリーに含まれる。素因をもっていたり、ちょっと病気が初期的に進行しているときに、症状が出る前に病因を叩くということである。平和心理学では、紛争解決、紛争がエスカレートしない前に未然に防ぐというテーマがこれに対応する。

一次予防は、すべてのポピュレーション、たとえばある地域の住民全員に対して、健康教育や栄養指導、あるいは病気に対する認識の徹底等の方法で、コミュニティや国家のレベルで全体的に病気を減らしていくという予防行為のことである。ハイリスクの人もそうでない人も、その家族の人も全員に対して、ある病気が起こらないような社会をつくっていくというのが、健康心理学の今目的課題になっている。平和心理学といえば、平和創造のために、平和の文化を地球の各地域で構築するために貢献する課題がこれに当たる。すでに述べて

きたように、平和の文化とは、人権、民主主義と住民参加の政治、寛容、持続的人間発達、平和教育、情報公開と自由、女性の参加、などを含む複合的な概念である。国連総会とユネスコが提起している「平和の文化国際年」(西暦2000年)は、これまでいわば安全保障理事会による三次予防と二次予防が中心だった国連の役割を、一次予防を強調することにより、より積極的な平和創造の役割中心へシフトさせようという21世紀に向けての野心的な試みであり、概念構築であると筆者は考える。

こうみてくると、戦争や環境破壊などから人類社会を一次予防するのが平和心理学の最も重要な課題である。戦争・環境破壊は、さまざまなシステムを変革すれば解決できるという前提にたってみよう。核事故や核実験による環境汚染も平和心理学の観点からすると暴力であり、平和心理学が対象とすべき問題である。平和心理学は、戦争中や戦争後の心理学的問題もふまえて、戦争が起こらないようにするための予防の学として、位置づけられうるのではないかと考えられる。

日本において、1980年代頃までは、平和心理学は心理学の主流に対する批判の学問、たとえば、心理学の価値中立性という哲学に対する批判であるとか、世論調査による世論誘導の批判、というようなところが一つの重点だった。しかし、90年代から21世紀に向けては、先ほどの言葉でいうと、一次予防の科学、平和創造ということに重点をおいて行われるような学問であるというよう、その性格が変わってきている。

■引用・参考文献

- アダムズ, D.(編) 1996 中川作一(訳) 暴力についてのセビリア声明—戦争は人間の本能か— 平和文化
- 阿波根昌鴻 1973 米軍と農民 〈岩波新書〉 岩波書店
- 阿波根昌鴻 1992 命こそ宝 〈岩波新書〉 岩波書店
- Christie, D. J., Wagner, R. V., & Winter, D. D. (Eds.) 2001 *Peace, conflict and violence: Peace psychology for the 21st century.* Upper Saddle River, NJ: Prentice-Hall.
- ガルトゥング, J. 1991 高柳先男・塩屋保・酒井由美子(訳) 構造的暴力と平和 〈現代政治学双書〉 中央大学出版部

- 平和の文化をきずく会 2000 暴力の文化から平和の文化へ—21世紀への国連・
ユネスコ提言— 平和文化
- 平和のための心理学者懇談会 1990 平和心理学のいぶき 法政出版
- 伊藤武彦 1997 体験学習旅行「日韓平和と交流の旅」とその効果 古澤聰司・入
谷敏男・伊藤武彦・杉田明宏 語りつぎ未来を拓く平和心理学 法政出版
pp.149-178.
- 伊藤武彦・杉田明宏・中川作一 1997 大学生の平和意識—「セビリア声明」との
関連— 日本の科学者, 32(8), 28-32.
- 伊藤武彦 1998 偏見とカウンセリング 現代のエスプリ 377 (多文化時代のカウ
ンセリング) 至文堂 pp.59-67.
- 伊藤武彦 1997 偏見とカウンセリング 井上孝代(編) 留学生の発達援助 多賀
出版 pp.95-109.
- クラウゼヴィッツ, K. 1968 篠田英雄(訳) 戦争論 上・中・下 〈岩波文庫〉 岩
波書店
- ランガム&ピーターソン 1998 山下篤子(訳) 男の凶暴性はどこからきたか 三
田出版会 (発売: 出版文化社)
- 日本健康心理学会(編) 1997 健康心理学辞典 実務教育出版
- 大渕憲一 2000 攻撃と暴力—なぜ人は傷つけるのか— 丸善
- 城丸章夫 1987 管理主義教育 新日本出版社
- 杉田明宏 1997 セビリア声明と平和心理学 古澤聰司・入谷敏男・伊藤武彦・杉
田明宏 語りつぎ未来を拓く平和心理学 法政出版, pp.125-147.

■参考図書・資料

- Christie, D. J., Wagner, R. V., & Winter, D. D. (Eds.) 2001 *Peace, conflict and
violence: Peace psychology for the 21st century*. Upper Saddle River, NJ:
Prentice-Hall.
- 米国の平和心理学者が中心となって、直接的暴力と構造的暴力と平和構築・
平和創造について30章に及び多角的に論じた最近の好著。
- ヨハン・ガルトゥング 1991 高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳 構造的暴力と平
和 〈現代政治学双書〉 中央大学出版部
- 構造的暴力についてのガルトゥングの1969年の有名な論文が翻訳されてい
る。
- ヨハン・ガルトゥング 伊藤武彦(編)奥本京子(訳) 2000 平和的手段による紛争
の転換 平和文化
- ガルトゥングは近年、紛争を転換する方法である TRANSCEND の開発と
普及に力を入れている。このブックレットは、国連職員の訓練マニュアルの
日本語訳であり、伊藤の解説が付いている。
- 平和の文化をきずく会 2000 暴力の文化から平和の文化へ—21世紀への国連・
ユネスコ提言— 平和文化

2000年が平和の文化国際年であることにちなんで発行されたブックレット。

国連・ユネスコの平和の文化の定義とその解説が行われている。

平和のための心理学者懇談会 1990 平和心理学のいぶき 法政出版

1990年段階での日本の平和心理学の動向や到達点が示されている。世界の

心理学者たちのあげた声明も原語と日本語訳が紹介されている。

デービッド・アダムズ(編) 1996 中川作一(訳)杉田明宏・伊藤武彦(編集) 暴力
についてのセビリア声明—戦争は人間の本能か— 声明文と解説 平和文化

本ブックレットは、戦争が人間の本能に根ざしているのではないことなど5

つの命題の原文と訳と解説である。ロールモデルが子ども青年にとって重要なことも解説で述べられている。

伊藤武彦 (itot@wako.ac.jp) のホームページ www.wako.ac.jp/~itot/

平和の心理学やガルトゥングのトランセンドの研究等について資料が紹介さ
れている。また、リンクも豊富である。

平和の文化をきずく会のホームページ www.daito.ac.jp/~sugitaak/jsdcp.htm

2001年から2010年までは「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化
国際10年」である。これをめぐっての情報がここに掲載されている。

平和の文化ニュースネットワーク (CPNN) のホームページ www.cpnn.net

「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」にちなんで開設
された平和のニュースやメディアのサイト。運営に世界の多数の心理学者が
かかわっている。

第2章 青少年は社会の希望をどのように語るか

白井利明

1 暴力が生み出す無力感

戦争という暴力は今、そのひとに身体的・精神的・社会的苦痛を与えるだけではない。暴力のもつ最も本質的な問題の一つは、その暴力がこれからも続くであろうこと、あるいは、その暴力を自分のちからではどうしても避けることができないと思わせることにある。社会の未来を語るにあたって、私たちは、暴力という危機的な状況下にあって、どのようにして希望を語り続けることができるのか、あるいは、どのように希望を語ることによって暴力をなくすことができるのか、考えなければならない。

第二次世界大戦のさなかに、ドイツのナチスが多くユダヤ人を強制収容所に送り、ガス室などを使って虐殺したことはよく知られている。ところが、実際に強制収容所にいた心理学者の観察によれば、多くのひとたちは実際にガス室に送られる前にこときれてしまっていたという。

当時、アウシュビツ強制収容所に入れられた精神医学者である Frankl (1947) によれば、1944年のクリスマスと翌年の新年とのあいだに、大量の死者が出たという。これは、過酷な労働条件によるものでもなければ、悪化した栄養状態によるものでもなく、あるいはまた、悪天候や伝染疾患によるものでもなく、単に多数がクリスマスには家に帰れるだろうという、素朴な希望に身を委ねたからであるという。あてがはずれて失望と落胆へと急激に落ち込んだことが、生命の抵抗力を致命的に奪ったのである。

これは人間が希望をもつことがどれほど重要なことかを教えてくれる。しか

し同時に、安易な——何をもって安易とするかはむずかしいが——希望をもつことが、いかに希望を失わせるかも教える。

ダッハウ強制収容所、のちにブッヒェンワルト強制収容所へと送られた精神分析学者の Bettelheim(1960)によれば、多くの囚人が「こんなことは現実であるはずがない、起こるわけがない」と考えていた。現実を認めることは難しかった。強制収容所の外でも、大部分のひとたちが本当だということを否認したり、たえざる恐怖のなかで苦しんだり、自分をみじめに感じていた。

Bettelheim は、『アンネ・フランクの日記』は現実の否認が身の破滅を早めることを証明したという。彼女の死は無意味だったといいきる。なぜなら、家族がバラバラにならず地下生活をするのは生き延びるうえで最も困難なやり方であったにもかかわらず、フランク家は平常通りの生活を続けようとした。しかも、発見されるまで時間的余裕があったにもかかわらず、非常用の脱出路さえつくろうともせず、フランク氏が子どもに教えていたことは典型的な高校の学科目で、いざというときどうやって逃げるかではなかった。死の可能性を直視できなかった結果であるという。フランク氏の深い愛情にもかかわらず、ただ自分の家族を従来のままにしておきたいとのみ願ったために、家族を生き延びさせることができなかった。反対に、生き延びることのできたのは、世の中がメチャクチャになり、非人間性が猛威を振るっているときには、平常通りというわけにはいかないことを知っているひとたちばかりだったという。

これらのこととは、私たちに希望の持ち方を教える。社会の現実から目を背けるのではなく、現実に即した希望を語ることが必要である。そして、社会の否定的な面だけ見るのであれば絶望するばかりだが、社会がどんな状況にあっても自分の生活は変わらないという考え方は現実の否認でしかない。

今日の社会は第二次世界大戦中とは状況が異なるが、戦争や暴力の報道が絶えることがない。都筑（1996）は、「時代は、青少年が自分および社会の未来についての希望を持つことが困難な時代である。それだからこそ、希望を持ち続けようとする努力がいっそう求められる」（p.426）と指摘している。

本章は、このようにななかにあって、今日の青少年が社会の未来をどのように見ているのかを検討する。そして、社会の希望を語り続けるとはいかなることなのか、考えてみたい。

2 今日の青少年が見る社会の未来像

朝日中学生ウィークリーが2000年に中学生2,174人に行った調査によれば、「世界はいま平和だ」という意見を肯定する者は15.2%にすぎなかった。肯定の理由は「戦争をしている国が少ない」などというもので、否定の理由は「世界中で犯罪や事件、事故が多い」などというものであった。「日本はいま平和だ」という意見を肯定する者は38.9%で世界に対する考え方よりも多かったが、1987年に調査を開始して以来の最低の数値だったという。肯定の理由は「戦争がないから」などで、否定の理由は「事件や事故が絶えない」などであった。日本の青少年は日本も世界も必ずしも平和でないと考えていた。平和の基準は暴力の有無だった。

社会に対する否定的な見方は現在に対してだけではない。ベネッセ教育研究所が公立高校生1,518人に対して、1999年に、30年後の日本社会について尋ねたところ、自然環境に関して悪くなっていると思う者が81.9%，治安状況では48.5%，人々の連帯感では45.5%であり、いずれもよくなっていると思う者を上回った。他方、アジアや欧米諸国との関係や社会全体の経済状態に関してはよくなっていると思う者が上回り、さらに一人ひとりの生活水準に関しては49.2%の者がよくなっていると回答した。社会の未来を全く悪いものだけは見ていないが、今日の青少年は、環境や治安など社会の根幹になるところを否定的に予測している。

社会の未来を否定的にイメージする傾向はごく最近だけのものではない。恵那教育研究所が1986年に小学4年から大学生までの1,643名を対象に調査したところ、将来の不安の上位2つは「戦争が起きそう」「核兵器がある」というもので、両者あわせて65.8%が選んでいた。現在の不安よりも割合が高く、戦争や核兵器の危険が高まると予想している。

こうした見方は日本の青少年だけではない。WHOが実施したオーストリア・イングランド・フィンランドにおける11歳から15歳までの8,498人の調査結果から無作為抽出した1,861人分をSolantaus(1987)が分析したところ、戦争への心配が平和への希望を上回っていた。とくに、フィンランドでは戦争

の不安を 78.0 % が肯定し、平和の希望は 24.8 % が肯定するだけだった。Solantaus は、国による違いが見られたことから、こうした心配は、青少年期の成長に伴う不安の投影でもなければ、家庭生活などの不満のあらわれでもなく、その国の政府やメディアが世界の問題に対してどのような対応をしているのかに依存しているとした。フィンランドでは、核兵器の問題を取り上げ、軍縮のための報道も多くなされていた。つまり、戦争に対する不安は、一定の情報が与えられ、関心が高まっている結果である。

Zaleski ら (1994) が 1990 年から 1991 年にかけて、ベルギー・東西ドイツ・ポーランド・ウクライナ・インド・アメリカの大学生 864 人に行った調査によれば、インドを除き核戦争は今後 50 年間に改善されるとしたが、環境問題は解決できないとした。しかも、核戦争よりも環境問題が重要だとした。この結果は、解決困難な問題が重要である（重要な問題が解決困難である）と考えられていることを示した。

以上から、青少年は核戦争の勃発や環境破壊、治安状況の悪化などという社会に対する否定的なイメージをもっていた。それは、青年が社会と自然への搾取や暴力の存在を知っており、関心を寄せており、しかも、解決の見通しがもてないでいることの反映である。

3 社会と自己の未来像におけるギャップ

ペネッセ教育研究所は、30 年後の自分の生活についても調査している。それによれば、「幸せな家庭生活を送っている」を肯定する割合が 88.6 % であり、「気の合った多くの友人を持っている」が 88.5 %、「自分に合った仕事をしている」が 82.8 %、「地域の人たちと親しくつきあっている」が 80.0 % であった。ほとんどの者が自分の未来には明るいイメージをもっている。

しかし、よく考えてみると、おかしな話である。戦争が勃発したり、自然環境や治安状況が悪くなったり、人々の連帯が失われているのに、幸せな家庭生活が送れたり、まわりのひとたちと親しくつきあっていられるのだろうか。社会の未来に対する否定的なイメージと自己と仲間の未来に対する肯定的なイメージとのギャップはどのように考えたらよいのだろうか。今日の青少年は、社

会と自分を切り離して考えているために、ギャップを感じないのであろうか。

恵那教育研究所は、今日の青少年は、核や戦争に結びついた大きな不安をもつがゆえに、それを打ち消そうとして、目前の安心を求め、それにひとりきろうとして、大きなことが見えなくなってしまっているのではないかと分析している。社会の未来に対する不安が長期で大きいものであるだけに、自分だけの目先の小さな幸福に目が奪われがちであるとも考えられる。

Weinstein(1980)は、非現実的楽観のバイアスが個人にはあるが、これは動機づけ的な説明だけでは十分ではないという。動機づけ的な説明によれば、個人の非現実的楽観は、現実を歪曲させて不安を減少させようとする防衛的現象であるとされる。

非現実的楽観のバイアスとは、ある個人がほかのひとよりも、より多くの肯定的な出来事に出会い、より少ない否定的な出来事にしか出会わないだろうと考えることをいう。楽観的なある態度が非現実的であるかどうかを知ることはむずかしい。しかし、ある集団において、自分が否定的な出来事に出会う確率は集団の平均以下だと全員が考えているとすれば、明らかに非現実的である。

このバイアスを説明するために、Weinsteinは認知的な要因を重視する。たとえば、統制の可能性とステレオタイプの顕在性に注目する。統制の可能性に関しては、個人が否定的なライフ・イベントに影響を与えると考えるほど、それに出会う機会は他のひとよりも少なく、個人が肯定的なライフ・イベントに影響を与えると考えるほど、それに出会う機会は他のひとよりも多くなるだろうと考えがちである。また、ステレオタイプの顕在性に関しては、特定のタイプのひとが否定的なライフ・イベントに出会うと一般に認知されているほど、自分は出会わないだろうと考えがちである。

Festinger(1957)の認知的不協和の理論によれば、ズレがある状態は不快な状態であるから、それを低減したり、回避したりする傾向をもつ。もし青少年が社会の大きな不安に対する防衛から個人の小さな安心にしがみついているとすれば、両者のギャップがはらむ矛盾が指摘されると、さらに自己に対する脅威となるから、それを打ち消そうとするであろう。たとえば、「まさか戦争は起こらないだろう」と、社会の未来を楽観的に考え直すことによって、不協和を回避するかもしれない。他方、非現実的楽観のバイアスの考え方を敷衍して

考えると、自己と他者に対する見方がそもそも違うのだから、不協和にならないかもしない。もしそのいずれでもないとすれば、別の説明が必要となる。

4 ギャップはどのように解消されるか

白井（1990）は、青少年に実際にギャップを指摘してみて、青少年がどのような反応を示すのかを、検討してみた。

まず、第1回調査として、1983年、中学生69人（男子33人、女子36人）に10年後の社会と自己と仲間について自由に作文を書くよう求めた。この中学は校区内に自衛隊の基地があり、防音のために学校の窓は二重となっていた。また、保護者も自衛隊で働いている方が少なからずいた。こうしたことから、日本の軍隊について比較的身近に考える環境にあった。

図2-1に示されるように、10年後の社会については否定的イメージの記述が多く、「殺人が増えて物騒な不安な世の中」「自然が破壊され公害だらけとなる」「人口が増えすぎ資源がなくなりパニック状態になる」「戦争中である」などの記述が見られた。肯定的イメージとしては「科学が発展し便利な社会となる」が多かった。他方で、自己や仲間の未来については、「今と変わらない生活をしている」「平凡なサラリーマンになっている」などの中性的なイメージが多いが、「すてきな結婚をして何不自由のない生活をしている」「仲間と楽し

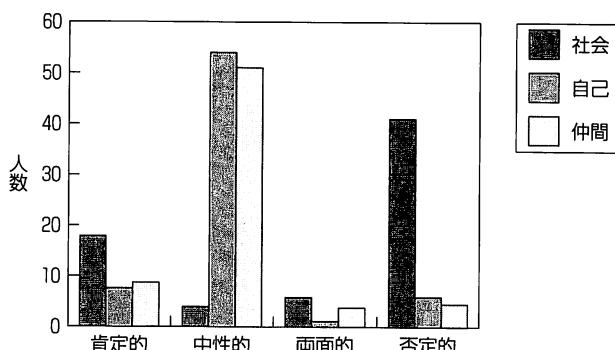


図2-1 第1回目の調査における未来像の記述

(注) 両面的とは肯定・否定の両方の記述がある場合をいう。

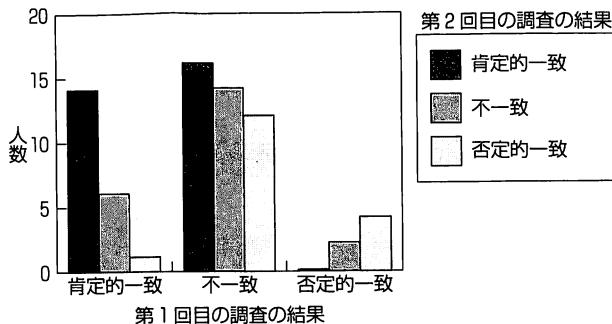


図 2-2 社会と自己の未来像のギャップ指摘後の態度変容

(注) 肯定的一致とは社会も自己も肯定的、否定的一致とはともに否定的、不一致とはそれ以外をいう。

く暮らしている」も少なくなかった。社会は否定的な未来像、自己と仲間は中性的な未来像というように、ギャップが見られたのである。

白井はさらに調査の結果を中学生に示し、社会と自己の未来像のギャップを指摘した。そして、「戦争寸前で何不自由のない生活ができるかどうか」を聞いてみると、56.5%が「そんな生活はできない」と答えた。「戦争中でも自分たちの生活とは関係がない」と回答した者は、4.3%にすぎなかった。37.7%は「わからない」と答えた。中学生の多くはギャップを認識したといえる。

次に、社会と自己の将来について、4ヵ月後に再度、作文を書くように求めた。すると、図2-2に示されるような結果となった。肯定的一致とは社会の未来も個人の未来も肯定像である場合をいう。たとえば、「社会は科学技術が発展し便利な社会になる」と予測し、「私は一流会社に勤めている」と予測する場合である。否定的一致とはともに否定像である場合をいう。たとえば、「戦争中である」に対して、自分は「死ぬかもしれない」と記述する場合である。不一致はそれ以外のものをいう。たとえば、「地球がめつぼうまじかで大こんらんがおこると思う。又は、外に出ることができないほどの世の中」という記述があるので、自分は「ごく平凡な大学生か浪人生」と答える場合である。

図2-2を見ると、第1回調査で肯定的一致だった者は第2回調査でも同じ肯定的一致が多かった。否定的一致も同じように否定的一致のままの者が多かった。ただし、第1回調査で不一致だった者で第2回調査でも同じく不一致だ

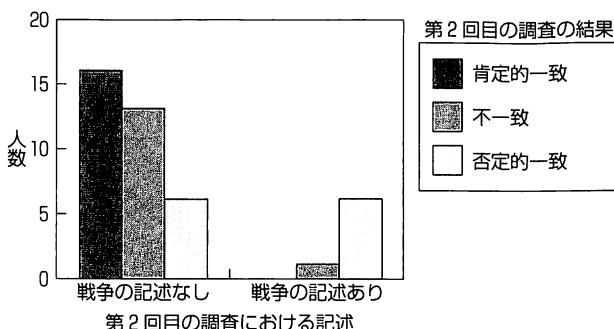


図 2-3 第1回目の調査で不一致だった者の態度変容

った者は3分の1にとどまった。ほかの3分の1は肯定的一致へ、別の3分の1は否定的一致へというように、合計3分の2の者が社会と自己の未来のギャップを減少させるような記述に変えた。しかも、図2-3に示されるように、第1回調査で不一致だった者で、第2回調査でも戦争の勃発を予想する者は自己の将来を否定的なものに修正し、戦争の勃発を予想しない者は社会の将来を肯定的なものに修正した。

以上から、社会と自己の未来像のギャップに気がつくと、自分の未来とつきあわせて、本当に戦争が起こるのかを吟味し、「戦争は起こらないだろう」と楽観的な方向に修正した者も少なくなかった。ただし、彼らのなかには、悪い社会にならないよう努力するから戦争は起きないと記述した者がいたことは注目すべきである。認知的操縦による単なる逃避とだけ解釈することはできない。

他方、戦争の勃発を回避できないと考える者は、自分に対する悪影響を否定することができなかった。だから、自分の将来を否定像へと修正せざるを得ない。この場合は、自分にとって不快な状態を増大させるだけであるから、不協和は解消するどころか、増大している。もし青少年が社会と自己を切り離したり、大きな不安から逃避しているだけであれば、こうした方向の修正は起きたはずである。この結果は、青少年が社会と自己は相互依存的なものであるととらえていることを示した。また、ギャップを急速に認知的に解消するのではなく、説明がつかないものでも回避しないでいることを示した。

社会と自己の未来像のギャップが維持されても、そこに別の行動を入れること

とによって不協和でなくすこともできる。たとえば、「10年後、これからどういう世界になるのか考えている」や「核戦争反対のデモに加わっている」など、社会とかかわるアクションをとることによって、不協和を解消することは可能である。しかし、こうした記述はあまり見られなかった。第1回調査では17.4%が記述したが、第2回調査では7.2%に減ってしまった。戦争が起きてしまっては何もできないと考えているのかもしれない。

5 個人の無力感から運命共同体としての解決の見通しへ

不協和な状態におかれているということは、今日の青少年が、どのようにしたらそれを解決できるのか、その見通しの獲得に高く動機づけられていることを示唆する。朝日中学生ウィークリーが「社会が平和するために、あなた自身でなにかしたいと思っていますか」に対して肯定した者は60.7%だった。肯定したひとに何をするか聞いたところ、最も多い回答は「わからないけど、なにかしたい」というものであり、否定したひとの最も多い理由は「なにをしていいのかわからない」であった。いずれにせよ解決のために何をしたらいいのかわからないのである。平和への動機づけで必要なことは、解決の見通しを提示することや、そのために個人が何ができるのかを指示示すことだろう。

しかし、問題は見通しの中身である。白井の調査で、ある中学生は、「おかしいとは思わない。そんなときのために税をはらって自衛隊をやっている。それに、戦争が起きても、私たちには関係がない」と答えている。つまり、自衛隊が戦ってくれるので、自分たちは変わらない生活ができるという。これも不協和の解消の仕方の1つにはちがいない。

あるいは、自分が戦うという意見もあった。ただし、この中学生は「中東に行って戦うことになるかもしれないが、かくミサイルで死んでいるかもしれない。イラクのどくガスにやられるかもしれない。(たぶんアメリカや日本はイランの方を助けるかもしれないから。) それか砂ばくで水を求めているかも知れない。あーおそろしやおそろしや!!」と書いている。

青少年がかかえる不協和は、暴力をなくしていく方向への動機づけにもなるが、他方で暴力を肯定していく方向への動機づけにもなる。ただし、この2つ

の可能性は並列ではない。後者は大きく見た場合、さらに深刻な不協和や緊張をもたらすと考えられるからである。

現代社会で戦争や環境破壊について心配することは現実的であり、正しい認知であると考える。また、個人のちからで制御できないというのも現実的な判断であろうと思われる。個人のちからを超えたところに問題があるという認識は、一方で個人の無力感を生むが、他方でこれらの問題が個人の問題では全くなく、人類全体が相対するべき問題であることも示している。運命共同体としての人類や地球の利益を考えていかなければならないといえる。

6 希望をつむぎだす

それでは、私たちが社会の希望をもつために何が必要なのだろうか。

第一に、社会の問題に取り組んで、その解決のために何らかの行動をしているひとの話を聞いたり、接したりすることではないだろうか。モデルとなるひとからはさまざまなことを教えられる。そこには「あきらめないことが大切だ」というメッセージも含まれている。たとえば、ユーゴスラビアでの虐殺の犯罪を立証するための仕事をしている方は、テレビのインタビューに答えて、虐殺の事実を覆い隠したり、さまざまな政治的な妨害もあり、きわめて困難な仕事であるが、戦争犯罪者はこうしたなかにあってゆっくりと眠ることもできないのだから、捜査を行い告発すること自体も大切なだと語っていた。平和が実現しているかどうかという結果だけ見て無力感に陥るのではなく、平和を実現しようとする過程に注目する必要があることも教えてくれる。

第二は、過去を通して確かな希望をもつことである。未来の構想はつねに過去をくぐって行われるものであるから（白井、2001），確かな歴史認識をもつことは不可欠である。

私は最近、混声合唱組曲「悪魔の飽食」を聴いた。これは作家森村誠一が原詩をつくり、池辺晋一郎が作曲した。「悪魔の飽食」とは、第二次世界大戦中に中国を侵略した日本軍の秘密部隊である731部隊が人体実験で3,000人にも及ぶ中国人を殺した事実を歌い上げたものである。森村誠一は、はじめ「こんなものが詩になるだろうか」と思ったという（森村・池辺・木津川・神戸市役所

センター合唱団, 1999)。しかし、不幸や不愉快なものもどこかで自分の人生の共感・共振するものがあるから、芸術的感動を呼び起こすと考えた。そして、奈良での舞台挨拶で、「芸術は楽しいことや幸せなことを題材にするより、過ちや不幸なことを題材にすることが多い。人間は、非人間的な面をもっているが、これを芸術として高めて、語り伝えていくことができる」と語った。私は、自分の悪に気づき、それに対峙し、それを謝罪することは、日本人のアイデンティティや自尊心を傷つけるものではなく、人間の強さを示すものだと思う。

7 おわりに

本章では、青少年のもつ未来像と現在像のギャップに注目しながら、私たちが確かな希望をもつことについて検討してきた。社会の未来についても彼らなりに考え、不安を安易に解消しないで受けとめているとも考えられた。青少年も大人も同じ時代をともに生きる者どうしとして、未来の希望を語り合いたい。

■引用文献

- 朝日中学生ウィークリー 2000 中学生平和意識アンケート 2000.8.13付
 ベネッセ教育研究所(編) 2000 高校生の描く21世紀像 モノグラフ・高校生 Vol.59.
- Bettelheim, B. 1960 *The informed heart: Autonomy in a mass age*. New York: The Free Press. (ブルーノ・ベテルハイム 1975 丸山修吉(訳)
 節えられた心—強制収容所における心理と行動— みすず書房)
- 恵那教育研究所 1987 子どもの安心と不安 現代と教育, 5, 58-67.
- Festinger, L. 1957 *A theory of cognitive dissonance*. Evanston, Ill.: Row, Peterson and Company. (レオン・フェスティンガー 1965 末永俊郎(監訳)
 認知的不協和の理論—社会心理学序説— 誠信書房)
- Frankl, V. E. 1947 *Ein Psycholog Erlebt: Das Konzentrationslager*. Wien: Verlag für Jugend und Volk. (ヴィクトル・フランクル 1961 畠山徳爾(訳) 夜と霧—強制収容所の体験記録— みすず書房)
- 森村誠一・池辺晋一郎・木津川計・神戸市役所センター合唱団(編) 1999 炎と涙の底から—鎮魂と再生のハーモニー— かもがわ出版
- 白井利明 1990 現代青年の未来展望における対社会関与に関する研究(1)—中学生を対象に— 大阪教育大学紀要(第IV部門), 39(1), 59-73.

- 白井利明 2001 青年の進路選択に及ぼす回想の効果—変容確認法の開発に関する研究(Ⅰ)— 大阪教育大学紀要(第IV部門), 49(2), 133-157.
- Solantaus, T. 1987 Hopes and worries of young people in three European countries. *Health Promotion*, 2, 19-27.
- 都筑 学 1996 青少年の時間的展望 松田文子・調枝孝治・甲村和三・神宮英夫・山崎勝之・平伸二(編著) 心理的時間—その広くて深いなぞ— 北大路書房, pp.416-428.
- Weinstein, N. D. 1980 Unrealistic optimism about future life events. *Journal of Personality and Social Psychology*, 39, 806-820.
- Zaleski, Z., Chlewinski, Z., & Lens, W. 1994 Importance of and optimism-pessimism in predicting solution to world problems: An intercultural study. In Z. Zaleski (Ed.), *Psychology of future orientation*, pp.207-228. Lublin : Towarzystwo Naukowe KUL.

■参考図書・資料

- Lewin, K. 1951 *Resolving social conflicts: Selected papers on group dynamics*. New York: Harper and Brothers. (クルト・レヴィン 1954 末永俊郎(訳)社会的葛藤の解決—グループ・ダイナミックス論文集— 東京創元社)
 ドイツ人のKurt Lewinは、時間的展望の概念を心理学のなかに明確に位置づけた。彼はユダヤ人を理由にナチスに迫害され、アメリカに亡命した。危機のなかの個人や集団がいかにモラール（志気）を維持できるかを時間的展望とのかかわりでも論じている。
- Nuttin, J., & Lens, W. 1985 *Future time perspective: Theory and research method*. Leuven: Leuven University Press; Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum.
 Joseph Nuttinは国際心理科学連合の会長をしたことのあるベルギーの心理学者である。彼は未来の展望が人間の動機づけを説明するうえで重要であるとした。本書では時間的展望の概念と測定について詳しく説明している。
- Zaleski, Z.(Ed.) 1994 *Psychology of future orientation*. Lublin : Towarzystwo Naukowe KUL.
 個人の将来展望だけではなく、社会の将来展望に関する論文も収めてあることは他に例を見ない。世界の主だった時間的展望の研究者の論文集である。
- 白井利明 1997 時間的展望の生涯発達心理学 勤草書房
 「今を大切にする」ということと希望を持ったり将来の目標の実現を目指すということは矛盾しない。その統合について、発達と文化という視点から論じた。
- 都筑 学 1999 大学生の時間的展望—構造モデルの心理学的検討— 中央大学出版部
 大学生の過去や未来に対する態度や目標意識について検討し、目標を志向し設定し評価する構造モデルを提案した。

第3章 ジェンダーと暴力・平和

青野篤子

平和とは、ただ単に戦争がない状態を言うのではない。人が人として自由と平等を保障され、他者を配慮するような社会が平和な社会である。ならば、戦時・非戦時を問わず抑圧を受けやすい女性の問題（男性支配の問題）は、平和心理学の主要なテーマとなるであろう（McKay, 1996）。ここでは、「平和・戦争・暴力」の問題を女性（ジェンダー）の視点からとらえなおしてみたい。

1 女性に対する暴力

(1) 戦争と女性

これまで、戦争を起こすのも戦争をするのも男性であり、女性は戦争と無縁であるかのように考えられてきた。そして、そのことが、戦争で女性が果たした役割と加害責任、さらには、戦争で女性が被った被害というものを埋もれさせている。しかし、実際、女性も、男性とは異なる形で戦争を支え、男性とは異なる形で戦争の被害を受けてきたのである。

まず、戦争に関与した国家の一員としての責任は、女性にも問われるべきである。女性も、ナショナリズムに逆らえず、銃後を守り、兵士を産み育てるこことによって、戦争に加担したと考えられるからである。しかし、戦争で女性はさまざまな被害を受けるのも事実である。ところが、男性の死は英雄視される一方で、民間女性の死、民間女性に対する暴行・レイプ、化学兵器による母体の被害など、闇に葬られてきたのである。

被害の性質上なかなか表に出てこなかった問題として、「従軍慰安婦」の問題がある。諸外国にも例があるが、日本の場合は、軍のかかわりから言っても、

その規模から言っても、また植民地の女性たちを動員した点でもやや特殊である。また、その実態は、だまされたり強制的に連行されて男性の性欲の処理に従事させられたのであり、性の奴隸と言うがふさわしい。にもかかわらず、日本政府はいまだに国の責任を認めていない。その背景には、自由主義史観に代表されるように、戦争では何があってもおかしくない、日本は悪くないという考え方がある。また、女性を軽々しく扱う男尊女卑の思想が障害になっているのではなかろうか。「従軍慰安婦」問題では、日本人としての加害責任が、女性にもつきつけられていると言えよう。

また、近年、女性の社会進出の一端として、女性の軍隊への参加が注目されている。アメリカ陸軍でも、1989年のパナマ侵攻で、女性兵士が実戦に参加している。「男女平等」の理念と「平和」の理念をいかにつなげていくのか、現代のフェミニズムが抱える大きな課題だと言えよう。

(2) 女性に対する平時の暴力

戦争はあらゆる人々に抑圧を強いる特殊な状況である。そして、その抑圧の程度は、女・子どもや少数民族などの社会的弱者に対していっそう厳しいと考えられる。しかし、戦争がなくなればそのような抑圧がなくなるかと言えば、そうではない。日常的な抑圧状況が、戦時に先鋭化するのである。それは、マッキノンの次のようなことばに見事に言い表される（森田、1999による引用）。「女性に対する抑圧や暴力も兵士による民間人への残虐行為がつねに国家としての行為であるという点で、戦時はおむね例外である。しかし、男たちは平時についていることを戦時にもしているのであり、ただそれがよりはなはだしいだけである。女性に関して言えば、少なくとも民間人女性の犠牲者に関して言えば、法をどう解釈するかにかかわらず、平時に蔓延している独善が戦時にも延長される。そして紛争が国家内部の紛争として——内戦として、社会紛争として、家庭内紛争として——枠組みをはめられていくほど、人権が侵害されたとはみなされなくなる。言いかえれば、戦闘が家庭に近づけば近づくほど、被害者がその性別にかかわりなく『女性化』されればされるほど、何がなされようとも、国際的な人権が侵害されたと認定される可能性は低くなる。」

ガルトゥング（2000）は、暴力の存在しない状態が平和であり、暴力には、直接的暴力・構造的暴力・文化的暴力の3つの種類があると規定している。この定義は、直接暴力を加えられることがなくても、暴力を生み出すような社会の仕組みや文化的な環境をも、暴力としてとらえるべきだという点で、女性の状況を分析するのに有効である。なぜなら、女性に対する暴力や差別が、政治・経済のしくみ、伝統的な社会のしきたりや家族形態、さらには男尊女卑の思想や政治的イデオギーに深く根ざしていると考えられるからである。第2節以降では、ガルトゥングに従って女性に対する暴力を以下のように分類した上で、それぞれの問題について考察する。

女性に対する暴力 (広義の性暴力)	{ 直接的暴力(狭義の性暴力) : レイプ, DV, 性器切除など 構造的暴力 : 性差別, セクハラ, 買春, ポルノなど 文化的暴力 : 性の神話, 男権主義的セクシュアリティなど
----------------------	--

2 女性に対する直接的暴力

——性暴力——

(1) レイプ(強かん)

これは、性器という身体の一部に直接加えられる暴力であり、被害者が被る苦痛の程度からして犯罪とされている。平成11年版警察白書によると、レイプの検挙件数はここ5年で最多の1,873件に達している。だが、実際はその10倍は起こっていると言われている。レイプの被害者は、訴えたくても、自分が傷つくことを恐れて泣き寝入りしなければいけない状況があるからである(事情聴取などのセカンド・レイプもこれにあたる)。

レイプには、他の身体的暴力と異なる点がある。それは、暴力に性行為の要素が加わっているということである。殴るという行為はいつでも暴力とみなされる。しかし、性行為は、日常的には相互の意志に基づいて親密さの表現として行われるもの=セックスである(角田, 1999)。そこで、レイプにまつわるさまざまな神話が生まれ、その犯罪性や暴力性が覆い隠されてしまうのである。裁判においても、被害者にもすきがあったのではないか、被害者もその行為を受け入れていたのではないかということが問題にされるのは、そういったレイ

神話の現れである。

実際には、レイプはふつうの状況で（親しい間柄でさえ）起こり、被害者は恐怖のために抵抗さえできない。レイプの被害者は、長い間 PTSD（外傷後ストレス障害）で苦しむという。そういったことが、レイプを潜在化させていると考えられる。レイプは人権侵害であり、犯罪であることの認識と、被害者の救援が急務の課題である。

(2) ドメスティック・バイオレンス

マッキノンが言うように、もっとも密室性が高く、人権侵害だと認知されにくいのが家庭における暴力であり、親密な関係における暴力である。つまり、夫婦喧嘩や男女の仲たがいの延長と考えられる傾向がある。また、家庭内暴力の中でも、もっとも遅く表面化してきた問題である。信田（2000）によれば、まず、子どもの親（とくに父親）に対する暴力が、「あるまじきこと」として真っ先に問題視され、次に表に出てきたのが（主に母親による）児童虐待である。加害者を非難することによって家族神話が保たれたのである。ところが、夫婦（男女）間の暴力——ドメスティック・バイオレンスの場合は、いっきょに家族神話が崩壊してしまう。これが遅れた原因だという。

男女間における暴力に関する調査（総理府、2000）によると、女性の4.6%が、夫・パートナーから「命の危険を感じるくらいの暴行を受けた経験がある」、4.0%が、「医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた」と回答しており、「医師の治療が必要とならない程度の暴行」は14.1%が受けている。女性10人のうち2人以上が、親しいパートナーから、何らかの暴力を受けていることになる。

女性の学歴、職業、年齢、地位などに関係なく、あらゆる階層で起こっていること、また、暴力をふるう男性にもこれといったきわだった特徴がないことから、ドメスティック・バイオレンスには、男尊女卑の考え方や男が上で女が下という力関係が背景にあると考えられる。男性は、自分の力を誇示するため女性に暴力をふるい、女性は暴力に耐えることで自己の存在証明を得ようとしていることから、両者は共依存の関係にあるのだとも言われる。

レノア・ウォーカー（1997）は、虐待にあっている人は、一種の学習性無力

感に襲われると言う。電気ショックを受けても逃げられない状況に置かれた犬が、逃げられるような状況になっても、うずくまって逃げようとしているように、自分ではどうしようもないし他人も救ってくれないという心理状態に陥ってしまうというのである。また、虐待者と被虐待者との間には、緊張感におおわれた時期、暴力が爆発する時期、修復の時期が交互に現れるため、被虐待者がこの暴力のサイクルを抜け出すのはきわめて困難なことのようだ。

したがって、ドメスティック・バイオレンスに対しては、外から援助の手を差し伸べるということも必要だと思われる。女性の自立やエンパワメントを促すような相談機関や避難場所（シェルター）の設置が望まれる。

(3) 女性性器切除(FGM)

女性のクリトリスを切り取ったり、陰唇を縫い合わせるなどの行為が、伝統的な儀式として存在している。これを、女性性器切除（FGM）というが、今なお、アフリカ中西部、中近東、アジアなど40カ国以上で約1億人の女性が受けていると言われている。「ファウジーヤの叫び」（カシンジャ・バッシャー、1999）は、アフリカのトーゴという国の女性が、性器切除と望まない結婚を逃れて亡命し、幾多の難闘を乗り越えてようやく自由を手にするという実話をもとにした本であるが、民族の伝統や風習がいかに根強いものであるか、それを破るのがいかに難しいかをわれわれに教えてくれる。

しかし、現地の女性たちの人権意識が徐々に高まり、女性のネットワーク（世界女性会議など）が世界的な広がりを見せる中で、女性性器切除は今や国際的な課題となってきている。女性に対する暴力撤廃宣言（1993）で、性器切除を暴力と規定していることにもそれが現れている。

女性性器切除も一種の「文化」として認めるべきだという立場もあるようだが、女性の自由と健康を害するような風習を「文化」とみなすことはできないのではないだろうか（かつて中国で行われていた纏足も同様である）。女性性器切除は、男性への貞節の証とされ、女性は性感を失い、性行為や出産で苦痛を味わうことになる。女性のリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康の権利）の侵害であり、女性に対する最大の暴力と言っても過言ではない。

3 女性に対する構造的暴力

(1) セクシュアル・ハラスメント

客観的にみて、ある女性が不利益や暴力をこうむっているように見えないと、その女性が女性であるがゆえの扱いを受け、その結果不快感や苦痛を感じる場合、これをセクシュアル・ハラスメントという。ガルトゥング（1991）が、被害・加害関係や攻撃の意図が明確でなくとも、相手の自己実現や発達の可能性を阻害している場合に構造的暴力という概念を与えたように、女性たちは、女性への、目に見えにくく日常生活や社会のしぐみに埋め込まれた暴力にセクハラという名を与えた。

この概念の登場によって、これまで見過ごされてきた暴力的・差別的な行為を、いけないこととして主張できるようになった。何かおかしいなと感じていた漠然とした状況が、はっきりと名づけられるようになったのである。また、セクシュアル・ハラスメントは、単に、性的な行為だけを問題にしているのではなく、職場での性別分業や男女格差など（ジェンダー・ハラスメント）も含むものだという認識が必要である。

男女大学生を対象にした意識調査では、女性が容姿をからかわれたり、体を触られたりした経験は約4割にものぼっている。セクハラがかなり日常化していることがわかる。また、この調査で、女性の側の相談しにくさ、男性の側の誤った性役割観（男は性的にアクティブなもの、女性をほめたり誘ったりすれば女性は喜ぶなど）も明らかにされ、セクハラは潜在化していることもうかがわれる（岩男・国広・佐渡、1999；佐渡・岩男・国広、1999）。

田中（1997）は、Fitzgeraldらの分類（Gender harassment, Seductive behavior, Sexual coercion, Sexual imposition, Sexual bribery）の前四者から構成される尺度を作成し、男女のセクハラに対する意識の差、平等主義的性役割態度との関連を検討した。その結果、ほとんどすべての項目において、女性は男性よりも「深刻」で「許されない」と感じており、平等主義的態度の持ち主は、軽率な行為でも許されないものと感じる程度が強かった。男女間の意識のずれがセクハラの原因になっていることがわかる。

(2) 買春とポルノ

女性の身体や性（セクシュアリティ）が商品として売買の対象となることを「性の商品化」という。ポルノ（女性に対する暴力・強制・支配を含む性的素材で、エロチカと区別される）や買春がこれにあたる。ここでは、女性の身体や性がモノとして扱われており、女性に対する暴力・人権侵害だと言わざるをえない。

それに対して、ポルノに映る女性も、売春をする女性も、自らの意志でそれを行っているのであり、暴力にはあたらないという考え方も根強い。しかし、金で買われるモノに自由意志を想定すること自体がおかしい。また、これらが職業（セックス・ワーク）として成り立っていることも否定しないが、男性の快楽追求のために作り出されたものであり、男性が買い、女性が売るという搾取の構造をもっている。その意味で、ふつうの労働にみられる資本家が労働者を搾取するという構造とは異なる。その上、売春防止法によって売春をした女性は罰せられるのに、買春した男性は罰せられない（児童は例外である）というのも、男性優位の現れである。

女性は職業選択の範囲も限定され、賃金も安いことから、ある程度の収入を得るためにこれらの職業に就かざるを得ないというのが実情であろう。自分で選んでいるかに見えて、実は制限された選択肢の中で選ばされているのである。また、密室の中で女性は意に沿わない性行為を強制され、ときに暴力的な性行為も行われる。

ポルノは、「表現の自由」という大義名分のもとで、野放しにされている状態にあるが、女性の人権をふみにじるような表現が自由になされていいものかどうか、疑問が起こる。マッキノン（1995）は、ポルノは「表現」ではなく「行為」であるという。ポルノは、その製作過程において女性に性行為を強要し、男性の性行為（マスターべーション）に用いられ、ポルノの中の性行為が人々の性行為の原型として受け取られるからである。現実に、ポルノへの接触が男性の攻撃性を高め、レイプ神話を強めるという研究結果も多く報告されている（大渕、1991）。

買春やポルノは、男性優位社会が生み出したものであり、それがまた、そのような社会を維持・強化していくのである。

4 女性に対する文化的暴力

——ジェンダーと暴力——

(1) 性と暴力の神話

男性は戦闘に参加するし、殺人などの凶悪犯罪に荷担することも女性より多い。こういったことから、生まれつき「男性は女性より攻撃的・暴力的だ」と考えられる傾向がある。

そして、その際よく引き合いに出されるのが、脳やホルモンによる説明である。しかし、機会さえ与えられれば女性も戦争することがわかつてきたり、夫による妻殺しと妻による夫殺しの件数は伯仲しており、暴力というものは状況によって引き起こされると考えるのが妥当である。

「男性の性欲は抑制がきかない」というのも、また作られた神話である。この神話があるために、戦時・非戦時を問わず、男性の買春やレイプが大目に見られるのである。が、ある男性は、戦争中の体験を次のように語っている。「ぼくはねえ、軍服着せられたら、もうだめなんだ。性欲なくなるんですよ。……内地におったときでも、そんなにガツガツしてることはないよなあ。山のなかじゃ、とくにそんな欲望はなかったしね、フィリピンじゃ、それもあんな山のなかじゃ、とくにそんな欲望はなかつたでしょうね」(彦坂, 1991)。このような事例から、男性の性欲がかなりメンタルな要素に影響されることがわかる。多くの男性が、男らしさを誇示するため、また戦意高揚のために性欲をかき立てて（かき立てられて）いるのではないだろうか。

一方で、「女性は男性に支配（レイプ）されるのを好む」という神話（レイプ神話）があり、ポルノなどには、そのような場面が非常に多く描かれている。ポルノでは、女性が最初は抵抗していても、だんだんとその気になり、最後はオーガズムを得るというのが一般的な展開になっている。好きでもない男にレイプされ、たとえオーガズムを得たとしても、それは女性が望んだ結果ではなく、快感はすぐに屈辱感にとって代わられるであろう。

これらはいずれも男性にとって都合のよいもので、男性優位社会が生み出したものなのである。男性優位社会が「性の神話」を作り、「性の神話」がまた

男性優位社会を再生産していると考えられる。

(2) 男性のパワーと暴力

暴力とは、相手に対して不當に力（パワー）を行使することであり、相手に肉体的・精神的苦痛を与えることである。その意味で、何らかのパワーをもった人間によって、それをもたない人間に対してなされる場合が多いと考えられる。腕力、経済力、権力（地位）にものをいわせて暴力は行われる。

男女関係について言えば、一般に男性はそのいずれにおいても女性より強いパワーをもっている。だから、男性が女性に暴力をふるうことが多いのである。では、そのパワーの差がどのように生じたのか。腕力の性差には、生物学的な要因の影響も考えられる。しかし、経済力や地位の差は、主に、職業や社会的役割の違いと、「男は仕事、女は家庭」という性別分業によってもたらされたものである。従って、性別分業がある限り、男女の力の不均衡は存在しつづけ、その結果として、女性差別や女性に対する暴力はなくならないのである。

しかし、実際にこのようなパワーをもたない男性でも、女性に暴力をふるう。男性から女性に暴力がふるわれる場合には脅しが使われることが多いようだが（Felson & Messner, 2000），これは「脅し」というものが、女性を支配するためのパワーとなっていることを示している。また、少年犯罪で、子どもの被害者は男女半々だが、同年代や大人の被害者の場合は大半が女性であると言われ（Hunter *et al.*, 2000），少年であっても男性としてのパワーをもっていることがわかる。

したがって、物理的に見えるパワーは、暴力を誘発するものであっても、それがすべてではないと言える。男性の、女性を支配したいという欲求、またそれを生み出す「男権主義的パーソナリティ」（杉田, 1999）が根底にあると考えられる。Pleckら（1993）によると、男子青年で男性性イデオロギーを強く信奉するものほど、暴力行為を含む非行問題を引き起こす確率が高いという。

5 フェミニズムと平和

(1) 女性の連帯とエンパワメント

女性が男性に従属した状態から抜け出すためには、女性がパワーをもつこと（エンパワメント）がもっとも有効な方法であろう。経済力、地位、リーダーシップなどを身につけるのもエンパワメントであるが、それ以前に、女性自身が、自己に内在するパワーに気づく必要がある。それはどうすれば可能になるのか。森田（1998）は、エンパワメントとは「力をつけること」ではないという。「それは人ととの関係のあり方だ。……わたしとあなたが互いの内在する力にどう働きかけあうかということなのだ。……お互いがそれぞれに内に持つ力をいかに発揮し得るかという関係性なのである」と。

1991年に自分が元「慰安婦」であったことを韓国女性として初めて名乗り出した金学順さんは、その前に同国で拘禁中に性拷問を受けたことを告発した権仁淑さんとその支援者たちの勇気ある行動に励まされたという。そして、権さんに告発を決意させたのは、1980年代の民主化要求デモで逮捕され暴力を受けた女子大生たちが起こした抗議行動だった（古沢、1999）。これは、共感をよぶ他者との出会いによって、自己の内なるパワーにめざめ、パワーを発揮することができた女性たちの例だと言えよう。

暴力や虐待によって心の傷を負い、無力感に陥っている人々が回復していく過程もまさにこのエンパワメントに他ならない。ハーマン（1999）は、「回復のための第一原則はその後を生きる者の中にパワーを与えることにある。その後を生きる者自身が自分の回復の主体であり判定者でなければならない。その人以外の人間は、助言をし、支持し、そばにいて、立ち会い、手を添え、助け、温かい感情を向け、ケアをすることはできるが、治癒（キュア）するのはその人である。善意にあふれ意図するところもよい救援の試みの多くが挫折するのは有力化（エンパワメント）という基本原則が見られない場合である」と述べている。

(2) 男らしさの鎧をぬぐ

暴力のない男女平等の社会をつくっていくためには、男性の意識改革と行動変容が大いに必要とされる。男性は、既得権として男性優位の立場を守りたいかもしれない。しかし、現在、政治汚職、少年犯罪、経済不況など、多くの社会問題が起こっている。そして、政治や経済を主に動かしているのは男性であり、問題の多くが、男性中心につくられた社会の弊害であると考えざるを得ない。

たとえば、少年犯罪を考えてみよう。世間では、犯罪を犯した少年自身の性格や家庭環境が問題にされることが多いのだが、なぜ少女ではなく、少年なのかということも問われなくてはならない。少年たちは、少女たちとは異なる世界に住み、異なる価値観を形成しているのではないか。少年犯罪の背景にいじめがあることが指摘されているが、少年たちの間では弱い者いじめや暴力が日常化していることが推測される。そして、暴力がさらなる暴力を生んでいるのではないだろうか。

また、男性の多くは、幼少期から「男らしさ＝タフネス」のしつけを受けている。男は泣いてはいけない、強くたくましくならなければいけない、女々しくしてはいけない、など。その結果、感情を過度に抑制したり（結果として感情の爆発を伴う）、暴力に対して肯定的なイメージを抱くようになる。これが、マンガやビデオ、ゲームなどで強化されることは容易に想像できる。

仕事で成功を収めること、競争に勝つこと、精神的にも肉体的にも強くあること、そういった「男らしさ」が、実は、強者と弱者の関係を生み出し、強者から弱者への暴力を生み出していることに、男性自身が気づく必要がある。戦争で受けた傷や競争社会のストレスから目をそむけず、「痛み」として受け止めることによって、他者へのやさしさを取り戻すことができるのではないだろうか。

(3) フェミニズムと平和

フェミニズム（女性解放）の目標は、女性を抑圧する性別——ジェンダーのカテゴリーをなくし、性差が支配を生み出さないような世界を創造することにある。しかし、男性優位社会は、単に男性が女性を支配する社会であるだけで

なく、強者が弱者を支配する社会でもある。したがって、フェミニズムは、あらゆる抑圧や暴力をなくす契機とならねばならない。また、フェミニズムがあらゆる女性の、あらゆる面での解放をめざすなら、社会階層・人種・民族・国家を超えた女性の連帯が必要で、しかも、「平和」「環境」問題などを視野に入れたグローバルな視点が求められる。というのも、ある国の女性たちの自立や豊かさが、他国女性たちの犠牲の上に成り立っているとすれば、本当の女性解放とは言えないからである。

2000年7月に九州・沖縄サミットが開催されたが、それに先駆けて「国際女性サミット」が開かれた。米軍基地のある沖縄で開催されるサミットで、平和問題が取り上げられないことに抗議して、沖縄の女性たちが、平和や基地問題に取り組む各国のNGOに呼びかけて実現したものだった。ここでは、軍隊内部の女性差別やレイプ、基地周辺に住む女性への暴行、基地周辺の騒音や環境汚染などさまざまな被害の実態が報告されている。このような取り組みが、女性相互の理解を深め、問題の本質を浮き彫りにしていくのではないかと考えられる。

フェミニストであり平和教育の第一人者であるReardon(1990)は、この女性サミットで、「軍事による安全保障」から「人間の安全保障」への転換を主張している。人間の安全保障とは、人間や自然の生命を支える環境が維持できること、衣食住や教育など基本的な欲求が満たされること、個人の尊厳とアイデンティティが尊重されること、自然災害や人災から守られることである。また、この女性サミットでは、これまで女性は、安全保障や外交を男性まかせにしてきたことを反省し、これからは積極的に紛争の予防や解決に努力すべきであることが確認された。

暴力のない平和な社会を築くことにフェミニズムがどれだけ貢献できるか、これからその真価が問われるであろう。

■引用・参考文献

Felson, R. B. & Messner, S. F. 2000 The control motive in intimate partner violence. *Social Psychology Quarterly*, 63(1), 86-94.

古沢希代子 1999 ジェンダー・ジャスティスを求めて 岡本三夫・横山正樹(編)

- 平和学の現在 法律文化社 pp.180-199.
- ガルトゥング, J. 1991 高柳先男・塩屋保・酒井由美子(訳) 構造的暴力と平和 中央大学出版部
- ガルトゥング, J. 2000 伊藤武彦(編)奥本京子(訳) 平和的手段による戦争の転換 平和文化
- ハーマン, J. D. 1999 中井久夫(訳) 心的外傷と回復 みすず書房
- 彦坂 諦 1991 男性神話 径書房
- Hunter, J. A., Haselwood, R. R., & Slesinger, D. 2000 Juvenile-perpetrated sex crimes: Patterns of offending and predictors of violence. *Journal of Family Violence*, 15(1), 81-93.
- 岩男寿美子・国広陽子・佐渡真紀子 1999 大学生の性暴力経験I—男女別の被害実態傾向— 日本社会心理学会第40回大会発表論文集, 128-129.
- カシンジャ, F. & バッシャー, L. M. 1999 大野晶子(訳) ファウジーヤの叫び 上・下 ソニー・マガジンズ
- 警察庁(編) 2000 平成11年版警察白書—国境を越える犯罪との闘い— 大蔵省印刷局
- マッキノン, K. A. 1995 柿木和代(訳) ポルノグラフィ 明石書店
- McKay, S. 1996 Gendering peace psychology. *Peace and Conflict: Journal of Peace Psychology*, 2(2), 93-107.
- 森田成也 1999 戦時の性暴力、平時の性暴力—「女性に対する暴力」の20世紀— 唯物論研究協会(編) 暴力の時代と倫理 青木書店 pp. 113-140.
- 森田ゆり 1998 エンパワメントと人権 解放出版社
- 大渕憲一 1991 暴力的ポルノグラフィー—女性に対する暴力、レイプ傾向、レイプ神話、及び性的反応との関係— 社会心理学研究, 6(2), 119-129.
- Pleck, J. H., Sonenstein, F. L., & Ku, L. C. 1993 Masculinity ideology and its correlates. In S. Oskamp & M. Costanzo(eds.), *Gender issues in contemporary society*. Newbury Park: Sage, pp.85-110.
- Reardon, B. 1990 *Women and peace: Feminist visions of global security*. New York: State University of New York Press.
- 佐渡真紀子・岩男寿美子・国広陽子 1999 大学生の性暴力経験II—性暴力被害を恒常化、潜在化させる要因— 日本社会心理学会第40回大会発表論文集, 130-131.
- 信田さよ子 2000 対の関係と暴力 世界, 677.
- 総理府 2000 男女間における暴力に関する調査
- 杉田 智 1999 男権主義的セクシュアリティ 青木書店
- 田中堅一郎 1997 セクシャル・ハラスメントに関する心理学的研究(2)—セクシャル・ハラスメント評定尺度作成の試み— 國際經濟論集(常葉学園浜松大学), 4(2), 191-202.
- 角田由紀子 1999 シンポジウム報告(細見和之・藤目ゆき・角田由紀子・志水紀

代子) 戦争と性暴力 女性・戦争・人権, 2, 5-37.
 ウォーカー, L. E. 1997 斎藤 学(監訳)穂積由利子(訳) バタード・ウーマン
 金剛出版

■参考図書・資料

- 藤田達雄・土肥伊都子(編) 2000 女と男のシャドウ・ワーク ナカニシヤ出版
 夫婦や恋人など社会から見れば陰の部分の私的な関係を「シャドウ・ワーク」としてとらえ, 私的な関係がいかに社会のしくみとつながっているかを, セクハラ, DVなどの具体例をもとに解き明かした社会心理学的な著作。
- 鈴木裕子 1993 「従軍慰安婦」問題と性暴力 未来社
 「従軍慰安婦」にされた女性たちは, 国家による強かん政策の犠牲者・被害者であり, この強かん政策を可能にさせたのは, 日本国内における女性への性抑圧, 性暴力だったというのが著者(女性史・社会運動史)の主張である。
- VAWW-NET Japan (バウネット・ジャパン) ホームページ: <http://www.jca.ax.apc.org/vaww-net-japan/>
 戦時・武力紛争下の女性への暴力をなくすために「女性の人権」の視点に立って, 平和を創る役割を担い, 世界の非軍事化をめざすことを目的として1998年に発足した「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(Violence Against women in War-Network Japan)のホームページ。
- アリス・ウォーカー制作総指揮/プラティバ・パーマー監督 1993 戦死の刻印—女性性器切除の真実(57分) 横浜市女性協会
 女性性器切除についての記録映画である。この映画の制作者であるアリス・ウォーカーは、「奴隸制度や子どもに対する虐待が文化でないように, 女性性器切除も文化ではない」と述べている。

第4章 平和の文化と自己形成

中川作一

1 私の経験と日本の「戦争の文化」

(1) 私の戦時下の経験

私は陸軍砲兵二等兵だった。本土決戦部隊だから、実戦の経験はない。けれども、先の見えない当時の日常を少しでも伝えることは、若い世代に対する私たち戦時青年の責任だと思う。さっそく次の引用は、この地域の「平和のために戦争を語り継ぐつどい」で話した私の体験談の一節である。もう日本の歴史を科学的に学ぶということはできなかった。

——その後、早稲田の付属高等学院に進学致しまして、今文学部になっていますが、あそこが第一早稲田高等学院でした。そこで盛んにわら人形でヤーッと突き刺す訓練を受けていたわけです。そのころ、先生たちは本当のことと言えなくなっていたらしいんです。定金（さだかね）先生という歴史の先生がいました。1年生の時に定金先生は僕たちに西洋史を教えてくれたわけです。彼はどうもエジプトが専門だったらしくて、エジプトの第何王朝の時の石の積み方はこうだったといって写真まで持ってきて一生懸命説明してくれたんです。

その先生が、翌年、2年生の日本史担当になつたら講義しなくなつたんです。名簿持ってきてまして、あいうえお順に当てるんです。「分からぬ字があったら聞きなさい」と言って、学生に読ませるだけなんです。われわれもどうもおかしいなと思ったものですから、「先生はどうも本当の事

を知っているらしい。もし本当のことを知っているんだったら、教室の中ではぜひ本当のことをしゃべってもらいたい。僕たちは外へ出てあの先生があんなこと言った、こんなこと言ったと決して言わないから、ここでは本当のことをしゃべってもらいたい」と、ある時クラス縦立ちになりまして先生に詰め寄ったんです。

先生は教壇の真ん中で棒立ちになりました、真っ赤な顔をして何も言わなかった。たった一言「この教科書に基づいて講義をすることは科学者としての良心にもとるんです。」と言ったんです。ところが、当時の僕たちにはその意味が分かりません。結局、その教科書は文部省がこさせた国定教科書、「いざなぎいざなみのみこと」から始まる日本史です。それを彼らは教えることを拒否することによって、からくも科学者としての良心を保ったんだなということが、今は分かっております。

三浦先生という漢文の先生が、中国の史記の講義をする。「満つれば欠く」という言葉があの中に出てきますが、その時に、本当に蚊の鳴くような小さな声で「東条も同じじゃないですか」と言うんです。うっかりしていると何を言ったのか分からぬ。そんな具合にしか“時局批判”はできなかつたようです。ですから、私たちは本当のことを何も知らされず、科学には自然科学しかない、社会科学なんて科学があることを知りません。そういう状態でやがて軍隊へ行くことになりました。――

(2) 現人神とファシズムの心理

日本の「戦争の文化」のもとでは、“現人神”という名の天皇は超越的存在であった。その「価値」を問い合わせることは、どんな科学者にも許されなかつた。そしてこの文化が国民に求める「態度」は、この絶対者への死を賭した服従だけである。しかもそれを「行動」の次元で規制していたのは、人びとを上下に分ける命令 - 服従の二者関係であった。これが割り込んでくると、たとえば、広島のあの危機的状況の下で、目の前に被災者を発見し、できる限り救出に取り組む人の「最も人間らしい行為」までが、その機会を奪われてしまう。

1945年8月6日。被爆直後の劫火の中で、人びとは自分が逃げるのにせいいっぱいだった。「助けてくれ」という人を「なぜ助けなかつたか」——生存

者の悔恨は私たち非被爆者の想像を絶している。「あの日」、人びとの間を裂いた第一の外力はいうまでもなく原爆の物理的破壊力だ。しかし、第二は「軍の規律」という人間的な外力であった。

集団で同じ方向に倒れている学童の姿を見て思わず近づいた，“水ー水ー”と言った。“よーし水をもってくるから元気をだせよ”と言った時、通りかかった将校が“このバカ者、兵隊は市民をかまうな、兵隊をさがせ”と言った。私はきき違いかと思った。

(日本被団協発行・[「あの日」の証言] から)

この証言者は当時「兵隊」である。この他にも、「二人の戦友」とともに倒壊家屋の下敷きになった市民の救助に「参加」していたら、憲兵が来て「はやく行け、任務が大切だと言われ、後に心を残しながら立ち去らざるを得なかつた」人など、いずれも「命令」のために人間らしい行為はその機会を逸している。「生き地獄」のような極限状況の中でも、人間は他者の立場に立つことによって自己の「同一性」を貫こうとする。これに対して、将校や憲兵たちは、兵隊が人間にもどって市民の側に立つことを絶対に認めなかつた。やむを得ず兵隊は、自己とのかかわりを中断して、「後に心を残しながら」任務につく。

この時、兵隊の自己は被災者と苦しみを分かち合う自分（内接系の自己）と、命令に身をゆだねる自分（外接系の自己）とに「二重化」していた。彼らが行動しながら自己態度に矛盾を感じたのはそのためだ。そして通りかかった将校が「兵隊をさがせ」と市民より兵隊の安否を重視したのは、彼が惨状に対応する行動の原理を恐らく軍人勅諭——天皇を頭首とし「兵」をその手足に喻える忠義の教え——に求めた証拠である。「上官」の内面は、すでに、外接系の自己が内接系を抑えて、全体自己の機能を代理する体制になっていた。いいかえれば、そこでは自己(me)と対話する他者の環が姿を消しているので、“me”は、「“I”のためにドアを開く」ことができず、かえって“ I ”の行為の「検閲官」として働きはじめる。その意味で、彼らも主体性を失っていた（後述）。ここにファシズムの心理がひそんでいる。

2 戦後史と「平和の文化」

(1) 国連憲章の意義

つぎに「平和の文化」について考えよう。これは何に「価値」を置いているのだろう。

日本では、沖縄も広島・長崎も「生き地獄」になり、ついに8月15日がやってくるまさに同じ年に、国際連合は、「われわれの生涯のうちに二度も、人類に言い尽くせない悲しみをもたらした戦争の惨禍から、後に続く世代を救うために」国連憲章を制定している（1945年6月26日、サンフランシスコで署名、10月24日発効）。それによると国連の目的と原理（第1章第1条）は、①国際の平和と安全を維持すること、そのために平和に対する脅威を防止し除去する有効な集団的措置をとること。②諸民族の同権および自決の原理を尊重し、国家間の友好関係を発展させること。③経済的、社会的、文化的あるいは人道的性格をもつ国際問題を解決するにあたって、また人種、性、言語、宗教によって差別せず、すべての人びとの人権と基本的自由を尊重するよう促し励ます行為について、国際協力を達成すること。④これらの共通目標を成就するために、諸国家の活動の調和をはかる中心になること、である。なお第2条は、①主権の対等②加盟国に負わされる義務の誠実な履行③「国際紛争を、国際の平和と安全および公正が危険にさらされないような平和的手段によって解決すること」をかかげ、とくに④では「すべての加盟国は、その国際関係の中で、いかなる国の領土保全あるいは政治的独立に対しても武力による威嚇または武力の行使を自制すべきである」と明言している。これらの原理が日本国憲法前文や第9条の中に結実していることは記憶に値する。

要するに、国連憲章は、1945年の時点で、国際的な平和と安全を維持するという共通の目的に向かって、各国がどの国にも従属しない、互いに対等な主権国家として、政治から文化にいたる多次元の領域を通じて、誠実な協力関係（三者関係・後出）を結び発展させようと加盟国の合意を求めていたのである。

さらに、教育・科学・文化にかかわる国連の組織——ユネスコは、出発にあたって「戦争が人間の心の中で始まる以上、平和の砦が築かれなければならな

い場も人間の心の中にある」と提言したが、事務総長フェデリコ・マヨールは、これについて、当時は幻想めいていたが今日では適切である、と再評価している。——それは戦争と平和の背景に横たわる諸過程と、民主主義の諸原理に対するそれらの関係とについてのある理解にもとづいている。「もっぱら政治的・経済的施策だけに基礎をおく諸政府の平和は、世界の諸民族の一致した、永続的で真実の支持を確保できる平和ではない。したがって、平和は、もしそれが崩れない平和であるなら、人類の知性的で倫理的な連帯にもとづかなければならない。」

マヨールによれば、「平和の砦を心の中に」という発想の基礎には民主主義がある。それは、平和には、政府が政治的・経済的な効用だけに目をつけて策定する平和と、世界の諸民族の一人ひとりが人権と基本的自由を目指して手をつなぐ平和との二つがある。どちらが民主主義の原理にマッチしているか。もちろん後者だ、という「理解」であった。

(2) カントの「永遠平和のために」

私は、このときユネスコが掲げた「人類の知性的で倫理的な連帯」という観点は、カント（1985）の平和論に対応していると思う。ここでは簡単にふれておこう。カントの「国家間の永遠平和のための確定条項」は3つある。①各国家における市民的体制は、共和的でなければならない。②国際法は、自由な諸国家の連合制度に基づくべきである。③世界市民法は、普遍的な友好をもたらす諸条件に制限されなければならない。いいかえれば、主権が国民にある共和制の国家は、永遠平和への期待にそし体制である。したがって、ある国家が戦争を決定した場合、かりに“共和制”を名乗っていても、その国家は、理論的には「純粹」な共和政体ではない。第2確定条項に掲げられている「国家連合」は今日の「国際連合」にあたる。すごい先見の明ではないか。とくに第3条項の「普遍的な友好」（国際友好）は、カントによれば、「地球の表面を共有する権利にもとづいて」「すべての人間に属している権利」である。私たちが国境をこえて交流できるのは、世界市民として平等の権利をもっているからだ。当然、人種差別や植民地支配は違法である。

ここで、カントの平和論を現代のことばに置き換えてみよう。——地球上の

すべての国民は、自分たちの国に民主主義を築く共通の政治課題をもっている。「国連」は、国民がこの課題を取り組んでいる諸国家の、友好と協力のための国際的な共同体である。さらに、人類が永遠平和を実現するためには、世界中のすべての国家が自由であること、たがいに民族自決の権利を認め合うことが必要である。以上のように、カントは、Es soll kein Krieg sein（「戦争はあるべきではない」）という“当為”から出発し、近代市民社会の原理をふまえて、その当為を実現する諸条件を確定した。これは一つの倫理的平和論である。

(3) 講和条約の分かれ目

さて、第二次世界大戦は終わったが、重要なことは、戦後史への転換点で日本の講和条約が、その性格を米ソの「冷戦」に対応するアメリカの世界戦略に規定されてしまったことだ。アメリカは日本を極東の前線基地にするため、西側諸国とだけの「単独講和」をめざした。これに対して、知識人や革新陣営は「全面講和」を唱え、日本は第二次大戦のすべての交戦国と講和条約を結ぶべきだと主張した。事実、1950年から51年にかけて、日本の国論は全面講和か単独講和かをめぐって、二分する形になった。日本国憲法で戦争を放棄し、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」をかけた日本は、当然、全面講和を締結すべきであった。いま述べたカントの平和論に照らしても、これはまさに妥当である。1950年5月。その立場から全面講和を主張した東大総長南原繁を、当時の首相吉田茂が「^{よくがくあせい}曲学阿世の徒」（学を曲げて世におもねるやら）と非難し、これに対して同総長が、学問への権力的な強圧と反論した事実は忘れることができない。

以上の経緯をへて、政府は、51年9月、対日講和条約および日米安全保障条約に調印した。そして翌年は日米行政協定の調印である。その結果、日本は自由な主権国家ではなくなり、じつに半世紀にわたる“対米従属”を強いられることになったのだ。いいかえれば、私たちにとって21世紀の課題は、カントの平和論にまなび、ユネスコのいう「人類の知性と倫理」にもとづいて“平和の砦”を築き、「普遍的な友好」を現実のものにすることである。

(4) 「あたらしい憲法のはなし」

これに関連して思い出しておきたいことがある。1947年8月、文部省が発行した中学1年生用の教科書「あたらしい憲法のはなし」である。その中の「戦争の放棄」の項で、文部省は子どもたちに、「みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかったでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。——こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません」と語りかけ、はっきり日本の戦争責任を認めている。その上で、憲法は「日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました」と続け、つぎのように説明していく。——「その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。[放棄]とは[すべててしまう]ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません」。念のため、この強さは、もはや勝ち - 負け（二者関係）で勝つつよさではなく、「人間をほろぼす」戦争を国として捨てた正しさが「世界中の国」から支持されるつよさである。

さらに「もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです」といって、対話と合意形成による紛争解決の方法を示し、「武力による威嚇または武力の行使」の部分は、「また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです」とやさしいことばにおきかえている。「そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようすれば、日本

の国は、さかえてゆけるのです」。

要するにここで教科書は、まず日本の戦争責任を認め、戦力の放棄を「正しいこと」と教え、「よその国」から「奪う」ことなしに、どの国も「得る」ことのできる普遍的な友好関係の中にこそ、日本のほんとうの繁栄への道があると説くのだ。これは文部省が当時、一面で倫理的平和論の立場に接近していたからだと思われる。その背景を補足しよう。1946年1月9日、GHQは覚書でアメリカ教育使節団に協力すべき〔日本教育家の委員会〕の設置を指令した。その委員会は2月7日に発足したが、委員長はほかならぬ南原繁だった。じっさいにこの第一次使節団が来日したのは3月5日、やがて彼らは、官僚統制を排除し、六・三・三制にもとづく教育の民主化——男女共学、高等教育の門戸開放・拡大、学問の自由、女子教育の改善などを勧告した。文部省が六・三制を実施したのは翌47年4月から。しかし、財政難で新制中学の校舎建設ははかどらず、いわゆる「青空教室」の時期がつづく。この間、文部省は46年10月8日、「朕思うに……」ではじまる教育勅語奉読の廃止を通達し、新憲法施行（47年5月3日）後の6月3日には宮城遙拝・天皇陛下万歳の停止を通達している。いずれにも敗戦直後の文部省の積極面が出ている。

(5) 日の丸の復活

けれども、文部省は新憲法施行にあたって、マッカーサーが自由な国旗掲揚を認めると、この面ではよろこんで「日の丸」を迎える保守性に逆行してしまう。現に、天皇がもはや神様ではなく、日本の國をあらわす象徴になったことを説明する「天皇陛下」の項には、「みなさんは、この象徴ということを、はっきり知らなければなりません。日の丸の国旗を見れば、日本の國をおもいだすでしょう。国旗が國の代わりになって、國をあらわすからです」とさっそく日の丸がもちだされている。この日の丸は、アジアの諸国民の目には今なお“鳥肌が立つ”日本の侵略の象徴である。それだけに、日の丸は占領軍上陸の日以来、祝祭日の掲揚にもGHQの許可が必要だった。事実、46年11月のことだが、終戦連絡中央事務局が、天皇の茨城県行幸にあたって、国旗掲揚の可否をGHQに照会したときは、3日後に「好ましいことではない」という回答が届いている。これは日本に対するGHQの民主化政策の一環であった。それ

ほど日の丸に慎重な対応をしていた占領軍が、ここへきて掲揚の自由化に転じたのは、46年の17回メーデー（11年ぶりの復活。宮城前には50万人）、5月19日の食糧メーデー¹⁾、47年1月28日「吉田内閣打倒・危機突破国民大会」（宮城前広場30万人参加。全国をおおう2.1ゼネストの態勢）その他の大衆運動・労働組合運動の高まりに慌てた政府とGHQの保守反動化の現れであった。

しかし、以上のマイナス面にもかかわらず、民主主義、国際平和主義、主権在民の考え方、中学1年生にもぜひ伝えようとわかりやすいきいきと解説するこの教科書は、“敗戦の虚脱”から立ち上がり、権利に目覚めた国民の「あたらしい」平和な時代と自己形成への希望を反映していたと思う。

このように「平和の文化」は民主主義あるいは人権を基本的な「価値」にすえ、人びとがこの価値を「内面化」し、その「態度」を共有して、ひろい連帯の「行動」に立ち上がることを求めている。いいかえれば「平和の文化」は私たちの自己形成と深く結びつく。そこで、次に「自己」を対人関係のあり方と関連させて見ていこう。

3 自己像の図式

（1）自己相互作用と「私の中の私たち」

今日、若者は多かれ少なかれ自分自身を見失っている。これは日本高等学校教職員組合第15回定期大会で報告された事実だが、「1600人の高校生へのアンケート調査で“自分とはいったい何なのか”という不安をもつ生徒が6割、自分の成長を感じたことがない、という生徒は4割にのぼった」という。その

1) 1946.5.19の「飯米獲得人民大会」の通称。宮城前広場25万人の参加で上奏文を可決する。大会代表は皇居、首相官邸、警視庁へ抗議文を持参し、首相官邸では面会を求めて座り込んだ。このときプラカードの中に、「詔書、國体はゴジされたぞ。朕はタラフク食っているぞ、ナンジ人民飢えて死ね、ギヨメイギヨジ」と書かれたものがあり、衆目を集めた（責任者は11.2名咎責の有罪）。なお5.20マッカーサーは、大衆の示威運動に対し〈暴民デモ許さず〉と声明書を発表。

2) 1947.1.18、全官公序労組共開委員会は2.1を期して400万人のゼネラル・ストライキ（無期限スト）の決行を宣言。マッカーサーは1.31、これに対して「2.1ゼネスト」の中止を命令し、声明を発表。やむなく、共開議長伊井弥四郎は、泣いて「2.1スト」の中止と共に解体を放送した。

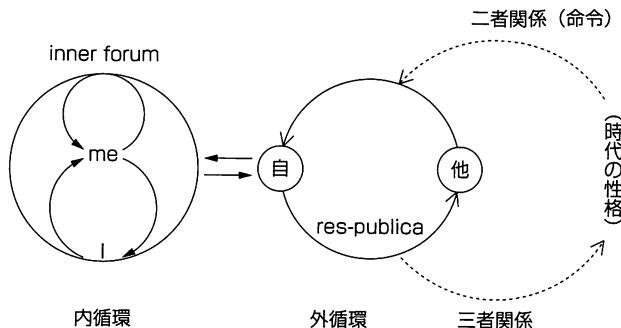


図 4-1 「自己」の動態と「時代の性格」の図式

(注) 自・他をつないでいる円の内側に書いてある res-publica は、共和国などというときにつかう republic の語源で、「みんなのもの」という意味である。

理由は世界でも有名な学校教育の管理・選別方式と過酷な成績評価が、一人ひとりの生徒を「勝者 - 敗者」の“二者関係”の中に系列化していくために、自己形成の大変な時期に、クラスの中にお互いの交流がなくなってしまうからである。

“交流”があれば、対話が成立する。仲間と話し合うということは、自分の経験をつきはなし対象化することだ。これは単に自分を見直すだけでなく、新しくかかわる自分を呼び出す行為を含んでいる。その過程で彼らは“他者”的意見を求め、“わかるまで聞く”態度を身につける。対話 - 立場の交換 - 経験の一般化。この自・他相互作用がすすめば、「自分はいったい何なのか」がわかり始め、不安を抜けて自分の成長を体験する楽しさにも接近できるはずである。

現に、不登校を体験した高校生の地域塾（あらぐさ教室）に通う一人は、神戸の少年Aの事件にもふれ、「ここの人たちに出会わなかったら（犯罪を）やっていたかもしれない気もする。自分の本当の気持ちを話せる友達の存在は大きい」と言っている。不登校経験者に限らず、青少年の自己確立に欠かせないのは、こうして「時代」をひらく仲間同士のフォーラムである。

そこで自分が自分にとって、より確かなものになっていく過程を見ておこう（図 4-1）。

その起点は、フォーラムの中の自・他相互作用である。私たちは他者に向か

い、その行為の意味に気づいて自分に帰ったとき、はじめてそこに新しい自分を見いだす。これを外循環という。自分が「見える」「わかる」という対象感は、まず外循環から生まれる。そしてこの外循環は、いまいう自・他が対等な資格で参加する一つの組織・コミュニティに固有な機能である。その「生産性」は、この共同体が、「二者関係」から自由な“みんなのもの”であることにもとづいている。

私たちはここで、自・他が同じ目標に向かって肩と肩を並べる「三者関係」を築き、対話と協力によって現実の課題に取り組んでいる。いうまでもなく、その成果は、私たちが「分かち合う」ことのできる“何か”である。この時、「私」は「私たちの中の私」といえる。図4-1の*res-publica*を囲む形象は、その「私」が《他者の環》を潜って自己対面する過程、人々が自分の仲間の立場に立ち、その要求にこたえて内面を再組織し、しかも「自己」を見失うことなく、ユニークに行動する動態を表す。

(2) meとIの関係

次は外循環が内面化され、私が私を“成長”させる自己相互作用のメカニズムだ。図4-1の左側をみよう。「私」はmeとIからなっている。meは私に課題を与え、Iはその求めに応じて行動する。meは私の経験の中で直接「そこにいる」「対象としての自己」なのだが、このmeが対象化されるのは、私が私に対して、自分自身の行為に影響を与える諸他(others)の態度をとることによる。図4-1でmeを円周の上に位置づけたのは、この円周によって「個人の経験の内部にある社会的状況」を表すためだ。meは課題に責任をとり、「Iのためにドアを開く」わけだが、それができるのも、このようにme自身がいつでも他者と対話できる「内面のフォーラム」の中にいるからである。この円周を「私」の中の「私たち」と考えてもいい。

これにたいして、meの要求に答えるIの反応は、状況そのものが求めているものとは違う、何か新奇な要素を含んでいる。Iがmeの求めに応じて行動するということは、meに働きかけること(対自関与)だが、そのときIはあらためてmeを呼び出し、そのmeに関与するのである。この姿勢をとったとき、meは「見える感じ」で「そこにいる」。けれどもmeに対するIの反応は、

いま「未発」である。それがどんなものになるかは、まだわからない。それはこの行為が行われた後に、はじめて私の経験の中に入ってくる。そこで、はじめて私は、meに対するIの反応に気づき、状況を切り開いた自己の役割に目覚めるのである。

さらに、この自己相互作用は自・他相互作用のために欠かせない条件である。それは、Iがmeを呼び出し、そのmeに働きかけるというIの行為が、G. H. ミードのように、やがて社会的経験の中で現れる「個性」の構成要素だからであり、しかもその個性は外循環をうるおす水脈に加わって、自・他相互作用を活性化する力になるからだ。図の「内循環」から「外循環」へ向かう矢印は、この過程を示す。

(3) 時代の性格との接点

さて、私たちはこの逆方向の矢印が重なるところに、「時代の性格」と自分との接点を見いだすことができる。保守政権は絶えず自・他を二者関係によってコントロールしようと企てる。図のようにその“命令”が割り込んでくると、外循環は停滞し、左側の自己の内面では、「私」の中から「私たち」が姿を消す。そしてmeは、かつて日本の軍人のmeが天皇の股肱（ここう=手足）だったように、国民を抑圧する管理社会の代理人を演じ、Iはその道具になるから、meとIという2つの《相》(phase)からなる自己の主体性は失われ、孤立したまま、「時代」の申し子のような所有志向に動かされることになる。今日の課題は、二者関係に抵抗し、外循環に市民の共同体の流れを再生して三者関係を広げ、「時代の性格」を変える連帶行動を組織することである。

そして「自己実現」は、自らが帰属する共同体の内面化からはじまる。このとき、「私たち」は“一般化された他者”として「私」のなかのフォーラムを開む。この内面のフォーラムを持つ若者同士の交流によって、AにもBにもプラスが生じる。AもBも何も失わずに何かを得る。しかもこのプラスは、共同体の性質としての積極的相互依存が原因だから、私たちが「分かち合う」ことのできる“みんなのもの”だ。この過程で成員は他者への情感をこまやかにし、共通の目標——平和の文化——が、新しい歴史と共に“自分のもの”になっていく“成長”をしっかり体験することになる。

4 青少年の自己像と自己喪失

(1) 少年の犯罪と「内面の他者」不在

思えば2000年は西鉄高速バスジャック、豊川の主婦刺殺など凶悪な少年犯罪が頻発した。これについて考える場合、見逃せないのは、少年たちの素質ではなく、環境である。問題の背景には、中・高生の教室を、共に学ぶところでなく、一人ひとりが、目標を自分の成績順位にかけて争う競争の場にしてしまった管理・選別の教育システムがある。

その中で、この少年たちの自己はどんな発達状態にあったのだろう。某都立高校の3年生が、「倫理」の時間に事件の新聞記事を資料にして日ごろの思いをつづった作文集がある。彼らは同年齢なので、「驚いた」「怖い」と犯行を身近に受けとめ、その原因が、自分たちにも覚えのある自・他関係の不協和、自分を表に出さない傾向、「優等生」にたいする無視・「切り捨て」、いじめ、孤独・さみしさ、思いきった他者の否定による自己開示の試みにあったことを見抜いている。

しかも興味深いのはその洞察を潜って自分に帰り、あらためて「内面の他者」の頼もしさに気づいていることだ。

「この17歳の少年たちは『優等生』でなければならないということで自分の欲求や不満を表にだすことができず常に本当の自分ではなく仮の自分ずっと張り詰めた状態だったんだと思う」

「人間関係を作り上げていくことが苦手でまわりの人間を『仲間』と見ることができず『敵』と見てしまい、このような事件につながっている」

「(事件を起こして)自分の存在をみんなに知らせようとしたのではないか?」

「どの事件の少年も、捕まって最初は反省の色がうかがえない。……(犯罪は)自分自身中で明確に認識して行われているものではない」

そのとおりだ。人を殺しても自分が見えてくるわけではない。その自分はず

でに、高校生の表現を借りれば「壊れて」いた。それは前に述べた「外循環」が停滞しているからである。言いかえれば少年たちの「私」の中には「私たち」がない。したがって、me が I に求める行為は、自他の二者関係の主張——他者に対する法外な服従の強制にしかならない。

しかも自己の中では、me と I という 2 つの「相」が整わず、自己相互作用が未分化のために、I の行為は me の一部として現れない。それが行われた後になっても、経験の中に入っこない。つまり対象化されない。逮捕後の少年に反省の色がうかがえなかったのは、このためである。またこの見解は、「自分が何をしていたか忘れたり、現実感を失ったりする『解離性障害』や、反社会的、攻撃的な行動パターンを特徴とする『行為障害』の症状が認められる」という精神鑑定の診断とも矛盾しない。

(2) 自己確立の媒介

ある生徒は、「私は学校のいろいろな科目の勉強も大切だとは思うけど、それよりも外に出て人との交流を通して社会の常識や集団のなかでのルールや責任など、いろいろなことを経験していくほうがよっぽど大切だと思うし、より楽しい人生が送れると思う」と書いている。少年たちの“症状”は、彼らの外循環の交流不在が原因である。さらに、文集の中に、「今、私には家族がいる。友達もいる。17 年間生きてきた中で大勢の人と話し、触れ、（それが）記憶、思い出となって今の自分がいる」「やっぱり人間は、眼に見えなくても絶対だれかに支えられて生きているものなんだと思いました」という内省があるが、これは明らかに自己形成を促す「内面の他者」の発見である。

もう一人。「いい成績をとってこそ自分の自分という感じ」になってしまい、ただ、勉強という「楽しくもないことを延々と続ける苦しさ」に直面し、中 2 の 2 学期頃から意図的に成績を落としていった元優等生の作文の 1 節——今は、平和だとか何だとかいろいろやっていて、なぜ勉強するのかもはっきり見えてきているので、それなりに立ち直れていると思っています——を紹介したい。意外なところで、「平和の文化」がつくる「個性」のモデルに出会った感じなので。そして、このケースも目標を分かち合う「共同体」こそ、自己確立の媒介であることを物語っている。

5 戦後の各時期にみる「明るさ」と「暗さ」

(1) 若者たちの歴史的時間

若い人たちの目に映る社会の現実は、印象を「明るい - 暗い」で求めれば、「暗い」に近寄るだろう。「今は本当に希望がもてない世の中だ」という声が聞こえる。ある女子学生は、「青年が生きづらく深刻になっている。将来のこととで社会の状況が直結してくるので切実です」という。では希望を持つには？その方向は「社会の状況」の深刻なゆきづまりの中にある見えない“力の対立”を見ぬき、時間軸を含んだ存在感を分かち合うことにある。

私たちが生きている時間は、歴史的時間である。物理的時間と違って、それは現在 - 過去 - 未来とすすむ。私たちは、過去にさかのぼることによって、現在から未来へのオリエンテーションをつけることが可能になる。その発見までのプロセスをシェマにすると、歴史が変わる→歴史を変える→だれがだれのために、となるだろう。

(2) 戦後の自殺率の推移と共同体

そこで、「今の世の中」のゆきづまりを見直す意味で、一つのグラフを参考にしよう。戦後の自殺率の推移である（図4-2）。1950年代は「暗い」時代だった。怪物のような形の折れ線が立ちはだかっている。

しかし前節2-(5)でのべた、47年の「2.1スト」は、マッカーサの中止命令で挫折したが、48年には、全官公庁労働組合（全官公）のほか多くの組合が争議にはいり、ストはこの年667件（参加約230万）に達していた。とくに、争議団が砧撮影所にバリケードを巡らせて籠城した「東宝争議」で、会社側が仮処分を申請した時は、2000人の武装警官が撮影所を取り囲んだだけでなく、米軍も出勤し「空には飛行機、陸には戦車、こなかったのは軍艦だけ」というものものしさが話題をよんだ。同年の、公務員のスト権をはく奪した「政令201号」交付の後は、民間労組のストが、ときに占領軍の中止勧告を蹴って実施された。この時期はまだ、職場や労組を結ぶ共同体が、すでに述べたような「時代の性格」を変える連帶行動の活気をもっていた。これは同時に、デュル

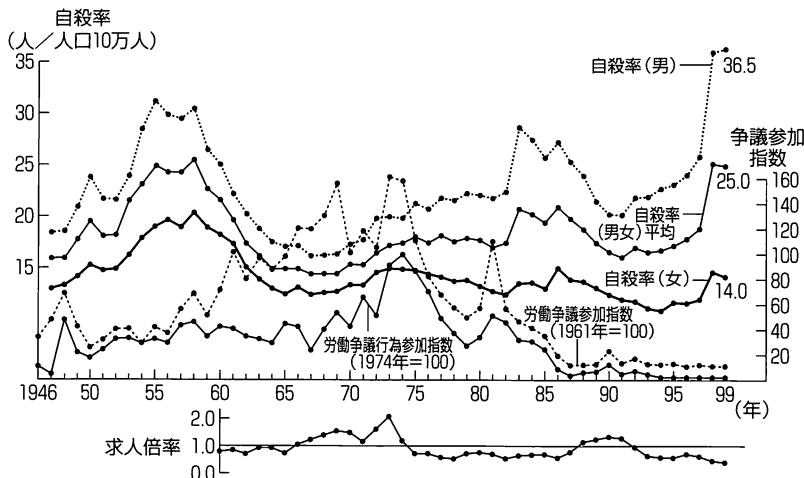


図 4-2 戦後の自殺率の推移と労働争議の状況および求人倍率

ケームのいう社会の凝縮度を高め、「観念や感情のたえざる交流」によって人々の自殺傾向を抑止する力を発揮していた。

けれども 49 年、下山、三鷹、松川事件などの一連の謀略による労組幹部の首切り、翌 50 年 6 月の朝鮮戦争で強化されたレッドページを経て、人々を共通の目標に結びつけていた「三者関係」（目標を媒介にした自・他関係）は分断されていく。この時期に入ると、自殺率は上昇し、55 年にピークに達する。

59 年には「岩戸景気」と呼ばれた生産力の急上昇が生じ、その勢いは翌年からの経済成長に結びつく。たまたまミッチャーブーム（当時の皇太子の結婚）と重なったこの年から 69 年まで自殺率は一気に下降し続けた。この「明るさ」は、「所有志向」にもとづく消費生活の充足だけの現われではないだろう。なによりも、さまざまな共同体が要求現実の過程で、次々に「三者関係」の輪を拡大した成果である。争議参加指数のジグザグな上昇が示すように、この時期、革新勢力は幅の広い「国民会議」や統一行動を組織して、日米安保条約締結反対、ベトナム侵略反対、沖縄返還、革新自治体実現など多様な政治課題も含めた運動にとりくんでいる。

しかし 70 年代は 80 年代の「暗さ」への過渡期であった。74 年の春闘は戦後最高の争議行為参加指数を記録しているが、この組織力は、73 年石油ショ

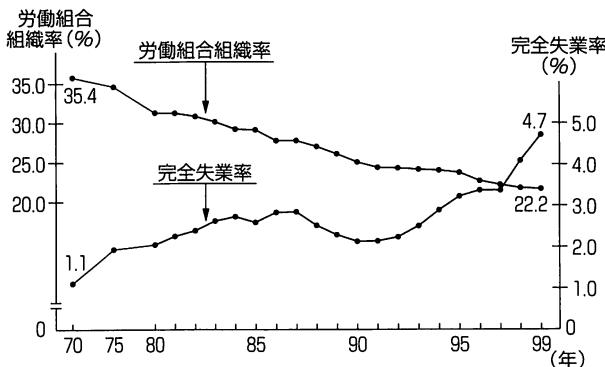


図 4-3 完全失業率と労働組合組織率

ック以来の強引な人減らし政策に抑え込まれ、凝集度の高い社会を招くことはできなかった。事実、自殺率は、特に男性の場合、じわじわと上がり、中曾根内閣成立後の83年にはまた急上昇した。80年代後半から90年代にかけ、一時的に自殺率は下がるが、これはバブル経済の一時的効果にすぎず、その後は再び上昇し始め、ことに98年、99年と最近2年間連続の高率は目を見張らせる。

この時期、図4-3にみるように失業率は右肩上がりで上昇している。労働組合の組織率の低下も深刻だ。自殺率の上昇とこれらの傾向は、ともに、はじめにふれた「ゆきづまり」——「三者関係」の崩れを表している。職場、労組の現状を示す図4-3は、それらの共同体の中でこそ育つはずの「自己の存在感」が、十分育ちえない事態にあることを示しており、自殺率の推移と無関係ではない。

(3) 21世紀への希望

しかし、戦後史を追ってきた私たちは、この現実に重ねて21世紀への“希望”を描くことができる。すでに気づかれたと思うが、60年代の「明るさ」は、対外的にはアメリカ霸権主義の「手足」になり、対内的には国民の権利を侵害している保守政権の二重の不法に抵抗する民主勢力（労働組合をはじめ、さまざまな市民の共同体）が組織した連帯行動の成果であった。ミードは、

“共同体の協力過程”と個人の内面について、こう説明する。——「組織された人間社会の複雑な協力過程と活動および制度の運用は、その中に含まれている、あるいはその社会に所属している一人ひとりの個人が、これらの過程、活動そして制度の運用について、またその成素である経験的な関係と相互作用からなる組織された社会の全体について、他のすべての個人の一般的な態度をとることができ、それによって彼自身の行動を方向づけることができている限りでのみ、はじめて可能なのである」。いいかえれば、この時期に多くの共同体が生き生きした連帶行動を継続できたのは、その中の一人ひとりが、自分の帰属集団自体がかかわっている社会活動に対して、“一般化された他者”的態度をとり、それによって、ほかならぬ自分自身の行動を方向づけること、市民としての主体性を發揮することができたからである。これはまさに「平和の文化」が私たちに求める「態度」と「行動」ではないか。一方、一般化された他者は、広範な社会活動が個人の経験の領域に取り込まれた成果であり、この他者とつくる“内面のフォーラム”が、一人ひとりの対自関与に効力をおよぼす過程（外循環から内循環へ）も忘れてはならない。この往復運動こそこの時期の「明るさ」の基本的条件だった。

(4) フランスデモのころ

1960年6月19日、安保闘争は「自然承認」で押し切られた。しかし、前日の「安保阻止統一行動」には、33万人のデモが徹夜で国会を包囲して、“安保反対”“岸を倒せ”と叫んだ。この日の夕ぐれ、私を包む人の波は、意気高く手に手をつないで晴海通りをふさぐほどの「フランスデモ」にかわる。あの参加が「みんな」に残したプラスは、相互交流と分かち合いの楽しさ。これは60年代の「明るさ」の出発点だった。当時、シンポアンハンタイと書いた用紙を瞬間露出器で提示すると、学生たちはみなシンアンポハンタイと読んだものだ。夏休みには、ただ郷里へ帰るのではなく、国会デモの様子を各地方に伝えようと「帰郷運動」がおきている。私たちもやがて研究者として、平和の問題を全国の仲間と検討する必要を感じるようになった、と思う。じじつ、松本金寿、乾 孝、世良正利の諸氏が「全日本心理学者懇談会」を呼びかけたのは、61年5月である。

ちなみに「時代の性格」を見直す意味で、63年の「小さな親切運動」と「悪書追放運動」にふれておこう。「小さな親切運動」は茅誠司（東大総長）らの提唱で6月14日に発足したが、準備段階では下中記念財団、NHK、毎日新聞社が加わっている。これには、9月になると、政府が官公庁にこの運動の展開を通達し、池田首相さえ、所信表明演説に運動の育成を織り込むなどの反響があった。小さな親切運動の社会的意義を訴えて、茅誠司はこれは「だれでもができる思いやり、親切、相互扶助の精神を多くの人びとが実践することにより、人間性の回復、人間相互の連帯感を求めてゆこうとする運動」だと言った。

この着想は、表現こそ違うが、いまユネスコが普及に努めている「わたしの平和宣言」(MANIFESTO 2000) の3項「私は、みんなとわかちあいます」に対応すると思う。「私の時間と持ち物を、広い心で、わかちあい、仲間はずれ、不正義や政治的、経済的抑圧を終わらせます」。——日本では60年代の初期に、すでに「平和の文化」の価値と態度・行動が提示されていたことになる。提唱者は茅誠司をふくめて8人。そして、彼らの提唱に積極的に対応した組織・個人のネットワークから、だれにでもできる行動によって人間の連帯感を「わかちあう」運動が生まれた事実は貴重である。

つぎの「悪書追放運動」もこの見方を裏づけている。この運動は、10月2日、甲府書籍雑誌商組合が、不良雑誌の発送中止を東販（トーハン）など取次4社に申し入れたことがきっかけで、全国に波及した。10月28日になると、売上高で全国の90%を占める日本出版物小売業組合の全国連合会（倫理委員会）は「青少年に有害と認められる不良出版物の販売については、これを拒否する」と決定し、各県ごとに有害指定を受けている月刊誌・週間誌30種ほどが、11月以降、店頭から姿を消した。この拒否の網の目もみごとである。この事実に重ねると、「わたしの平和宣言」2項「私は暴力を拒否します／つかいません／許しません／無くします」の意味が迫ってくるようだ。「行動的な非暴力を実践します。暴力はどんなかたちでも許しません。身体的、性的、心理的、経済的、社会的暴力、とくにもっとも社会的に恵まれない人びとや傷つきやすい人たち、たとえば子ども・青年などにたいする暴力を許しません」。

これによれば、悪書は心理的暴力のひとつだが、それだけではなく、読者の

「人間性」を省みず、利潤第一主義を貫く出版社の経済的暴力でもある。

この2つの運動は、60年代の「明るさ」を今日に伝える事例だが、同時に、私たちの中に、広い心で人を思いやる（他の立場に立つ）人間性と、「悪」に対して非暴力で抵抗する能動性とが育っていかなければ、「健康で文化的な生活」の権利も実現しないことを示している。

(5) ベトナム反戦の声

さて、あのころ——いまもそうだが——私たちは、与党による“強行採決”（5月20日未明）とその後の現実、日本がアメリカの世界戦略に組み込まれていく安保体制の強化を許すことはできなかった。アメリカが61年以来の、ベトナムの内政に対する軍事介入をエスカレートさせたのは、64年8月のトンキン湾事件、65年2月の北爆開始からだが、63年1月にはライシャワーから原潜の日本寄港承認申し込みがきている。そしてシードラゴン号が佐世保に入港するのは64年11月だ。65年7月には沖縄から、B52爆撃機が30機もサイゴンの爆撃に飛び立つ。こういう「新安保条約」の危険な展開に接した国民は、その怒りと痛根を分かち合い、政府に対する抗議集会を、この期間だけでも、繰り返し3回開催している。まず63年の9月1日。安保反対国民会議などが米原潜寄港反対の集会を、横須賀・佐世保で開き、64年8月10日には、社・共・総評、日本AA連帯委員会、日本ベトナム友好協会など137団体が「アメリカのインドシナ軍事侵略阻止緊急中央集会」を日比谷で開催、1万8000人の参加を得た。65年6月9日（国民行動の日）に同じ野外音楽堂で、社・共両党系のベトナム侵略反対集会が開かれたときには、参加者は3万7000人になる。また各地の統一行動も見逃せない。これらの集会の空気が通じたのだろうか、65年4月17日だが、ワシントンで、ベトナム即時停戦・米軍撤退を要求する1万人の反戦デモがあったという。ベトナム反戦の声は、このとき太平洋をこえて響き合っていたはずである。これはすでに、“アメリカ帝国主義”に反対する日米市民の有望な共同闘争の現れであった。

その後アメリカでは67年に、30都市で反戦デモ（10月16日）があり、10月21日の国際反戦デーにはワシントンで、国防省玄関前の座り込みを含めた10万人参加の反戦集会もあった。日本では66年の10月21日に、総評54単

産がベトナム反戦の統一ストを決行、67年には那覇市で10万人参加の沖縄即時無条件返還要求の県民大会（11月2日）があった。そして、68年の6月15日にはベトナム戦争即時全面中止要求の大会が日比谷で行われ、呼応するデモも各地にみられた。さらに69年4月28日沖縄デーの統一中央大会（代々木公園）は13万、10月21日社・共・総評主催の国際反戦デーは、全国600カ所の統一行動に、86万人の参加である。また、佐藤訪米に抗議し、経済要求を結合して、本土・沖縄で全国的に行われた統一ストライキには、総評その他の多くの労組（62単産94万人以上）が参加し、第二次大戦後最大の規模となった。この日は「祖国復帰協」の沖縄県民大会（10万）も催されている（11月13日）。さらに、反安保全国実行委・沖縄連の集会——全国120カ所72万人（11月16日）も国民の意思を代表していた。この年アメリカでは、10月15日に全土でベトナム反戦行動が展開されたが、佐藤出発を目前に控えた11月13日から11月15日までは、ベトナム反戦統一行動となり、最終日にはワシントンの集会に25万人も結集している。これは明らかに国際反戦行動の好例だ。

(6) アメリカ市民との連帯

代々木公園で開かれた69年の10月21日統一行動中央集会には、約8万人が参加し、この日は17単産約2万7000人が短時間ストに入った。さらに中央集会は、「決議」の中で、私たちが見てきたアメリカ市民の反戦行動にもふれ、つぎのように訴えている。

ベトナム人民の英雄的な抗米救国の闘争の発展と、世界諸国人民のベトナム人民支援のたたかい、とくにアメリカにおける大衆行動の画期的な高揚のなかで、アメリカ政府はますます窮地においこまれながら、いまなお——野蛮な殺りくをくりかえしている。

ここでまた図4-2をみよう。69年の争議指数の上昇が目につくだろう。これについて「大原社研」はこう説明する。

わが国の労働争議は、一九六七年に鎮静にむかったかに見えたのが、六八

年には一転して新たな高揚に向かい、六九年にはさらに争議件数、参加人員、労働損失日数のいずれの点でも前年を上回って、労働争議の発展に新たな時期を画した。これは、経済の高度成長がつづき、大企業の利潤が大幅に増大する一方で、物価が上昇し、「合理化」が強行されたという条件のもとで、経済要求をめぐる労働者の闘争が高揚はじめたのと、一九七〇年代を目前にひかえて、沖縄の即時無条件返還や安保条約破棄をめざす政治闘争が広範に展開されはじめたことの反映である。

しかもこの政治闘争は、60年代後半に、アメリカ帝国主義と闘う日米の共同体が、事実上の連帯を貫くところまで来ていた。このように、国境をこえて戦争勢力に抵抗する市民の連帯こそ、「平和の文化」がもとめる国際友好の前提である。

(7) 心の中の平和の砦

以上を振り返ったところで、まとめておこう。この時期は、ベトナム戦争反対、沖縄無条件返還、安保条約破棄をめざす広範な統一行動の展開が、自殺傾向を抑止するほどの「集合的エネルギー」(デュルケーム)を生み、それが日本全土を覆っていた。しかし、このエネルギーは、図4-1で示した*res-publica*の三者関係——「平和」を媒介項とする市民とその共同体の連帯が、「時代の性格」を変えるような画期的ひろがりを見せた結果である。さらにその原因是、市民一人ひとりの内面に、単に「あの人」「この人」ではなく、「一般化された他者」との対話のフォーラムが形成され、それが彼らの対自関与を方向づけ、あたらしいなか——だれにでもできる自他の身近な連帯行動——を呼び出したことがある。この経験が繰り返されると、「一般化された他者」あるいは、「私の中の私たち」は、一方で、私の中にいていつでも私と伝え合い、励まし合うある頗もしい“個性”的イメージとして定着する。これが「セビリア声明」の解説に現れる「役割モデル」である。さらに私たちは、自分自身に対して一般化された他者の態度をとることによって、直接経験をこえた思考の世界にはいるのだが、そこはまた、歴史社会的な意味をもつ「役割モデル」に出会うことのできる豊かな領域である。「セビリア声明」は、ルーサ

ー・キング、カンジー、AINシュタインを、私たちに想起させている。そして、ユネスコ憲章のいう「心の中の平和の砦」は、戦争のない未来について多くの「役割モデル」と対話できる私たち一人ひとりの内面のフォーラムのことだ。

私は、1995年9月4日、屈強な米兵が3人で、12才の女子小学生をら致・暴行した事件に抗議して、10月21日、8万5000の県民が結集した総決起大会で、普天間高校の女子高校生が訴えたことばを資料に留めている。彼女を若くて頼もしい「役割モデル」と思うからだ。「いつまでも米兵に脅え、事故に脅え、危険にさらされながら生活を続けていくことは、私は嫌いです。未来の自分の子どもたちにもそんな生活はさせたくありません。私たち生徒、子ども、女性に犠牲を強いるのはもうやめてください。私たちに静かな沖縄を返してください。軍隊のない、悲劇のない平和な沖縄を返してください。」

補足したいのは、この事件に関するアメリカのマスコミの反応である。新原昭治によると、「デイトン・デイリー・ニュース」(10.8)は、「日本の米軍基地における米兵の性犯罪発生数を、世界の基地のなかの第1位と報じた。これは国際ニュースになった」という。また「ロサンゼルス・タイムズ」(11.2)は、「アメリカ政府と軍部がいまなお、日本にたいして植民地主義的にふるまっていると告発する論文を発表した」。さらに「ワシントン・ポスト」(11.19)に載った論文は、「日本の国民世論が日米安保条約にたいする批判を急速に強めていることをさして、これは『なぜ米軍がひきつづきアジアにとどまらなければならないのかに、異議申し立てをおこなっているアメリカ国民とよく似ている』とのべ、そうしたアメリカ国民は、まだ少数ではあるが、次第にふえていると指摘した」。

60年代後半に現れた国際連帯の萌芽は、その後も着実に育っている。この事実は、私たちが21世紀への希望を描く身近な根拠である。一方アジアでは、2000年6月以来、南北朝鮮の対話と合意形成が急速にすすみ、最近は「北」と中国との交流も開けた。アジアの民族が自主的に再発見した信頼関係の回復は、「戦争の文化」から「平和の文化」への転換の可能性をもうひとつ提示してくれた。だいじなことは、戦後史が語るように、私たち一人ひとりが民主的

な社会集団の成員として、二者関係を拒否し、貴重な自・他関係を内面化して「平和の砦」をきずくことだ。

6 私たち心理学者の実践

(1) 戦争は生物学的必然ではない

日本応用心理学会は、2000年9月9日、第67回大会の会員総会で「暴力についてのセビリア声明」(1986年)を承認した。私たちの提案を容れ、「平和の文化」国際年(2000年)を期して、常任運営委員会から総会までの議事を運んでくださった坂野登会長のご理解に感謝したい。

「暴力についてのセビリア声明」は、1986年の国連・国際平和年行事の一環としてユネスコがスペインのセビリアで開催した国際会議に、5大陸12カ国から参加した心理学、社会学、動物行動学、生理学などの国際的な専門家たちのチームによって起草された科学者の、科学者らしい“平和主義”的提言である。

この声明は、われわれの生物組織のなかには、戦争放棄およびその他の制度的暴力の廃絶を防げるような、乗り越えることのできない壁はまったくない、「戦争は生物学的必然ではない」「戦争はひとつの社会的発明である、したがって、それに代る平和も発明することができる」と明言している。それは、「戦争は人間性に内在するものであるから、なくすることはできない」という生物学的悲観主義を明確に否定し、若い世代に平和創造への展望と確信を与える目的でまとめられた科学者のメッセージである。

ユネスコは、その後1989年の総会で「声明」の普及促進を決定、1991年には中学・高校の平和教育に役立てようと、やさしい解説のついたパンフレットを発行した。

そして私たちは1996年、「声明」発表の十周年にあたり、このパンフを和訳し、平和を創る“ワールド・オピニオン”的モデルを示す意味で「平和文化」から出版した。さらに1998年、応用心理学会第65回大会でシンポジウム「応用心理学としての平和心理学」を企画、2000年にはワークショップ「暴力についてのセビリア声明から『平和の文化』の21世紀へ」をひらき、暴力の文

化を平和の文化に転換する課題へのアプローチを提起した。

応用心理学会は、すでに1966年、戦後民主主義の「明るさ」を背景にして、シンポジウム「心理学はいかに平和に貢献するか」をひらいている。内容は、田中靖政「オスグットのGRITについて」、松村康平「関係心理学と平和」、南博「平和心理学の国際的パースペクティブ」、城戸幡太郎「マキュアベリーに学べ」であった。

(2) ワールド・オピニオンを分かち合う

今日の時点から振り返ると、この時、南が「社会心理学者の手で寄与できることの一つ」は「ワールド・オピニオンを形成すること」である。「世界に平和主義の世論をつくることができれば、それが戦争の防止、さらには絶滅にもつながるのではないか」と力説し、城戸は「心理学者は、もっと平和に対しての勇気がなくてはならない」と訴え、南と同じように、この問題に対する日本の心理学者の自信のなさを心配にしていたことは、記憶に値する。

討論の中で、フロアから児玉省が「いくら国際的な問題を解決しても、個人的な態度が改善されない限りは、真に平和を希求する時代はこないだろう」、「社会民主政治がほんとうに行われるためには、個人の改善がまず最初に先行すべきだと考える」と発言したのも印象的であった。これを支持して南は、個人のメンタリティ——精神とか意識を平和の方向に向ける努力をすることは、「やはり一つの重要なアプローチ」である、と補足した。

こうしてみると、私たちは1966年のシンポジウムを通じて、「セビリア声明」を受け入れる素地を用意していたように思う。

これらの活動をふまえ、冒頭のように声明を学会として承認することができたのだが、海外ではすでに1991年の段階で、アメリカ心理学会をはじめ多くの国々の40団体・組織が承認している。しかし私たちは遅ればせながら、日本の心理学会としてはじめてこれを承認することによって、21世紀にとって必要な基本的人間観を、世界の心理学者およびその団体と分かち合うことができた。しかも、この連帯は、声明の学習をみんなで行動に結びつけ、一人ひとりが自分を「かけがえのない」存在として見直す経験を得てはじめてよりつくなる。

■引用・参考文献

- デュルケーム, E. 1968 自殺論 宮島喬(訳) デュルケーム／ジンメル 〈世界の名著47〉 中央公論社
- 平和の文化をきずく会(編) 2000 暴力の文化から平和の文化へ 平和文化法政大学大原社会問題研究所(編) 1971 日本労働年鑑第41集 1971年版 労働旬報社
- 乾 孝 1974 私の中の私たち—認識と行動の弁証法— いかだ社
- 岩波書店編集部(編) 1991 近代日本総合年表第2版 岩波書店
- カント, I. 1985 永遠平和のために 宇都宮芳明(訳) 岩波書店
- 文部省 1947 あたらしい憲法のはなし
- 中川作一 1999 自己像と平和—民主主義とファシズムのちがい— 心理科学研究会(編) 新・かたりあう青年心理学 青木書店
- 日本・アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会 1988 「ボストン・シンポジウム」1998.4.25.
- 日本中国友好協会 1991 ビデオ・証言—侵略戦争(人間から鬼へ、そして人間へ)—
- 日本原水爆被害者団体協議会 1988, 1989 「あの日」の証言
- 新原昭治 1997 アメリカの戦略は世界をどう描くか 新日本出版社
- しんぶん赤旗 2000.5.21., 2000.6.29.
- 昭和史研究会(編) 1984 昭和史事典—事件・世相・記録 1923-1983— 講談社
- Strauss, A. 1956 *The Social Psychology of George Herbert Mead*. Phoenix Books, The University of Chicago Press.
- United Nations 1955 *A bibliography of the charter of the United Nations*. New York.

第5章 コンフリクトの解決と平和創造

楠 凡之

はじめに

いじめ・暴力問題に対する先進的な取り組みを行っているカナダのトロント市の小学校を訪問したとき、休み時間の校庭ではピース・メイカー（peace maker）と呼ばれる子どもたちが活動していた。彼ら、ピース・メイカーの役割は、校庭の中で生じるコンフリクト（conflict：対立、もめごと）を発見し、それが暴力ざたやいじめに発展することを予防することであり、個人や集団間で生じるコンフリクトに対して中立的に介入し、その解決を援助することである。このようなコンフリクト（対立、もめごと、紛争）の仲裁を行う子どもがピース・メイカーと呼ばれていることに興味深さを感じた。また、トロント市内の、同じくピース・メイカーの取り組みを行っているある中等学校にはピース・ルームと名づけられた部屋があり、そこには世界各国の言語で「平和」の文字が貼られ、歴代のノーベル平和賞受賞者の写真とその功績が記述されていた。今日、日本語で平和という言葉から受けとられるイメージと比較して、peaceという言葉が子どもたちにとってはるかに日常的なコトバとして生きているという印象を強く感じた次第である。

このカナダのトロント市の学校でいじめ・暴力問題に対する取り組みの重要な柱として取り組まれていたのがコンフリクト・レゾリューション（conflict resolution）のプログラムである。コンフリクト・レゾリューションのプログラムは、個人や集団、さらには民族、宗教、国家などの様々な次元で生じてくるコンフリクトを実践的に解決する社会的スキルを子どもたちが獲得できるよ

うに考案されたものである。このプログラムは学校やコミュニティ、さらには地球市民としての社会的責任を果たしていける未来の世代を育成し、「多様性の尊重」の理念に基づいて世界に満ち溢れているコンフリクトを解決し、平和な社会を構築していくことを究極の目標としたものである。このカリキュラムは、トロント市のように一つの学校の中にいくつもの民族、言語、宗教のバックグラウンドをもつ子どもたちが通う都市部の学校でとりわけ先進的に取り組まれている。そこでは、お互いの民族、宗教、言語、文化などの違いを理解、尊重し合っていくことが、それらの違いをいじめや差別、暴力に発展させず、クラスや学校内の平和を実現することになると考えられているのである。しかも、このような身近な人間関係におけるコンフリクトを解決していくスキルを育てる教育が、最終的には、世界を覆っている様々なレベルでのコンフリクトを解決し、地球市民社会の平和を実現していくことをめざすグローバル・エデュケーション（global education：人類史的な課題に応える教育）にまで発展していくのである。

本章では、コンフリクト・レゾリューションのプログラムの内実を検討しつつ、子どもたちが様々な次元において平和の構築に参加していく力量を獲得していくように援助していくための課題を明らかにしていきたいと考えている。

1 消極的平和から積極的平和へ

1980年代末の東西冷戦構造の終焉は地球社会の平和の実現に向けての大きな前進につながると多くの人々が予想したであろう。しかし、現実には、旧ユーゴスラビアやパレスチナ紛争、ロシアのチェチェン共和国、インド・パキスタン紛争に見られるように、国家間、民族間のコンフリクトはむしろ激化の一途をたどっているようにさえ思われる。これらの紛争の背後には長い民族間の対立や侵略の歴史があるだけにその解決が容易ではないことは理解できる。しかし、これらのコンフリクトを武力やテロによって解決しようとする状態を人類が21世紀を迎えた今日においても克服できていないという現実は人類の未来に深刻な警鐘を鳴らすものであると言っても過言ではないであろう。アメリカの世界戦略は今日においても世界各地で生じているコンフリクトを強大な武

力による威嚇と行使を通じて解決しようとするものである。しかし、軍事力という「戦略としての攻撃性」(大渕, 1999) の行使に頼ってコンフリクトを抑止することがどれほど困難であるかは、今日の世界各地で生じている深刻なコンフリクトの多発が物語っている。やはり、力によってコンフリクトを抑えこむという「消極的平和 (Negative Peace Making)」ではなく、コンフリクトの根本的な解決に基づく積極的平和を実現していくことが21世紀に課せられた大きな課題なのである。

Bickmore (1998) も、「平和とは、コンフリクトを取り扱う過程における市民自身の参加に依存している動的な均衡状態のことである」と述べている。その意味でも、21世紀の世界の担い手となっていく未来の世代が様々なレベルで直面するコンフリクトを適切に取り扱い、身近な人間関係から地球コミュニティに至るまでの平和創造 (peace building) の過程に積極的に参加していく意欲と能力を育んでいくことは重要な教育課題なのである。

ところで、幼児期からのグローバル・エデュケーションのカリキュラムを提起しているスザン・ファウンテン (1994) は次のように述べている。

多国籍企業の利潤拡大をめざす競争がかけがえのない資源を枯渇させつあります。地球規模で展開するこの種の競争は地球上のすべての生命に影響を及ぼすのです。私たちが今の競争万能社会を温存させている限り、人間の種としての存在そのものが脅かされることになってしまいます。現在多くの学校で見られるように、競争に基づく問題解決の方法だけを教えて、目標達成には協力的な手段もあり得ることを教えないという不均衡を正さなくてはなりません。協力学習によって、現状維持のための教育ではなく、創造的な社会変化をめざす教育が可能になるのです。

アメリカの中でも、多国籍企業に支配された世界秩序——それがグローバル・スタンダードと呼ばれるものであり、アメリカの軍事政策はその秩序を武力によって維持しようとするものである——は人類の存続を危うくさせるものであることを十分に理解し、それとは異なる社会の未来像とそのための教育のあり方を展望している人たちが少なくないのである。

今、私たちの目指す教育とは、新自由主義に根ざした市場原理至上主義の社会に一方的に適応していく力を育てる教育ではなく、社会の未来像と自己の未来像との重ねあわせの中で、平和な世界の構築に向けて自らの生き方を選び取っていく力を育んでいく教育である。そして、コンフリクト・レゾリューションのプログラムはその重要な柱となるものなのである。

2 コンフリクト・レゾリューションのカリキュラムの実際

ここでは、Kreidler (1994) のコンフリクト・レゾリューションのテキストを紹介してみたい。このテキストは中学生を対象にして作成されたものであり、3部から構成されている。ここでは、その第1部と第2部について紹介する。

(1) コンフリクトについての理解とその解決方法に関するカリキュラム

第1部は、1. コンフリクトの定義、2. コンフリクトをエスカレートさせる要因、3. コンフリクトにおける怒りのコントロール、4. 「私メッセージ」でコンフリクトを緩和しよう、5. アクティブ・リスニングでコンフリクトを緩和しよう、6. コンフリクトの扱い方、7. コンフリクトにおけるWin・Win型解決、8. コンフリクトをとらえる視点、9. コンフリクトにおける要望と本心、10. 交渉と交渉のガイドライン、11. 調停と仲裁について、から構成されている。

このテキストの基本的立場は、お互いが異なる人格や価値観をもつ存在である限り、個人や集団の間にコンフリクトが生じることは当然であり、それ自体は否定的なことではないということである。むしろ、重要なことは様々な局面で生じてくるコンフリクトをエスカレートさせることなく、お互いの意志や感情、価値観を尊重しあうかたちで解決するための社会的スキル、また、個人や集団間で生じたコンフリクトが解決されるように第三者の立場から調停、仲裁していくために必要な社会的スキル（コンフリクト・メディエイター、ピース・メイカーのスキル）を獲得していくことなのである。そのようにしてお互いの意志や感情の違いを尊重しつつ、両者が納得できるかたちで問題を解決していく力こそが、個人間や集団間で生じるコンフリクトをいじめや差別、暴力に発展させず、平和的に解決することを可能にするものなのである。

さて、コンフリクトが生じた時に、それを取り扱う様式にはさまざまなものがあり、このテキストでは、「攻撃」、「協動」、「妥協」、「諦める」、「逃避または後回しにする」、「権威に訴える」の6つの様式が紹介されている。この分類方法には社会心理学の conflict management の研究に関する知見が反映されていると考えられる。ただし、コンフリクトの処理方略の分類方法には複数の見解が存在しており、たとえば Thomas (1976) はコンフリクトの処理方略として、「競合」(competition), 「回避」(avoidance), 「譲歩」(accommodation), 「妥協」(compromise), 「協動」(collaboration) の5つをあげている(久保, 1997)。このような処理方略の違いはコンフリクトを分類する際の理論的枠組みや、コンフリクトが生じている社会的文脈（身近な人間関係、組織内、国家間など）の違いによって生じてくるものであろう。

また、このコンフリクト・レゾリューションのカリキュラムでは、コンフリクトの生産的な解決に必要な社会的スキル、社会的態度として、以下のようなものがあげられている。

- 1) 「あなたのメッセージ」ではなく、「私メッセージ」で自分の意志や感情を非攻撃的に表現するスキル (assertiveness)
- 2) 相手の意見や感情を傾聴するスキル (active listening)
- 3) お互いの意志や価値観の違いを尊重し合う態度 (mutual respect)
- 4) 相手に対する「要望」ではなく、「本心」に基づいて問題を解決するスキル
- 5) コンフリクトを「Win・Win型」（両者が勝つかたち）で解決するスキル
- 6) 第3者の立場に立って個人間、集団間のコンフリクトの解決を調停・仲裁するスキル

日本の学校や子ども集団の現状を考えても、学校内のさまざまな集団活動や社会的諸関係の中で生じてくるコンフリクトをお互いが納得できるかたちで解決していくための社会的スキルを学習することは、いじめ・暴力の問題を子どもたちが主体的に解決していく自治的な力の獲得にもつながっていくと考えられる(楠, 1999)。

ただし、アメリカやカナダの子どもたちのコンフリクトに対する対処方法と、

日本の子どもたちのそれとではかなり大きな違いがあることも予想されるであろう。たとえば、Ohbuchi & Takahasi (1994) は、日米の大学生の被験者に彼らが日常生活で実際に体験した対人コンフリクトを報告させ、コンフリクトの潜在化・顕在化を調べた結果、コンフリクトが潜在化されたままのケースは、アメリカ人の 27 %に対して日本人では 66 %に達しており、日本人の場合、ほぼ 3 分の 2 の対人関係でのコンフリクトは顕在化されないを見出している。また、コンフリクトの顕在化を避けた理由としては、「人間関係を維持するため」と「自分にも責任があるから」という回答が多かったとしている。大渕らは日本人の強いコンフリクトの潜在化傾向は日本の文化的特徴、日本社会が集団主義的であることの反映であるとしている。すなわち、日本では、人々は社会的調和と秩序を維持するために個人的願望や感情を強く抑制する傾向にあり、集団内のコンフリクトを顕在化させることは調和や秩序を脅かす行為とみなされてしまうことがコンフリクトの顕在化を困難にしているのである。したがって、コンフリクト・レゾリューションのカリキュラムを日本で実施する際にも、アメリカなどで開発してきたカリキュラムを日本の文化、学校に独自な状況を踏まえたものへと再編していくことが課題となってくるのである。

具体的に言えば、アメリカのアクティビティではどうやって「コンフリクトのエスカレート」を防ぐのかが問題とされているが、日本の場合、むしろ「コンフリクトの潜在化」(コンフリクトが表に現れず、個人の内面でのコンフリクトに閉じこめられていくこと)をどう克服していくかがより大きな課題になってくるであろう。また、アメリカでは「私メッセージを表現すること」が非攻撃的な自己主張の方法と受けとめられているが、日本の中では、他者とは異なる自分の意見を出すこと自体が「事を構える」行為として否定的に受けとめられる場合が多くみられる。このように、日本文化の中では「私メッセージ」を表現することが「異質性の排除としてのいじめ」の対象にされる危険性が少なからず存在するだけに、まず、「私メッセージ」の表現を肯定的に受けとめる雰囲気づくりが重要な教育課題になってくるのである。

また、「コンフリクトの屈折化」(直接的にコンフリクトを顕在化させるのではなく、別の人への悪口や仲間はずしなどのかたちで表出されていくこと)も日本では頻繁に見られ、他者とのコンフリクトの場合でもまっすぐに相手を批

判するのではなく、陰口や仲間はずしなどの間接的な攻撃を行うことが日本文化のなかではより一般的である。このような文化差を十分に踏まえたうえで、日本の学校に独自のカリキュラムを開発していく必要があると考えられる。

(2) 多様性の尊重に根ざしたコンフリクトの解決

また、一口にコンフリクトといっても、文化圏や社会階層が比較的同質な個人や集団間のコンフリクトよりも、人種や民族、文化圏や社会階層が明確に異なる関係の中で生じてくるコンフリクトの方がより解決が困難であることは容易に予想されることであろう。

このテキストの第2部は、1. 多様性を認める、2. 多様性とコンフリクト、3. 文化を理解する、4. 政治力を理解する、5. 固定観念、偏見、差別、責任のなすりつけの理解と克服、から構成されている。第2部では人種、民族、文化、社会階層、性的指向などの多様性が生み出す誤解や固定観念、偏見や差別意識などを学習することによって、多様性の尊重の理念に基づいたコンフリクトの解決に必要な力量の獲得がめざされているのである。

青木（1997）は、人間には、文化というメガネ（認知枠）をはずしてもを見たり解釈することはできないという文化的制約があり、異文化間のコンフリクトもこの文化的制約が自覚できることによって深刻化しがちであること、異文化間コミュニケーションや異文化理解のための訓練目的もこの制約の相対化にあると指摘している。青木によれば、文化というメガネは母国語を覚えるのと同様に無自覚的に学習されるものであり、メガネに映る世界、見える世界それ自身が自明なものとなり、「なぜ、そのように見えるのか」と問いかけることができない。その結果、自文化のメガネから物事を解釈し、その基準からずれると相手の指向や行為が不自然不合理に映るため、ときには自文化の基準に合わせるように強要する場合も生じてくるのである。これが自文化中心主義、自民族中心主義の弊害と呼ばれるものであり、程度の差はある、何人もこの弊害から逃れることはできない。それゆえに、この弊害を希釈すべく、文化相対主義の視点——いずれの文化も各々の生活環境に最適の適応方法として歴史的に形成され、相応の価値を持ち、文化的に優劣という序列はないという主張であり、文化の多様性と固有性を受け入れ、それを異文化間理解の基本的スタン

スとする視点——が強調されることになるのである。

このテキストでは、まず、多様性を、1) カラー（皮膚の色、性別、性的指向、体型など）、2) 文化（ある集団が持つ価値観、信念、象徴、行動、生活様式、共有の歴史など）、3) 階級（権力、権威、階層、地位、資源の入手、管理、所有の程度に由来する個人や集団のアイデンティティ）、4) 性格（一人ひとりの独自性、個人の好み、特異性、人格的傾向など）、5) 状況（個人や集団が今存在している現実であり、時間、場所、環境、社会的・政治的状況、歴史的条件に左右されるもの）という5つの領域から捉えている。この多様性を適切に取り扱えないとき、誤解や固定観念、さらには偏見、差別が生み出され、コンフリクトの適切な解決が困難になっていくのである。

民族、文化、宗教の違いなどに根ざしたコンフリクトが一層エスカレートし、差別や迫害、テロリズムなどの深刻な問題を生み出している今日の世界の状況を考えたとき、このようなカリキュラムは極めて重要な意義を有していると考えられる。もちろん、今日の南北問題や領土問題などは、お互いの文化やアイデンティティの尊重という理念だけで解決することは困難な課題である。しかし、経済的な利害をめぐるコンフリクト一つをとってみても、それが他民族や文化に対する偏見や差別意識と結びついていくときにはコンフリクトが一層激化し、盲目的・感情的・破壊的なコンフリクトへと発展していく（淵上、1997）だけに、それを防止するための教育実践が今、切実に求められていると考えている。

3 コンフリクトを解決する能力の発達段階に関する仮説

コンフリクトの構造やコンフリクトの解決に必要な社会的スキルに関する理解が年齢とともに発達していくことは言うまでもないことであろう。かつて Selman (1980) は、「社会的視点取得能力」(social perspective taking ability) の発達段階（段階1：一方向的視点取得、段階2：双方向的、相補的視点取得、段階3：相互的視点取得、段階4：社会的な(societal) 視点取得）を提起したが、その中ではコンフリクトとその解決方法に関する認識の発達の変化についても言及されている。ここでは、Selman の提起を参照しつつ、学校教育段

階に絞ってコンフリクトを解決する能力の発達段階を仮説的に整理してみたい。

段階1（5歳半～9歳頃） コンフリクトの原因についての理解が一方向的な段階

個人間、または個人と集団の間で生じたコンフリクトはどちらか一方がもう一方にした言動に原因があり、したがって、コンフリクトの解決も、原因を作った側の責任で解決されるべきものであると考えられている。（e. g. 玩具を取った方が謝って玩具を相手に返す）したがって、この時期はコンフリクトが生じても双方の視点に立ってその原因を探求することが発達的に困難であり、「どちらか一方が悪い」という見方になりがちである。のために他の子どもたちも一方の側に立って他方を一方的に非難したり、いじめたりというかたちでコンフリクトを取り扱う事態がしばしば生じてくるのである。しかし、適切な援助があれば、「順番」、「時間を決める」などの具体的なルールを使って両者の間に生じたコンフリクトを、両者の要求を量的に平等に満たすことで解決することはできる段階である。

段階2（8、9歳から11歳頃） コンフリクトの原因を双向的に捉えられるようになる段階

個人間や集団間、ないしは個人と集団の間で生じたコンフリクトの原因が、「お互いの意見が合わなかったら」というように、両者の意見や要求の違いによって生じるものと理解されている。したがって、そのコンフリクトの解決も両者の意見や要求が量的に等価的に満たされる解決や、両者の要求の妥協（e. g. 一日交替で使用する）のかたちで行われるべきものと考えられるようになる。ただし、個々の子どもや集団のもつ言語や文化の違い、社会的ハンディキャップなどを配慮して問題解決のルールを創造していくことはまだ困難な段階（J. ピアジェのいう「形式的平等」の段階）であるため、そのルールにうまく適応できない子どもへの攻撃や集団いじめが生じやすくなってくる。しかし、お互いの違いを表現させつつ、その違いを尊重できるように援助していくことによって、単なる妥協を越えた協力関係を創造していくことも少しずつ可能になっていく段階もある。コンフリクトの仲介を行うピース・メイカーの役割

を担うことがはじめて可能になってくる段階であるが、その解決方法は表面に現れている両者の要求を量的に平等に満たす解決方法に限定されている。

段階 3（11 歳頃から 13, 4 歳頃） 第 3 者の視点からコンフリクト当事者の関係を捉えられる段階

個人間ないしは個人と集団、集団相互の間で生じたコンフリクトがお互いの意見や要求の衝突だけでなく、お互いの性格や考え方などのより内面的な問題によっても生じることが理解されてくる。また、相手に向かって表現された要望や意見と、実際に本人が抱いている本心や願いとの違いが理解されてくることによって、コンフリクトの解決にも質的な変化が生じてくる。すなわち、段階 2 での解決方法が、表面に出ているお互いの要望を量的に等価的に充足するものであったのに対して、この段階になると、お互いの本心や願いが両方とも充足される「Win・Win 型の解決」を行っていくことが本格的に可能になってくるのである。

また、コンフリクトが生じている当事者同士の関係性を第三者の視点から検討することが可能になり、コンフリクトがお互いの信頼関係の発展やより高い協動関係の実現につながる可能性が理解されるようになってくる。しかも、個々人の違いやハンディキャップを視点として取り込むことが可能になり、段階 2 のような機械的な平等ではなく、個々人の違いやハンディキャップに配慮したかたちでのコンフリクトの解決が志向されるようになっていく。

さらに、両者のコンフリクトの原因として、お互いの所属している文化や育った環境の違いを視野に入れることができになり、それによって、文化やアイデンティティの違いに対する相互尊敬（mutual respect）に根ざしたコンフリクトの解決を行う力量が獲得され始める。

段階 4（14 歳頃～） 社会的、歴史的文脈からコンフリクトを対象化できるようになる段階

さまざまな個人や集団、民族や国家などの間で生じるコンフリクトを社会的、歴史的文脈から理解することができるようになり、さまざまな局面で生じてくるコンフリクトを、性、文化、階層、宗教、民族などのアイデンティティの間

題と関連づけて考察することが可能になってくる。また、自分自身の視点(perspective)から他の性、世代、さらには民族や文化、国家などを捉えていくことによって誤解や固定観念、偏見や差別意識が発生することを理解することができるようになり、「文化的制約性」の問題を対象化することが可能になってくる。このようにして、自分自身の視点を社会的、歴史的文脈の中で相対化していくことによって、自民族中心主義や自文化中心主義の世界観を乗り越え、異なる民族、文化、宗教間の相互尊敬の原理に根ざしたコンフリクトの解決の必要性を理解できるようになっていく。

コンフリクト・レゾリューションのカリキュラムは、このようなコンフリクトに関する認識能力の発達を前提にしていると同時に、その発達過程を促進するものであると考えられる。近年、J.ピアジェのような普遍的な発達段階を前提とした認知発達研究は低迷の傾向にある。しかし、コンフリクトトレゾリューションのカリキュラム開発や子どものコンフリクトを解決する能力の発達を促進する指導方法などを検討していく際には、ここで仮説的にあげたようなコンフリクトとその解決方法に関する理解の発達段階に関する知見は重要であると考えている。

4 セルフ・エスティームとコンフリクトを解決する能力 との関連性

(1) セルフ・エスティームとコンフリクトを解決する能力との関連

セルフ・エスティーム(self-esteem)とは「人が自分の自己概念と関連づける個人的価値および能力の感覚」を意味しており、通常の場合、「自己評価」ないしは「自尊感情」と訳されている(遠藤、1992)。

ファウンテンは、セルフ・エスティームは肯定的な人間関係の基盤となるものであり、自らを肯定的に見られる子どもは、他の人も同様に肯定的な視点で捉えるようになるとしている。そして、子どもが人種や性別を理由に差別的な態度をとるのは、セルフ・エスティームの不足が少なからず原因になっており、「自分に価値を認め、他人のそれをも正しく評価できる子どもは、差別や不平

等を黙って受け入れることが少なく、不正に立ち向かっていく」「年が上になると、セルフ・エスティームが強いほど、何か難間にぶつかったときや危機に直面したときにも自分から進んで解決しようとする心構えができている」と指摘している。

一般的に、セルフ・エスティームが低い子どもは、自分に対する他者の意見を冷静に受けとめることが困難であり、すぐに他者への怒りや憎しみの感情を抱いてしまう場合が多くみられる。また、コンフリクトの場面でも、お互いが協力しあって問題を解決するよりも、他者よりも優位に立つこと、他者に勝つことに強くこだわらざるを得ないため、コンフリクトをエスカレートさせる結果になりがちである。それだけに、セルフ・エスティームを高めていくことは、さまざまな次元におけるコンフリクトを解決する能力を高めていくためにも重要な課題となってくるのである。

ところで、Pope ら (1988) は、セルフ・エスティームの構成因子として、1) 社会的領域 (social area), 2) 学力的領域 (academic area), 3) 家族のセルフ・エスティーム, 4) 身体イメージ (body image), 5) 全体的なセルフ・エスティーム、の 5 つの領域から考えることが有意義であるとしている。

今日、セルフ・エスティームの領域のうち、2) の学力的領域や、4) の身体イメージ (容姿や運動能力) が占める比重が子どもたちのなかで高まってきていることが予想されるが、これらの領域は他者との相対的な優劣の関係に規定される傾向が強く、その意味では個人間の競争関係やコンフリクトを強める危険性を内包している。それに対して、1) の社会的領域は、「仲間集団の中で自分がどのように受けとめられているかに関する評価とそれに対する自分の感情」を意味しているので、さまざまな取り組みを通じて仲間集団の中に相互承認の関係を創造することができればセルフ・エスティームが集団全体として向上していく可能性も存在している。

ファウンテンは、「真のセルフ・エスティームは、心底、自分のよいところを受容することから生まれてくるものであり、それを確認したり、肯定的な雰囲気の中で強化することで自分のことを前向きに考えたり自信を持てるようになる」としている。もちろん、そのためには、子どもにとって最初の「重要他者」である養育者からしっかりと受容される体験が重要であることは言うまで

もないが、それと同時に、仲間集団の中にお互いを尊重し合う関係を創造していくことによってもセルフ・エスティームは高まっていくと考えられる。そのことを踏まえて、ファウンテンは幼児期の段階から遊びや生活場面で、競争的ではなく、協同的な活動を積極的に組織していくことの重要性を強調しているのである。

(2) セルフ・エスティームを高めるアクティビティ

ここでは、オーストラリアで開発された“ME YOU and OTHERS”という10代の子ども用に作成されたテキストを取りあげてみたい。このテキストにはコンフリクト・レゾリューションのプログラムと同時に、セルフ・エスティームを高めるための様々なアクティビティが紹介されている。

このテキストではセルフ・エスティームには、「わたしの価値を認めること」「わたしが好きだと感じられること」「わたしを大切にすること」の3つの要素が含まれているとされている。そして、セルフ・エスティームの学習を目的とした第1章は、1) セルフ・エスティーム 2)「わたしはわたし」、3)「価値観」、4)「目標設定と意志決定」、5) 気持ち、という5つの節から構成されている。1) では自分自身が自分を肯定的に捉えられるようになること、2) は自分自身の感情を非攻撃的に表現できるようになること、3) は自分の意見や価値観を明確に持てるようになること、4) は自分の人生設計を立てる力とさまざまなコンフリクト状況で自らの意志決定を行えるようになること、5) は自分の感情を冷静に見つめ、自分の感情を適切に表現するためのことばの獲得、がめざされている。このようなアクティビティを通じて子どもたちのセルフ・エスティームを高めていくことが、2章で取り上げられている他者とのコミュニケーション能力の基礎を築くことにつながると考えられているのである。

このテキストでは個人主義の傾向が強いオーストラリアで開発されたことを反映してか、他者とのパートナーシップを形成していく場合でも、まず、個人としての意志や価値観を確立していくことの重要性が強調されている。それだけに、日本のように、自分自身の感情や価値観を明確にすることよりも、関係の維持や「集団の和」を優先する傾向の強い社会の中では、このようなカリキュラムを実施していく上でのさまざまな困難さが生じてくることも予想される

であろう。また、このテキストで紹介されている「自分のいいところ探し」のような課題は日本の子どもたちには抵抗感の大きい課題であるが、その原因が参加型学習に対する子どもたちの経験不足が原因であるのか、それとも、セルフ・エスティームの問題を取り上げる際にも、謙遜が美徳とされている日本文化の状況を踏まえた独自のカリキュラムを開発していく必要があるのかについては今後の大きな検討課題であると考えている。

5 今後の課題

今日、コンフリクトの場面ですぐに暴力的な行動化に至ってしまう「キレル」子どもの問題が大きな社会問題になっている。その中には発達全般での疎外状況を抱えていて、コンフリクトを認識していくために必要な発達的基盤そのものが脆弱な子どもも含まれているが、そうではなく、授業のなかではコンフリクトの構造を理解し、解決方法についても適切に答えられるにもかかわらず、実際のコンフリクトの場面になるとそのような行動がとれず自己や他者に対する破壊的な行動化をしてしまう子どもも存在している。また、それ以前はおとなしい、まじめな「いい子」が突然、重大な犯罪を冒す事例などを考えると、対人関係の中で生じるコンフリクトを適切に外在化することができず、ずっと内的コンフリクト（内的葛藤）として蓄積し続けてしまうことが、思春期の情動の高まりとともに本人の意思を越えた衝動的なかたちでのコンフリクトの噴出をもたらしてしまう可能性も検討していく必要があるであろう。

本来、子どもはその年齢に応じて自分の意志や感情を主張し、他者とのコンフリクトを顕在化させつつ、その解決の体験を積み重ねていくなかで社会性を発達させていく存在である。逆に、コンフリクトを適切に外在化させる機会が保障されないことは、社会性の発達を疎外するだけでなく、自我内部での「内的葛藤」(inner conflict) を激化させ、その内的葛藤を自傷行為や衝動的な破壊行為として噴出させてしまう危険性を高めることにもつながるのである。

現代社会における子どもたちの人格の危機と、環境問題をはじめとする地球レベルでの危機を合わせて考えたとき、自我内部のコンフリクトの解決による「心の平和」の実現から、地球レベルでのコンフリクトの解決を通じて世界平

和の実現に参加していく人格的力量の形成までを見通した多層的なコンフリクト・レゾリューションの取り組みが今、切実に求められていると言えるのではないだろうか。

■引用・参考文献

- 青木修次 1997 異文化間葛藤と解決 大渕憲一(編) 紛争解決の社会心理学 ナカニシヤ出版
- Bickmore, K. 1998 Teaching Conflict and Conflict Resolution in School (Extra-Curricular Consideration) A. Raviv, L. Oppenheimer, & D. Bar-Tal (Ed.) *How Children Understand War and Peace*. SF: Jossey-Bass.
- キャリスター, E., ディヴィス, N., ポープ, B. 1994 ERIC国際理解教育センター(訳) わたし、あなた、そしてみんな一人間形成のためのグループ活動ハンドブック 国際理解教育・資料情報センター出版部
- 遠藤辰雄・井上祥治・蘭千壽 1992 セルフ・エスティームの心理学 ナカニシヤ出版
- ファウンテン, S. 1994 ERIC国際理解教育・資料情報センター(編訳) 「いっしょに学ぼう」 国際理解教育・資料情報センター出版部
- 淵上克義 1997 集団成員の心理的葛藤とその解決—自己利益の社会心理学— 大渕憲一(編) 紛争解決の社会心理学 ナカニシヤ出版, p.249.
- Kreidler, W. J.(編) 1994 ERIC国際理解教育センター(編訳) 1997 対立から学ぼう 国際理解教育・資料情報センター出版部
- 久保真人 1998 職場の人間関係と葛藤 大渕憲一(編) 1997 紛争解決の社会心理学 ナカニシヤ出版 p. 215.
- 楠 凡之 1999 日本の学校における conflict resolution プログラム導入の意義「いじめの対処と指導」研究プロジェクト(編) いじめ・孤立から参加・自治・友情へ
- Ohbuchi, K., & Takahashi, Y. 1994 Cultural styles of conflict. *Journal of Applied Social Psychology*.
- 大渕憲一 1999 攻撃と暴力 <丸善ライブリー> 丸善
- Pope, A. W., McHale, S. M., & Craighead, W. E. 1988 *Self-esteem enhancement with children and adolescents*. New York : Pergamon.
- Selman, R. L. 1980 *Interpersonal understanding from childhood to adolescence*. Academic press.
- Thomas, K. 1976 Conflict and conflict management. In M. D. Dunnette (Ed.), *Handbook of industrial and organizational psychology*. Chicago, IL : Rand McNally.

■参考図書・資料（本書で詳しく紹介した2冊は除いた）

スーザン・ファウンテン 国際理解教育センター（編訳） 1994 「いっしょに学ぼう」

イギリスで開発された幼児向けの国際理解教育の解説と活動事例集。セルフエスティーム、コミュニケーション能力、協力する力、という国際理解教育の基礎を幼児期に伸ばすことの必要性をわかりやすく解説している。その実践方法は小学校低・中学年でも使用できるものである。

ミルドレッド・マシェダー ERIC国際理解教育・資料情報センター（編訳） 1994
いっしょにできるよ（Let's Co-operate）

3歳から11歳の子どもたちにコンフリクトを穏やかに解決する力をつけていくためのハンドブック。手軽にくりかえし実践できるアクティビティをイラストを多數使って紹介している。

Trevor Cole 1987 *Kids Helping Kids. Peer Resources.*

教室や学校の中に思いやりのあるコミュニティを創造していくうえで必要な不可欠な子ども同士のサポート関係を構築するための実践的な手立てを紹介した教師用マニュアルである。そのなかでは、コンフリクトを解決するためのコミュニケーションスキルや仲介のスキルを学習するための様々なアクティビティが掲載されている。この本の翻訳が2001年4月に川島書店から出版される予定である。

第6章 いじめ対策から平和の創造へ

戸田有一

本章では、まず、いじめと戦争に、児童虐待や暴力という言葉も加えたうえで、それらのことばについての私たちの考えがいかに多様であるのかを確認し、次に、いじめと戦争のかかわりについて考えていくたい。そのうえで、いじめ対策から平和の創造へつながる道すじについて、ともに検討していきたい。

1 いじめ・戦争・児童虐待・暴力の包含関係図

まず、「いじめ」と「戦争」に「児童虐待」と「暴力」も加えて、それらの言葉の包含関係について考えていくことで、いじめと戦争の関係について論じる前提としたい。ここでは、包含関係ということばは、それぞれのことばの意味する内容の重なりの程度を意味する。具体的には、2つのことばの意味することが、完全な包含関係にあるのか、部分的に重なる関係にあるのか、それともまったく重なりはないのか、ということである。ベン図で表現するという手法を使うために、結果的に、数学でいう「集合」の考え方かたに引き寄せることになると思われるが、後述の包含関係図には、因果関係に関する記述を付記することも可能である。

読者の皆さんにも、自分自身の考えを描いて対象化したうえで、読み進めていただければ幸いである。

(1) あなたの包含関係図は？

自分自身の考えを対象化するために、筆記用具があれば、下記の質問への回答としての考えを、図6-1に書きこんでみていただきたい。

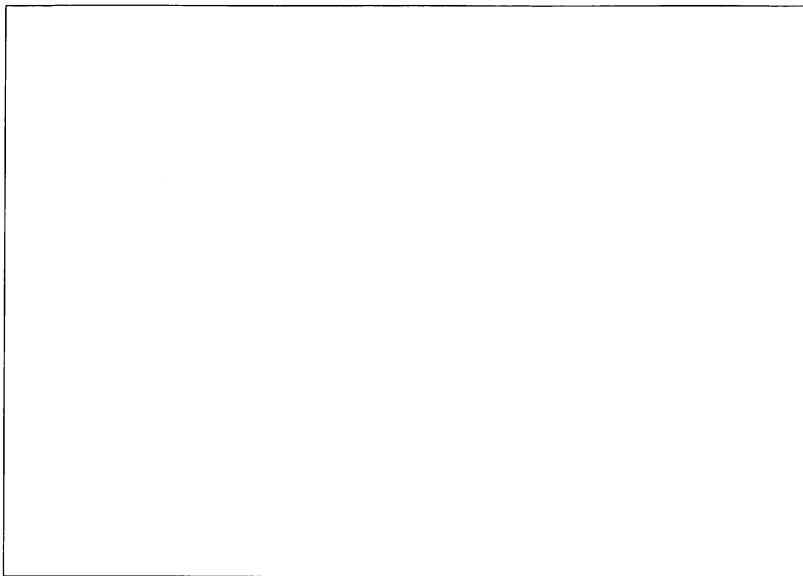


図 6-1 いじめ・児童虐待・戦争・暴力の包含関係についての「私」の考え方

[質問] あなたは、「いじめ」「児童虐待」「戦争」「暴力」は、どのような包含関係にあると思いますか。

- ・ペン図を使って表現してみてください。
- ・ペン図では表現できない場合は、他の方法で表現してもかまいません。
- ・また、上記の4つの言葉以外の言葉を使ってもかまいません。
- ・書き終わったら、そのように思う理由や、説明を書きこんでください。

ここでは、どのような図が正しいかということを論じたいわけではなく、同じ人の図でも、もう1回描いたときには、また別の図になる可能性もある。次節で、高校生などが描いた包含関係図を紹介するが、それとの巧拙の比較を意図したものでもない（もちろん、いずれかの包含関係図に影響を受けて、自分自身の包含関係図を変更することも自由であるけれど）。

(2) 高校生・大学生の包含関係図

先述のような包含関係図を、2000年の6月～9月に、授業のなかで高校

生・専門学校生・大学生に描いてもらい、それをもとに話し合う機会をもった。人数は、高校生は2クラス合計で60人、大学生は23人、専門学校生は33人の、合計116人である。図が描かれなかった回答が5つあり、有効回答数は111人分（約96%）であった。

このような課題で作図をしたのは、彼／彼女らには初めてのことであったようで、当初戸惑いの声もあった。そもそも、それぞれのことばの定義も示さず、特に、「暴力」については、それが構造的暴力を意味するのか、身体への直接的攻撃のみを意味するのかも示さずに行った実践であり、調査手法としての厳密さは低いと言わざるをえない。にもかかわらず、このような実践を行った意図は、彼／彼女らのいじめと戦争についての考えは、「いじめと戦争の関係について、あなたはどのように思いますか。考え方述べてください」と問い合わせるよりも、豊かに表現されるのではないかと考えられたためである。もちろん、この方法以外にも、これらのことばの指し示す事象の共通点や相違点を、直感的に表現しうる手法はありうるであろう。

なお、この手法は、「あの世」と「この世」の関係についての青年のイメージ画をもとに、それぞれの文化ごとに通底する心理に迫ろうとしたやまだ・加藤（1998）の研究手法にヒントを得ている。

また、この手法において、児童虐待や暴力ということばも含めたのは、思考をいじめと戦争だけに焦点化させないで、他のことばとの包含関係も同時に示してもらうことで、かえっていじめと戦争の関係に関するナイーブな考えを浮き出させるためであった。

また、これらの4つのことば以外のことばも使ってよいと制限を緩めることで、筆者は「けんか」「侵略」「親子げんか」などが出てくることを期待していた。

この試みの結果について、ここで詳細に論じることはできないが、次節でいじめと戦争の関連性について論じていくまえに、結果全体について大雑把に述べておきたい。まず、上記の期待にかかわらず、4つのことば以外のことばとしては、「対立」が図中に示されたものがあった程度で、他のことばはベン図の中に示されることはなかった。「侵略戦争」や「村八分」は説明文中に見られた。おそらく、課題の新奇性と時間的制約のため、さまざまな言葉を書きこ

む余裕がなかったと思われる。

全体的には、たいへんに多様な図が描かれたが、4つのことばの輪を完全に離して描いたものもなく、逆に、4つを完全に一致させた図もなかった。また、図の完成後に、仲間同士で相互に見せ合って話し合った際の感想には、仲間の図と自分の図を見比べてなるほどと思ったという感想が多くあったにもかかわらず、そのやりとりを通して自分の図を大幅に書き換える必要を感じたという記述は見られなかった。

2 いじめと戦争

(1) 描画例の分析から

この節では、先の包含関係図の描画例をいくつか示し、高校生や大学生のコメントも見ていきたい。そのコメントの多くは、包含関係図を描いてから、その意味を後付け的に記述したものである。包含関係図には、何度も消して書き直した跡や、下書きなどがみられるものが少なくなく、言語だけではなく直感的な描画も、自身の考えの暫定的な表出と批判的検討をする手段として使われていたことが推察できる。自分自身の個性的な考え方や経験を反映させるかたちで、いじめや戦争について考える機会になっていたならば、望外の喜びである。

以下に、図におけるいじめと戦争のカテゴリーの重なりぐあいによって、「いじめと戦争は重なりなし」「いじめと戦争に部分的に重なりあり」「戦争がいじめを包含」「いじめが戦争を包含」の4つに分類した記述の中から、いじめと戦争に関する記述を抜き出した。

〈いじめと戦争は重なりなし〉

- ・いじめは一方的に攻撃すること。戦争は両方が起こすこと。（高校生）
- ・戦争は、いろんな武器で一度にたくさんの人を無差別で殺す。規模が大きい。
いじめは、同年代同士でいじめる。いろんな種類のいじめがある。強い人が弱い人を傷つけるところが児童虐待と共通。（高校生）
- ・戦争や暴力はあいだに誰か入ってくれるけど、虐待やいじめはなかなかあいだに入ってくれる人がいない。（高校生）



図 6-2a 包含関係図の一例（いじめと戦争に重なりなし）

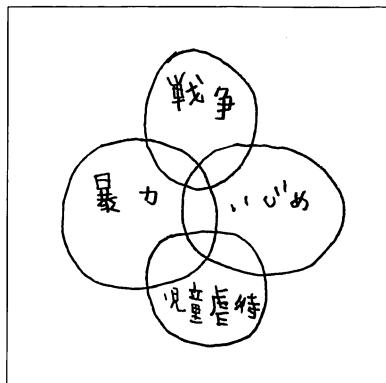


図 6-2b 包含関係図の一例（いじめと戦争に部分的に重なりあり）

- ・戦争は、国のためにやる。強制（自分の意志で戦うわけではない）。いじめは誰のためとかでも、ない。自分の意志でやる。（高校生）

〈いじめと戦争に部分的に重なりあり〉

- ・両方とも相手を傷つける。死んじゃう。（高校生）
- ・全部一緒だと思うけど、いじめは精神的いたみのほうが大きいと思うので、いじめはびみょう。（高校生）
- ・（戦争は）国レベルのいじめになると思うから。（大学生）
- ・戦前にあったように、「非国民」「村八分」などというように、一家族 vs 周囲というようないじめ。（大学生）
- ・いじめは傷つける側と傷つけられる側がはっきり分かれるのに対して、戦争は傷つけ合うということになる。（大学生）
- ・一方的に武力をしつけたり、経済的なこととかされてもどうしようもない側にとってはいじめだと思う。（大学生）
- ・戦争の中には、他国と手を組んで一つの国を攻撃することもあると思うので、いじめの要素が入っていると思う。（大学生）
- ・戦争といじめは接点がないように思うが、侵略戦争になれば戦争もいじめの要素を含んでいるのかもしれない。（大学生）

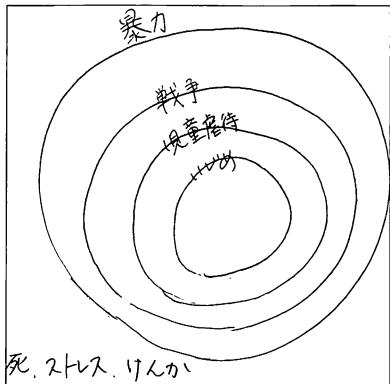


図 6-2c 包含関係図の一例（戦争がいじめを包含）

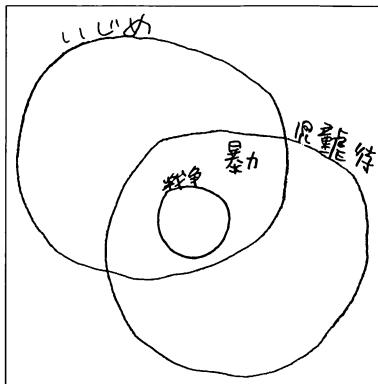


図 6-2d 包含関係図の一例（いじめが戦争を包含）

〈戦争がいじめを包含〉

- ・戦争の中で暴力などがうまれ、つよい者が弱い者をいじめ、ぎゃくたいによって被害を受けた子たちが大人になり、ぎゃくたいをする。そしてその子がいじめをしていくと思ったから。（高校生）
- ・戦争になれば、その国は荒れてくる。そして、人々も、狂ってきてしまって、暴力・児童虐待・いじめが発してくると思う。戦争はみんながかかる。いじめは青少年の間で起こっている。（高校生）

〈いじめが戦争を包含〉

- ・いじめと児童虐待は暴力に共通していて、暴力の中で戦争がおこるんだと思いました。（高校生）

ここには、ほんの一部しか示すことはできなかった。高校生の描いた図を大学生に見せたときも、その多様さにあらためていろいろと考えさせられたようであった。過去の歴史を学ぶきっかけとして、あるいは、歴史についてある程度学んだうえで語り合う材料としても、このような図を描くことは役に立つかかもしれない。

このような調査の場合、定量的な結果は参考程度にとどめたいが、以下の論

考をすすめるために、触れておきたいことがある。

それは、「いじめと戦争に重なりなし」の回答が66人（59%）に見られたことと、さらに、その中の27人（24%）は、「いじめと戦争の両方とも暴力と重なる」という図式でもなかったことである。いじめも戦争もともに構造的暴力であると考える筆者には、この約4人に1人という数字は意外な多さであった。ちなみに、いじめと戦争に一部重なりありとする図は34人（31%）に見られ、いじめに戦争が含まれる図は2人（2%）、戦争にいじめが含まれる図は9人（8%）に見られた。いじめと戦争に、直接の重なりも、暴力を介してのつながりも想定しなかった図を描かれた方にとっては、もしかしたら、第3節の論考はやや違和感を覚えるものかもしれない。

なお、いじめと児童虐待に重なりのない図は36人（32%）であった。同様に、児童虐待と戦争では74人（67%）、いじめと暴力では5人（5%）、児童虐待と暴力では9人（8%）、戦争と暴力でも25人（23%）が重なりのない図を描いた。

しかしながら、「暴力」を構造的暴力として説明したりすることで、この数字は容易に変化する可能性がある。

（2）軍隊でのいじめと学校でのいじめ

戦争といじめという論考の大筋からははずれるが、ここで、軍隊でのいじめと学校でのいじめについて考察したい。軍隊内での「初年兵いじめ」は過去の問題であろうか。そして、その軍隊内のいじめと子どもたちのいじめとの関連について、私たちは何を考えていったらしいのだろうか。

軍隊のような集団におけるいじめを考える際に参考になると思われるは、学校におけるいじめの研究に遅れて近年行われるようになったおとな社会におけるいじめの研究である。たとえば、“International Journal of Manpower”は、その1999年発刊の第20巻第1/2号を、「職場におけるいじめ」に関する特集にしており、その中には、疑似軍隊的組織（para-military organisation）における「いじめ」文化を質問紙や面接による調査によって探索した研究論文がある。この場合の疑似軍隊的組織とは消防士集団であるが、ある署では「新入り」の消防士に対する暴行が行われており、それが“horseplay”（悪ふざけ、

ばか騒ぎ）として容認されているという事態が浮き彫りになっている。そこでは、それが「伝統」であり、新入りをその集団の規範に適合するように社会化するためと認識されている。

近年の日本においても、K県警の内部での暴行事件が社会問題化した。おそらく、「初年兵いじめ」は過去の問題ではなく、現在も起こりうる問題なのである。軍隊、警察、消防などの組織の内部で、どのような文化が継承されているのかについて、検証が必要と思われる。

軍隊と近代の学校は、その目的こそ違っても、その組織構造には共通点も多い。新たに加わる成員の多くが既に成員になっている者に比して少数かつ若年であること、外部の社会と共通の規範や文化も存在するが、加えてその集団に特有の規範（校則）や文化が存在すること、そして、多くの場合、新たに参入した成員には、その規範の見直しではなく規範への従属が課せられることである。筆者には、学校そのものを否定する意図はないが、その組織構造や「伝統」の持つ危険性には、十分な認識が必要であると考える。個々人の善意とは無関係に、構造的な問題が組み込まれている可能性がそこにある。その危険性は、特に、部活動組織やいわゆる「不良」グループに顕著にあらわれる。かつて（今も？）一部の学校に見られた、新入部員や若いツッパリに対する言語的あるいは身体的暴力は、集団の秩序の中への位置づけのためとされ、「焼き入れ」などと呼ばれた。

大学などの高等教育機関にも、同様の現象がある場合がある。新規入寮者に対して行われるからかいが「伝統」のようになっている場合もあるし、部活動における「特訓」や前後不覚になるまで酒を飲むことが、一人前のメンバーとして認められる閑門であったりする場合もある。

このように、「いじめ」は、集団への新規参入者をその集団に適応させるための暴力的な手段が、無批判的に継承されたものと見ることもできる。しかし、おそらく、そのような文化の外から、それらの疑似軍隊的組織や学校そのものを責めてしまうのも誤りであろう。そこは、いじめの文化が顕在化しやすい場なのであり、いじめの文化を継承した者は、外部からは批判ができても、その内部にはいったときには、自らも共有する文化を顕在化させてしまう危険性がある。そして、筆者には、自分がいじめの文化を継承していないと言い切る自

信は全くないし、むしろそのような文化の中で過ごしてきたとさえいえる。そして、そのようないじめの文化を変えるには、共に変わるという方法が有効であると考えている。

では、いじめの文化は、具体的にはどのようにして継承されたり、変わったりするのであろうか。継承の過程としては、先輩の行動の模倣、文化的媒体による学習、などが考えられる。また、変化の過程においては、新たな文化の持ち込みや、大きな事件や集団内のストレスの極大化を契機とした内部からのニーズによる新たな文化の創造などが、大きな役割を果たすことが想像できる。しかし、そのような観点での研究は、今後の課題として残されているように思われる。

3 いじめ対策から平和の創造への道すじ

いじめ・戦争のつながりについての私たちの考えは、前節前半のように多様である。しかしながら、いじめと戦争には、広い意味での暴力——構造的暴力——という共通項がある。本節では、そのことをふまえ、子どもたちのいじめへの取組みが、ひろく平和の創造につながる道すじを、共に構想してみたい。

(1) いじめ対策から平和の創造へ

一般的に、学校教育の中において、いじめ対策やいじめ予防の取り組みはカリキュラムの一環ではなく、問題が予見あるいは察知されたときの臨時的な取り組みであろう。しかしながら、そのような考え方には、今泉（1998）の実践からは感じられない。「学級崩壊」と呼ばれるまでに深刻な子どもたちの「荒れ」や「いじめ」を、教育のチャンスととらえ、民主主義や平和を担う主体としての子どもたちを育てようとしている。授業中の一人ひとりの誤答と思える発言にも意味を見いだし、いじめについての声にならない声を「紙上討論」というかたちで具現化させ、ついにはいじめっ子も反省しいじめをなくす側に立っていく姿。その実践のうえでの今泉の次の記述は、いじめ克服の取り組みが民主主義や平和を志向する取り組みであることを宣言しているかのようである。

なぜなら教師や大人が主導では、どうしても「いじめ」や「暴力」を押さえ込んでしまいがちだからです。「説教」や「説得」では、真の解決になりにくいのは、そのためです。解決・克服する主体は、あくまで子どもたちであることを忘れてはなりません。子どもたち相互の共感と批判の力でのり越えていくことが求められます。このことを通して、民主主義の必要性と価値を、子どもたちは身体で学びとっていくのです。平和や民主主義の課題は、歴史を学ぶだけで達成されるものではありません。日常生活のレベルでの、トラブル解決の力を抜きには困難です。「いじめ」「暴力」克服の取り組みは、単に「いじめ」「暴力」などの解決にとどまらず、日本の平和や民主主義の課題と深く結びついているのです。(p.78)

子どもたちの個々の意見が表明され、尊重される環境づくりは、確かに民主主義の課題と結びついているように思えるが、平和との結びつきは、どのような道すじになっているのだろうか。もちろん、民主主義が平和の基礎であるという言い方もできるであろうが、ここでは、心理学的なスタンスからその道すじに迫ってみたい。心理学的にさまざまな説明が可能なのかもしれないが、ここでは、バンデューラ (A. Bandura) の「自己調整メカニズムの不活性化」という考え方と、いじめ予防・対策のための実践からの示唆をもとに、以下に、その道すじについて考えてみたい。

(2) 自己調整メカニズムの不活性化への対応

いじめについても、戦争についても、道徳的判断としては「よくないこと」であることに異議はなくとも、「しかたがない」という説明がなされる場合がある。道徳性の発達の軸とは別の、道徳的な行動を規定する要因としての「いけないとわかっていることを、やってしまう」心理を考える基本枠組みとして、バンデューラの図式を用いて考えてみたい。

バンデューラによれば、自己調整機能は、自己観察、判断、自己反応という3つの過程からなりたっており、「自己モニターされた行為の評価・判断という道徳的思考・判断が自己満足感や自責感等の基盤となり、この感情的自己反応によって行為の表出・抑制が調節される」(明田, 1992)と考えられる。バ

ンデューラの理論においては、自己調整過程の不活性化メカニズムについても述べられており、自分の個人的基準に反する行為をしたときには自己非難を回避するため使われる4つのメカニズムが下記のように示されている。

①行為自体を解釈したこと：戦争を国民のためという等の「道徳的正当化」、人員解雇を企業の適性規格化という等の「婉曲なラベリング」、テロ行為を圧政者の搾取的行為と比較して正当化する等の「都合よい比較」。

②因果作用のあいまい化：「責任の転嫁」や「責任の拡散」。

③結果の無視・歪曲：大虐殺事件などの事実関係・規模を否定・矮小化しようとする発言などが典型。

④被害者の価値づけ：アウシュビッツでみられたような、相手を感情や気持ちをもった人間とみなさない「没人間化」や、被害者に非難や責めを帰属する「非難の帰属」。

自分の行為をいじめとして認識し、かつ、その行為が許されないことであると思っていたとしても、不活性化メカニズムによって自己非難が回避され、いじめは継続されてしまう。いじめを許してしまうその心理は、いじめ以外の暴力行為についても、同じ論理で許容してしまうのではないだろうか。

「あいつの性格をなおしてやろうと思ったんです」「なんだよ、遊んでいただけじゃねえか、プロレスごっこだよ。見てわかんない？」——そんなことばの背景にある荒涼としたこころの風景は、他者の苦しみへの共感からもっとも遠いところにあるだろう。

『わたしのせいじゃない』——スウェーデンで社会科教師・町の教育長なども務めた作家らによる、深い問いかけをこめた絵と文と写真の本の題名である。前半は、子どもたちが口々に、自分はそのいじめに責任はない、淡々とした表情で言い訳をする。後半の6ページには、戦争、交通事故、公害、核実験、飢餓の白黒写真が続き、その前のページに「わたしのせいじゃない？」と書かれている。

「このままじゃ『生きジゴク』になっちゃうよ」と記した遺書を残して中学生が自殺した事件の直後に、その中学校の生徒Aが「おまえは、〇〇二世だ。〇〇のように自殺しろ」と言って生徒Bに暴行し、逮捕された。生徒Bも、その際、「Aを殺して、オレも自殺してやる」と叫んで学校の外に飛び出した

(朝日新聞社会部, 1986)。彼らにとって、同じ中学校に通っていた生徒の自殺という事態は、重みをもっていたのだろうか。

いじめを許容する心理が、そのまま戦争を許容する心理であるとは、たしかに言えないかもしれない。しかし、戦争がなかったとしても、そこで、仲間の暴力で、子どもが命をすり減らし、自死という選択肢を考えるというような状況は、平和とはいえないだろう。

(3) ピア・サポート実践において

ここで、今更ながらであるが、いじめの定義について述べておきたい。いじめの定義については、研究者によって若干の表現の違いがあるものの、ほぼ次のような定義が一般的ではないかと思われる（詳しくは、森田, 1998 を参照）。

「なんらかの点で優位にたっている側（多数派・強者）が、劣位にたっている側（少数派・弱者）に対して、繰り返し、意図的に、一方的に、攻撃を続けること。その攻撃には、直接的な暴力（殴る・蹴るなど）、直接的な暴言（いやなことを言う）、かくれて行う悪質ないやがらせ（仲間はずし、悪い噂をながす、など）などがある。『けんか』のように、お互いにほぼ対等の力の者が攻撃をしあっている場合は、いじめにははいらない」。

このようないじめに関して、その本質は“systematic abuse of power”（意図的・継続的に行われる、力の濫用）であるという指摘がある（Smith, 1994）。児童虐待（child abuse）は、まさに、子どもに対するおとなの力の濫用（abuse）であり、戦争も、科学的な力や経済的な力の濫用である。むしろ、力の濫用が、どのような場でどのような個人や集団によって行われているのかによって、それぞれの呼称が異なるという方が適切なのかもしれない。

いじめの本質が、力の濫用であるゆえに、いじめ対策の中には、この力の濫用を監視し制御しようとする指向性のものが含まれる（戸田, 1999）。たとえば、1990年代初頭に英国中部の工業都市シェフィールドで行われたいじめ対策プロジェクト（Smith & Sharp, 1994；Smith, 1997）においては、全校的反いじめ指針・対策の策定だけは、プロジェクトに参加したすべての学校で求められたが、個別具体的な対応策の選択は、各校の自主的選択に任された。さ

さまざまな対応策のうち、子どもたちとの活動のメニューには、いじめられる立場になったときに役立つと思われる自己主張訓練、いじめっ子に対する非叱責法、ピア・サポート（当時は、ピア・カウンセリングと呼んでいた）などが含まれていた。

このうち、非叱責法は、教師が子どもたちに対して抑圧的な態度でいじめをやめるように指導するのではなく、「悩んでいる子がいる」という事実（その悩みの原因になると思われる行為が「いじめ」かどうか、ということは問わない）を共有し、犯人さがしをするのではなく、いじめている側とおぼしき生徒たちにも、「助けてやってくれないか」と問い合わせ、なんらかの手助けをする約束をとりつけていく手法である。このような方法であれば、教師にいじめの事実を報告したことが仲間内のルールを逸脱した行為であるとして、さらに制裁を受けるような事態を避けることも可能となろう。また、事実誤認や情報の誤りによって信頼感を損ねるようなことにもならない。もちろん、これは万能の対応法ではなく、比較的初期段階の対応策と言えよう。

また、ピア・サポートにも、“sharing and co-operative use of power”（力の共有と協同的利用）(Toda, 1999) という側面がある。ピア・サポートとは、広義には、「支援を受ける側と、年齢や社会的な条件が似通っている者（ピア・サポート）による、社会的支援（ソーシャル・サポート）」である（戸田, 2001）が、学校におけるピア・サポートは、「子どもが子どもの手助けをしたり子ども同士が支え合っていく関係を意識的につくりだすこと、そして、子どもにふりかかるさまざまな問題を子どもたち自身の力で乗り越えていくようになしていくこと、そのためには、必要となる諸能力を教師やカウンセラーが訓練・開発していくこと、といった一連の活動やカリキュラム」を意味している（滝, 1999）。そこには、「問題のない」おとなによる「問題のある」子どもたちへの支援という図式ではなく、「やはり問題をかかえる」おとなが、最小限の支援を行い、子どもたちによる子どもたちの問題への取り組みが行われるという図式がある。この取り組みのメリットとしては、子どもたちにとっては、聴き手が同輩であるためにいじめについてより報告しやすいことや、傍観者はもちろん、かつてのいじめっ子も、支援する側にすることができることが多いなどがあげられる。もちろん、運用面で留意しなければならないこともいくつか

あり (Cowie & Wallace, 2000), 今後, 新しい運用上の工夫も必要になろう (戸田, 2001)。

解決にあたる力をもったおとなの, 子どもに対する接し方は, おそらく, 単にいじめ対策としての意味を持つだけではなく, より一般的な葛藤の解決に際しての原則とスキルを伝えることにもなっているようと思える。もちろん, その葛藤が, 学校や職場での人間関係の中でのいざこざなのか, 居住地域での対立やもめごとなのか, 國際社会での紛争なのかで, 解決の導き方などに違いがあることは当然であろう。それでもなお, いじめ対策のなかで, 非抑圧的な介入姿勢や当事者の解決能力育成のための外部からの最小限の支援というような基本姿勢を学べることには, 大きな意義があるよう思える。

ただ, ここで述べている「力」は, そんなに単純なものではないことに留意しておく必要がある。子ども集団の中に, 「いじめる側」と「いじめられる側」があらかじめ存在し, その二者間関係の中で力が行使されていると想定すると, いじめは見えにくくなる。

また, いじめっ子の力が, 仲間の支持によって下支えされていることもある。教員養成課程の学生に対する調査で, いじめた経験がある学生に, いじめをしていた当時の心理を尋ねたところ, 「この行為は先生に支持されている」が皆無であったのに対し, 6割弱 (66人中38人) が「この行為は友だちに支持されている」と思っていたと回答したのである (戸田, 1997)。また, かつて筆者が面接した中学3年生男子M君は, いじめへの介入場面について, 次のように語っていた。

「自分は, A(いじめっ子)がキレルとまずいってわかってるから, 途中でやめさせるんだけど, すぐにはやめさせない」—どうして?—「だって, おれもB(いじめの被害者)にむかついてるし, 周りのみんなもそうだから。AがBのことこづいたりするとき, すぐに止めたら, おれがうらまれる」—じゃあ, しばらくやらせておくの?—「そう。それで, みんなもまあすっきりして, これ以上やらせてAが本当にキレルとやっぱいかな, ってところでおれがAに『そろそろやめとけよ』とかちょっかい出して, あとはダッシュ(で逃げる)。Aもしつこく追ってこない」。

このような場合, いじめているA君も, 途中で介入するM君も, 人の気持ち

が「わからない」のだと私は思えない。むしろ、周囲の「むかつき」解消の欲求を察知して行為化したり、解消度を推し量って行動に出たりしているのである。まさに、実際にある腕力などの側面に加えて、仲間の支持獲得による権力の強化を行っているのかもしれない。

多くのいじめ介入実践が、いじめっ子だけではなくその傍観者にも焦点をあてているのも、いじめに暗黙の支持を与えていたる層への働きかけの重要性を認識しているためである。

5 さいごに

いじめ・戦争などについての私たちの考えは決して一致してはいない。しかし、いじめと戦争には、構造的暴力という共通項があるのでないだろうか。いじめの文化に対し、当事者の主体的な変革の力を信じ、ともに変わりゆくことで、平和の文化創造への道すじをたどっていきたい。紙幅の関係もあり、力(=権力)の問題、責任や主体の問題など、ここでは十分に論じきれていないが、本章の記述の底流にある考え方を記しておきたい。

- ・戦争が自分の周囲で起こっていなければ平和、ということではない。いじめが横行している学校や職場は、決して平和ではない。まさに、「生きジゴク」である。
- ・深刻ないじめ問題の責任は、はっきりさせる必要があるが、身の回りの小さないじめについては、誰かの責任を問うのではなく、その場に関与している自分が、まず何かできないだろうか、と考えていきたい。
- ・いじめ対策から平和の創造へとつなげゆくためにも、子どもたちの自主的な取組みと、構造的暴力などに関して学び合うことが必要であると思われる。

■引用・参考文献

- 明田芳久 1992 社会的認知理論—バンデューラー— 日本道徳性心理学研究会(編)
道徳性の発達 北大路書房
朝日新聞社会部 1986 命式ごっこ 東京出版
Cowie, H. & Wallace, P. 2000 *Peer support in action : From bystanding to*

- standing by. London: Sage Publications.
- 今泉 博 1998 崩壊クラスの再建 学陽書房
- レイフ・クリスチャンソン(文), にもんじまさあき(訳), ディック・ステンベリ
(絵) 1996 わたしのせいじゃない—せきにんについて— 岩崎書店 (原作は
1979年出版)
- Smith, P. 1997 Bullying in schools: the UK experience and the Sheffield Anti-Bullying project. *The Irish Journal of Psychology*, 18(2), 191-201.
- Smith, P. & Sharp, S. 1994 *School bullying: insights and perspectives*. London: Routledge. (P. K. スミス & S. シャープ(編) 守屋慶子・高橋通子(監訳) 1996 いじめととりくんだ学校 ミネルヴァ書房)
- 杉田 敦 2000 権力 岩波書店
- 戸田有一 2001 学校におけるピア・サポート実践の展開と課題 鳥取大学教育地域科学部紀要(教育・人文科学), 2(2), 59-75.
- 戸田有一 1999 「力の乱用」を見抜き制御する—各国の実践に学ぶ— イギリス児童心理, 53(9), 56-60.
- 戸田有一 1997 教育学部学生のいじめ・いじめられ経験といじめに対する意識 鳥取大学教育学部教育実践研究指導センター研究年報, 6, 19-28.
- Toda, Y. 1999 Studying and planning peer support in Tottori, Japan. *Peer Support Networker*, 13, 3.
- やまだようこ・加藤義信 1998 イメージ画にみる他界の表象—この世とあの世の位置関係— 京都大学教育学部紀要, 44, 86-111.

第7章 平和のロール・モデル論

——子ども・青年を平和へとつなぐ方法——

杉田明宏

1 はじめに

自らの歴史と取り組もうとしない人は、自分の現在の立場、なぜそこにいるのかが理解できません。過去を否定する人は、過去を繰り返す危険を冒しているのです。

(ヴァイツゼッカー, 1996)

戦後50年目の日本でヴァイツゼッカー前ドイツ大統領が述べたこの言葉は、直接にはドイツの戦後50年間の苦悩について述べたものである。しかし、自らの罪に向き合うことを避け続け、アジア諸国から批判と不信のまなざしを向けられ続けてきた日本という国家の戦後に疑問をもつ多くの日本人にとって、この言葉は闇を照らし出す一条の光のような印象を与える。戦争責任に向き合おうとする日本人にとって、彼、および彼が代表するドイツという国家の戦後の歩みは、平和を体現するロール・モデル（role model）となってきたと言えるではないだろうか。

ここで言うロール・モデルとは「信頼を寄せ、あの人のようにになりたいと思う対象となる」存在のことである（森田, 1999）。価値的にはプラスの意味で使われることが多いが、マイナスの意味で使われることもある。たとえば、ヒトラーは暴力と破壊のロール・モデルと表現することができる。

平和のロール・モデルという着想は、ユネスコの「暴力についてのセビリア声明」（巻末資料参照）のパンフレットの中に登場する。「セビリア声明の上手な教え方」という章には、次のように書かれている。

教師であるあなたは、自分自身が行動をおこし、自分がやったことについて生徒に話すことによって、ひとつの役割モデルになることができます。また、ほかの役割モデルによる平和活動についてあなたの生徒に話すのもいいでしょう。この本にミード、キング、ガンジー、フロイト、そしてアインシュタインの写真を入れたのは、役割モデルとして役立てていただくためです。¹⁾

(アダムズ、1999)

この章では、このロール・モデルに着目し、日本の子ども・青年たちの生きている暴力的状況を分析した上で、彼らを平和・非暴力の文化（価値観・態度・行動様式）へとつなぐキーとしての平和のロール・モデルの有効性について解明し、平和教育・平和心理学の課題を提起したい。

2 子ども・青年をとりまく暴力のロール・モデル

今日、日本の子ども・青年は、「心身の発達を阻害するさまざまな力」、すなわち暴力に持続的にさらされている。換言すれば、暴力のロール・モデルにとりまかれているということである。この実態を考慮に入れることなく、平和のロール・モデルの呈示を構想しても、リアリティーと影響力を持つモデルとならない場合も出てくるであろう。逆に言うなら、彼らがさらされている暴力、目の当たりにしている暴力のロール・モデルの質と量にかみ合った方法で平和のロール・モデルを呈示することにより、その効果を高めることができるはずである。そこで、平和のロール・モデルについて論じる前に、暴力のロール・モデルの分析をしておきたい。

さて、子ども・青年をとりまく暴力として、近年、日本では乳幼児への虐待、家庭内暴力、体罰、いじめ、校内暴力、少年の凶悪犯罪、不登校、高校中退、自殺等さまざまな事象をあげることができる。これらは、各々別個の問題として議論され分析されることが多い。それは、各々に固有の要因構造が想定されているためである。しかし、問題の名称や扱う機関・部門、研究分野が細分化

1) 引用中の「役割モデル」はrole modelの訳であり、本章の「ロール・モデル」と同じ。

されていることによって、それらが別個の現象のような印象を与えていているだけでなく、それらの関連性が見えにくく、解決の方法論の着想に限界を与えてることも事実である。そこで、これらの諸問題を一覧化する作業をしてみたい。表7-1は、前述のようなさまざま暴力的事象を、発達段階と領域ごとに、大人・子ども間の暴力の方向性によって分類したものである。

表7-1を左上部分から順に眺めてみると、今日の子どもたちが、早くも乳幼児期から、家庭内で身体的・心理的暴力や性的虐待、あるいはネグレクトという否定的な社会的影響にさらされ、欲求不満、トラウマを抱え込む危険や、アイデンティティー階梯第1段階の「基本的信頼感」、あるいは自己肯定感や自尊感情（セルフ・エスティーム）の形成を阻害される危険を抱えていることがわかる。

核家族化と地域社会崩壊の中で、親たちの中には、現在の子育て不安の解消、将来的に落ちこぼされ、いじめられる事態の予防、子育ての「成功」に依存した形での親の自己実現といったいくつかの動機から、早期教育、受験準備に入っていくものも多い。こうした管理的・競争的環境の中で、子どもたちは自然や仲間と接する豊かな生活経験を奪われ、孤立化とフラストレーションの経験が始まる。

彼らの多くは、また、幼児期からテレビ・ゲーム・ビデオ等のメディアの過度に刺激的・暴力的内容に長時間さらされる中で、暴力的価値観・態度・行動様式を学習するか、少なくともそれらに無感覚になっていく可能性が高い。

上述のようにして形成された個人的要因が、児童期以降、家庭・学校の双方において受験体制に向かう競争的・画一的価値観の強化、および、規則と体罰によるそうした価値観への同調の強制という社会的影響と相互作用すると考えられる。その結果、自己肯定感や自尊感情の低下、アイデンティティーの形成不全または混乱が生じる。あるいは、不安、自己不全感、フラストレーション、トラウマを増加させる。

いじめ・暴力といった仲間への攻撃、学級の秩序破壊（学級崩壊）、器物破壊、対教師暴力、親に対する攻撃（家庭内暴力）、また、薬物乱用や自殺のようないわば自分自身に対する攻撃、「引きこもり」といった諸現象は、他者への攻撃・支配、秩序の破壊、あるいは、外界との相互作用の遮断という手段を

表 7-1 子ども・青年をめぐる暴力的状況

年齢	領域	影響力の作用方向 ¹⁾		
		大人→子	子→子	子→大人
乳 幼 児 期	家庭	虐待 ²⁾ 早期教育 成績競争		
	社会	暴力的メディア ³⁾	身体的暴力	
	環境	有害物質排出 環境破壊		
児 童 期	家庭	虐待 成績競争		
	学校	生徒への暴力 厳罰主義 画一的規範強制 落ちこぼし 成績競争	いじめ 身体的暴力 不登校 ⁴⁾	学級秩序破壊 教師への暴力
	社会	暴力的メディア		
	環境	有害物質排出 環境破壊		
青年 期	家庭	虐待 成績競争	引きこもり	親への暴力
	学校	生徒への暴力 厳罰主義 画一的規範強制 落ちこぼし 成績競争	いじめ・恐喝 身体的暴力 自殺・薬物乱用 不登校・中退 ⁴⁾	学級秩序破壊 教師への暴力 器物破壊
	社会	暴力的メディア 凶悪犯罪 反社会集団への取扱	強盗・暴力	大人への強盗・暴力 (浮浪者・オヤジ狩り)
	環境	有害物質排出 環境破壊		

(注)

- 「大人」は、親・教師の他、地域社会やマスコミ等も含む。また、「→子」は他児に対する暴力とともに、自分自身に対する抑圧をも含むと考える。
- 「虐待」には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトを含む。
- 「暴力的メディア」は、過度で不必要的暴力・セックス描写を含む映画、テレビ番組、ビデオ、ゲームソフト等を指す。
- 不登校や中退は、学校システムから排除されることにより、心身の潜在的可能にかけて現実的到達水準が低く押さえ込まれる可能性が高いという意味で、ガルトゥングの暴力規定に当てはまる。ただし、学校教育だけが心身の到達水準を上げる唯一の手段ではないし、むしろその中にいた方が、到達水準が押さえ込まれる可能性もあるので、不登校や中退が一概に暴力とはいえない。

通じて、効力感や自尊感情を擬似的に獲得・回復し、アイデンティティーを形成しようとする、やむにやまれぬ適応行動と解することができよう。

このように、親・教師・仲間やメディアの中の人物・キャラクター（さらに国家・社会の指導者）は、他者を支配し、抑圧し、強制する暴力のロール・モデルとして登場する機会が、きわめて多い。一方、安全と安心の基盤を築きながら、暴力的手段によらずに紛争や感情をコントロールするスキル・生活スタイル・価値観を学習する媒介となる平和のロール・モデルに接する機会は乏しい。

子ども・青年が、他人や自分の命・人権を何より重んじる社会の担い手として成長していくためには、さまざまな平和・非暴力のロール・モデルを子ども・青年に呈示していくことが重要であろう。それは、養育者、教師、政治的・社会的指導者、マス・メディアといった種々の社会化の担い手に期待されていることがらなのである。

③ 平和のロール・モデルのバリエーション

(1) 平和のロール・モデルとしての政治的・社会的指導者

先に見たように、セビリア声明においては、キング、ガンジー、AINSHUTAINといつた社会的指導者を平和のロール・モデルとして呈示する重要性が指摘されていた。1999年に「平和の文化」への心理学者の貢献を宣言した「コスタリカ声明」（巻末資料参照）においても、「社会レベルで、政治的・社会的指導者は、平和構築の態度と行動の力強い役割モデル（role model）になりうる」と指摘されている。

上記のキングとガンジーは、植民地支配や人種差別という、持続的な構造的暴力と、それを維持するための激しい直接的暴力に対し、暴力的報復でなく、非暴力直接行動という方法論を実践しつつ理論化を行った歴史上著名な指導者である。AINSHUTAINは、ナチス・ドイツの原爆開発への対抗上いったんは原爆開発を提案しながらも、ヒロシマ・ナガサキの核の暴力に直面した後は、痛切な反省に基づいて、核兵器廃絶運動に携わり、科学者としての社会的責任を果たそうとした人物である。

日本においては、近代化をアジア諸国への暴力的進出とともに成し遂げてきており、国家指導者レベルでの平和のロール・モデルを見いだすのは難しい。戦後、沖縄の日本返還（1972）に関わり、ノーベル平和賞を受賞した首相が存在したが、返還に際して、米との間に自らの「非核三原則」遵守方針にも反する「核密約」を結んだとの疑惑が限りなく濃くなった現状では、この項の例としてはあげにくい。

しかし、近現代日本の侵略的な対外政策に反対し、反戦・非戦活動を行ってきた社会的指導者は少なくない。例えば、森田（1995）は、その代表的人物として、植木枝盛、北村透谷、内村鑑三、田中正造、幸徳秋水、片山潜、中江兆民、石橋湛山、幣原喜重郎、原民喜、阿波根昌鴻らの名前を挙げている。もちろん、これらにとどまるものではない。

最後の阿波根昌鴻は、「日本のガンディー」とも呼ばれ、1950年代、米軍の「銃剣とブルドーザー」による伊江島の土地取り上げに対し、非暴力抵抗の理念と行動によって農民・島民・県民の闘いを導いてきた人物である。「すべて剣をとるものは剣にて亡ぶ」という思想に基づき、「耳より上に手を上げない」等の「陳情規定」（阿波根、1973）を編み出しながら土地の返還を実現させていった姿は、平和・非暴力のモデルというふさわしい。

その阿波根を沖縄県功労者として表彰したのが大田昌秀元県知事であった。彼は、1990年から8年間の在任期間の間に、積極的な平和行政を推進した。とりわけ、95年以降は、「平和の礎」の完成、非核・平和沖縄県宣言、米兵による少女暴行事件を契機とした代理署名拒否裁判闘争、基地返還アクションプログラム・国際都市形成構想の策定、海上ヘリ基地建設反対と、沖縄県の平和と安全の問題を越えて、日米地位協定や日米安保体制全体に見直しを迫るうねりを作った（大田県政八年を記録する会、1999）。それは行政・為政者の立場での非暴力抵抗であり、今日の日本における平和・非暴力のロール・モデルと位置づけることができるであろう。

（2）平和のロール・モデルとしての国家

個々の政治指導者の資質やイメージと切り離せないが、国家としてのあり方、国際社会での振る舞い方も、ロール・モデルとなりうる。

1) 暴力のロール・モデル たとえば、米国をはじめとする国際社会での政治的大国はいかなるロール・モデルを国内的・国際的に提供しているであろうか。国際社会は近年、対人地雷や化学兵器を違法化することに成功しているものの、核兵器については、それに依拠してパワーポリティクスを展開しようとする核保有5大国の妨害によって完全には違法化できず、むしろインド・パキスタン等へと水平拡散を招きつつある。とりわけ、今日唯一の超大国となった米国にあっては、湾岸戦争やユーゴ空爆、北朝鮮への圧力にみるよう、多数の発展途上諸国に支配的に関与し、これに抵抗するものを「ごろつき国家(rogue country)」として敵視するような、力による世界戦略を維持している。

この米国の国家としての暴力依存的行動様式は、戦後半世紀の間、安保体制によって米国と一体化して行動してきた日本の政治的・社会的指導者の平和構築の理念と行動に対して、暴力のロール・モデルとしての影響を与えてきたと考えられる。すなわち、自国の安全確保の方法論を、米国軍事力(とりわけ「核の傘」)への依存、米国の国際行動様式のモデリングという地点からしか発想・構築できない政治家を再生産し続けている。そして、そのことが、平和憲法の存在にもかかわらず、日本人全般、子ども・青年の中に弱肉強食・優勝劣敗的価値観を常識化させる背景になったのではないかと推測される(杉田、1999)。

2) 平和のロール・モデル しかし、これらの大国とは対照的に、対話と中立的方法で安全・信頼を確保する「平和構築の態度と行動」を採用している国家はいくつも存在している。米国的発想に枠付けされた日本の子ども・青年に、これらの国々の行動様式をロール・モデルとして提示することの有効性を研究していく必要がある。

澤野(1997)の整理によれば、現存の永世中立国家としては、武装型としてイスイス、オーストリア、スウェーデン、マルタ、非武装型としてコスタリカ、リヒテンシュタイン、バチカンといった国々があげられている。

このうち、「軍隊のない国」として近年日本でも関心の高まっている中米コスタリカは、1949年の憲法で常備軍を撤廃して以後、非武装中立を貫いてきている。人口330万といわれるこの小国に世界唯一の国連平和大学が設置され、

元大統領アリアスがノーベル平和賞を受賞した（1987）のは、非武装憲法の存在に加えて、米国からの基地設置要求を拒否し、紛争の絶えなかった中米全体の平和と安定化に献身してきたことへの信頼が国際社会から寄せられたからである。コスタリカは、正確に言えば米州機構に属しており、そこからの要請や自国防衛の必要性がある場合は軍備が可能であるため完全な非武装・中立とは言い難い。しかし、ノーベル平和賞受賞演説でアリアスが述べた「私の国は教育者の国です。ですから平和の国であるのです。対話を信じ……合意を見いだすことを信じています。暴力は拒否します」（澤野、1997、p.87）という理念が堅持されている限り、この国は、まぎれもなく現代の最も徹底した平和・非暴力モデルのひとつに違いない。

さて、平和憲法をもつ日本という国家がこのモデルとなるかどうかは評価が分かれるところであろう。憲法9条の理念を世界に広げる運動を続けるオーバー・ビー（1997）が強調するように、平和的生存権を謳った前文と戦力不保持・戦争放棄の9条（巻末資料参照）を備えた憲法をもち、戦後半世紀にわたり、一度も他国と交戦せず、一人の外国兵をも殺さなかったという点で、日本は平和国家としてのロール・モデルたりうるかもしれない。私たちは、この歯止めのかかり方に確信をもつべきであろう。

しかし、他方、世界第2位といわれる防衛費（軍事費）をもち、日米安保条約を結んで米国の「核の傘」の下で多数の米軍基地を抱え、朝鮮戦争以来、事実上米軍の後方支援を続けてきた側面をとらえるならば、むしろ間接的な軍事行動をとってきたという見方も成り立つ。1999年新ガイドライン関連法や国旗・国歌法、憲法調査会の設置といった、憲法の平和主義に変更を迫る動きが強められる状況を考えると、平和のロール・モデルとしての日本の評価はいっそう微妙になってくる。

（3）ロール・モデルとしての市民・市民運動

平和のロール・モデルとなるのは、国家の政治的な指導者だけではない。一市民や市民運動もモデルとなりうる。

たとえば、薬害HIV訴訟で一躍有名となった川田龍平さんは、同世代の青年や多くの国民にとって、大きな影響を与えたロール・モデルといえる。彼は

東京 HIV 訴訟の原告団の一人として、製薬会社・国の責任を追及する裁判を開いて、1996年3月に和解を勝ち取ったが、その運動には、彼と同世代の青年たちが参加し、厚生省への抗議イベントなどを盛り上げていった。

ところで、彼は、その和解調印式で次のような挨拶をした。

(前略)たくさんの仲間が殺されていきました。殺されていっています。人は何のために生まれてきたのでしょうか。殺されるためではありません。生きたいです。やりたいことをしたいです。できることをできるうちにしたいです。

僕は昨年一年間運動を通してさまざまな場所に行き、さまざまな、いろいろな人たちに会ってきました。その中で一番印象に残っているのが沖縄です。戦争の悲惨さを痛感しました。平和祈念資料館の集団自決の写真を目の前にしたときには、戦争の責任を強く感じました。責任があいまいにされている。

僕は、この薬害エイズの問題でも責任の明確化、そして謝罪を求めてきました。心からの謝罪を求めてきました。水俣や従軍慰安婦の問題も同じです。集団自決の写真を見た時に、僕は薬害の被害を多くの人に伝えて、こんな薬害を二度と起こさない社会を作るための使命が、僕にあるのではないかと強く感じました。

楽しく生きたいです。しかし、その楽しく生きるためには、この生きている社会が平和であったり、命や人権が守られる社会があって初めて、本当に楽しく生きられるのです。そのことを薬害の被害にあって初めて分かりました。(後略)

(川田龍平『龍平の現在』より)

薬害 HIV 問題は、医師・製薬会社・厚生省(国家)が一体となって引き起こしたいわば構造的暴力である。川田さんは命や人権が国家的な力で脅かされ、その責任を曖昧にする仕組みにおいて、戦争との類似性を見いだしている。その暴力の犠牲となりながら、それと闘う姿は、紛れもなく平和のロール・モデルであるといえよう。

(4) ロール・モデルとしての同世代

さて、平和のロール・モデルは、必ずしも歴史に名を残すような偉人だけがなりうるものではない。

たとえば、「世界の子どもの平和像」をつくる日本の子ども・青年の運動がある。彼らは、原爆製造の地アメリカ・ニューメキシコ州の子どもたちが広島の「原爆の子の像」の姉妹像を地元に建てた運動に共鳴し、「核兵器と戦争のない21世紀を」という決意を込めた平和像・モニュメントを2001年に日本各地につくる運動をしている。そもそも、「原爆の子の像」自体、原爆後遺症で12歳の生涯を閉じた佐々木禎子さんの小学校の同級生たちが募金を呼びかけて建てたものであった。いわば日米の子どもたちが、時間を越えて互いをロール・モデルとしてきたともいえよう。

さて、この平和像を「東京につくる会」の活動を知ったある小学校では、国際理解教育の授業にこの会の高校生を招き、「サダコ」の話やアメリカの平和像づくりの話を聞いた。小学生の一人は「高校生って不良ばかりじゃないんだ。やるじゃんって思った」という（朝日小学生新聞2000年2月11日付）。この小学生たちにとって、会の高校生は平和のロール・モデルとなった。そして、教師は子どもたちにロール・モデルを紹介する役割を担ったわけである。

(5) ロール・モデルとしての教師・青少年指導者

冒頭のセビリア声明パンフレットで述べられていたように、教師・青少年指導者には、これまで述べてきた平和のロール・モデルを子ども・青年に呈示・媒介する役割を果たすことが期待されている。それは、学校内においては、教科教育および教科外教育場面、学校外においては社会教育や社会運動場面で可能となる。これは、前項で見たとおりである。

しかし、多くの教師や青少年指導者がそうであるように、魅力的なロール・モデルについて情報をもつためには、教師・指導者自身が平和・人権・環境・教育等の運動の現場に関わりながら、その中で信頼関係を形成していく必要がある。

そして何より、教師・指導者は、「自分自身が行動をおこし、自分がやったことについて生徒に話すことによって、ひとつの役割モデルになる」（前

出パンフレット) ことが期待されているといえよう。教師・指導者自身が平和の諸問題に主体的関わりをもつことは、最大の教育効果を生み出すと同時に、教師・指導者自身としての社会的責任、個人としての市民的義務を果たすことになり、文字通りの平和のロール・モデルとして子ども・青年の目に映るであろう。

4 平和のロール・モデルの効果と可能性

最後に、平和のロール・モデルが子ども・青年にもたらす効果について、心理学的視点から整理を行いつつ、平和教育・平和心理学の課題を提起したい。

(1) モデリング効果

社会的学習理論の視点から見ると、モデリングには次のような効果があり(伊藤、1989)、これを平和のロール・モデル論に当てはめることが可能だろう。

1) 観察学習効果 学習者は、モデルの行動を直接的あるいは間接的に観察してそれを取り入れ、新しい習慣や行動パターンを習得する。

たとえば、日本の高校生がアメリカの小学生の平和像づくりを見て、あるいは、日本的小学生が高校生の平和をアピールする方法を見て、同様な行動を起こすようなケース、ガンディーやキングなどの非暴力的な抵抗方法を見て実践に移すようなケース、個人のレベルからN G O・国家・国際社会へと運動を拡大していく成果をあげた対人地雷禁止運動の過程を見ることによって、「わたしにもできることがあるかもしれない」と平和の活動を始めるケース等は、観察学習効果の実例と言うことができよう。

2) 反応促進効果 モデルの観察によって、社会的に容認された既得の行動が喚起され、方向づけられることである。

たとえば、デザインが好きで日頃絵を描いている中学生が、同級生が平和像のデザインに取り組んでいる様子を見て、平和のデザインに応募するというようなケースがあげられる。子どもたちは、多様な具体的モデルに接する機会があれば、さまざまな既得の行動が活性化されるはずであり、そのような場をセッティングすることが大人、とりわけ教師に求められるのである。

(2) 向社会的行動の促進効果

平和のロール・モデルの行動は、向社会的行動（prosocial behavior）という侧面ももっているといえよう。向社会的行動とは、他人とのつながりを深めようとする行動、他人のためになる行動であり、愛他的行動（altruistic behavior）や援助行動（helping behavior）といった行動形態を含んでいる。その条件としては、金銭や返礼のような外的報酬を目的としていないこと、自発的に行われることといったことがあげられる（三宅他、1991）。そして、この向社会的行動の生起・獲得には、モデルの役割が重要であることが実験的研究の中で明らかになっている。すなわち、子ども・青年の平和実現の行動という向社会的行動には、平和のロール・モデルが重要な役割を演じるわけである。

たとえば、植民地支配や人種差別の中で援助を求めていた人々に対して、命の危険をも顧みずに立ち上がったガンディーやキングは、人々のモデルとなり、解放運動への参加者を生み出してきた。また、子どもの平和像設立運動は、外的報酬を目的としないからこそ、多くの子どもや大人を惹きつけ、協力者・参加者を広げてきたといえよう。

(3) 平和のロール・モデルを演じる効果

ところで、先の向社会的行動には、それによって自尊心が強められたり自信をもったりするといった内的報酬をともなう場合もあることが指摘されている。この点は、子ども・青年が平和のロール・モデルを観察するだけでなく、その役割を担うことの意味を考える上で注目される。

たとえば、毎年行われている「平和のための埼玉の戦争展」では、戦争体験者の減少の中で、戦争体験を継承するために、「語り部」から「語り継ぎ部」へという提起を行い、戦争非体験者である若手の「語り部」の養成に力を入れている。実行委員会では、「語り継ぎ部」には体験者のようなリアリティーが出せないという限界を認めつつ、「体験者でないからこそ語ることができる戦争の実相もある」、「客観的視点を持ち込みながら戦争の総体、本質を描くという点で体験者以上にリアルに戦争を語りうる」という意義を見いだしている（二橋、2000）。

ロール・モデルである戦争体験の語り部の立場に立って他者に伝える役割を

体験することにより、非体験世代は戦争体験を追体験し、リアルに感じ取り、主体的に受け止めることになる。さらに、自分の「語り」が真剣に聞きとられ、受け止められることは自分の存在価値を実感する貴重な体験となる。

本章の冒頭で概観した暴力的状況の中で、自己肯定感やアイデンティティーの形成が困難になっている子ども・青年たちにとって、こうした体験は自己回復という意味でも重要である。この点は、前述の向社会的行動の内的報酬論とも合致しているといえよう。

以上のような効果と可能性については、さらに実践的・実証的な研究を深めていく必要がある。それは、平和心理学研究者の課題である。そして、子ども・青年の成長に責任をもつ立場にある親・教師・社会的指導者は、平和のロール・モデルを積極的に活用するとともに、自らもそのモデルとなって、子ども・青年たちを平和へつなぐ機会を多様に用意しなければならない。

多様な平和のロール・モデルが相互作用し合う社会——それが平和の文化の具体的イメージということができるであろう。そして、その実現の一翼を担うことこそが、平和心理学研究者のアイデンティティーといえよう。

■引用・参考文献

- アダムズ, D. (編) 1999 中川作一(訳) 暴力についてのセビリア声明—戦争は人間の本能か— 平和文化
 阿波根昌鴻 1973 米軍と農民 岩波書店
 朝日小学生新聞 2000年2月11日付
 二橋元長 2000 平和の文化をつくる「戦争論」運動 第28回全国平和教育研究
 シンポジウム東京集会第5分科会報告レジュメ (未公刊)
 ガルトゥング, J. 1991 高柳先男他(訳) 構造的暴力と平和 中央大学出版部
 早川潤一 1999 180年間戦争をしてこなかった国—スウェーデン人の暮らしと考
 え— サンワコーポレーション
 伊藤武彦 1989 学習の意義と学習の理論 託問武俊(編) 基礎教育心理学 八千
 代出版
 川田龍平 1996 龍平の現在 三省堂
 三宅和夫・北尾倫彦・小嶋秀夫(編) 1991 教育心理学小辞典 有斐閣
 森田俊男(編) 1995 増補版 人類の良心=平和の思想 平和文化

- 森田ゆり 1999 「子どもと暴力」 岩波書店
- 大田県政八年を記録する会 1999 沖縄 平和と自立への闘い—写真と語録で見る
大田知事の二九九〇日— 大田県政八年を記録する会
- 大田昌秀 1996 沖縄 平和の礎 岩波書店
- オーバービー, C. 1997 地球憲法第9条 講談社インターナショナル
- 早乙女勝元 1995 軍隊のない国コスタリカ 草の根出版会
- 澤野義一 1997 非武装中立と平和保障—憲法九条の国際化に向けて— 青木書店
- 杉田明宏 1999 子ども・青年の暴力文化を平和の文化へ 日本の科学者, 34 (11), 14-18.
- ヴァイツゼッカー, R. V. 1996 心に刻む歴史—ドイツと日本の戦後五十年—
中国新聞社(編)永井清彦(訳) 1996 ヴァイツゼッカー日本講演録 歴史に目
を閉ざすな 岩波書店

■参考図書・資料

現代の平和のロール・モデルたち

〈個人・市民・NGO〉

- 黒川万千代 1988 鳩の使いの旅—広島のこころを世界に— 新日本出版社
原爆被害者であると同時にアジア諸国への加害者でもあるという二重性を踏
まえつつ、日本や世界各地で証言活動を続ける広島の被爆者・黒川万千代の
戦後の歩みと思いを綴った半生記。
- 阿波根昌鴻 1973 米軍と農民—沖縄県伊江島一 岩波書店
1950年代、米軍の「銃剣とブルドーザー」による伊江島の土地取り上げに
抗し、非暴力を貫き、知恵と道義で闘い抜いた「日本のガンジー」阿波根昌
鴻と農民たちの詳細な記録。
- チャールズ・オーバビー 1997 地球憲法第9条 講談社インターナショナル
日本国憲法第9条 (Article 9) の非暴力的紛争解決の理念を、世界各国の
憲法に書き込ませる運動を精力的に繰り広げるアメリカ人チャールズ・オーバビー。機械工学研究者の彼は、かつてB29のパイロットとして朝鮮戦争
に従軍し、湾岸戦争を契機に9条運動を開始する。憲法9条の今日的重要性
に気づかせてくれる好著。英日対訳の形式、挿入されている写真も魅力的。
- 川田龍平 1996 龍平の現在 三省堂
医師・製薬会社・厚生省(国家)が一体となって引き起こされた構造的暴力
である薬害エイズ事件。小学校時代にHIV感染を知られ、後に実名を出
しての闘いに立ち上がった若者・川田龍平の思いを綴った記録。彼の普通の
若者としての思い、さまざまな人と出会い成長していく過程、戦争と薬害の
類似性の発見など、興味深い。
- 目加田説子 1998 地雷なき地球へ—夢を現実にした人々— 岩波書店
障害児・者を生み出すことを目的として世界中の紛争地域に埋め込まれた残
虐兵器・対人地雷。誰もが不可能と思ったその禁止条約を実現させた個人、

そして NGO（対人地雷廃絶キャンペーン ICBL）の挑戦を詳細に描く。

〈地方行政〉

平岡 敬 1996 希望のヒロシマー市長はうったえる— 岩波書店

被爆地広島の市長として、ハーグ国際司法裁判所での核兵器の違法性を主張した陳述、アジアへの謝罪を明記した平和宣言等、精力的な平和行政を展開した平岡敬の歩み。

大田昌秀 1996 沖縄 平和の礎 岩波書店

自らの戦場体験を原点に持ちながら、地上戦と基地の島・沖縄の知事として、平和の礎、代理署名拒否等、戦後50年目に噴出した矛盾にもまれながらも平和行政を展開した大田昌秀の思想と活動。

〈国家〉

早乙女勝元 1995 軍隊のない国コスタリカ 草の根出版会

1949年憲法で軍備を撤廃して以来、非武装中立を貫く中米の小国コスタリカ。世界唯一の国連平和大使を持ち、アリエス元大統領はノーベル平和賞を受賞した。アメリカの基地を拒否し、中米全体の平和と安定の要となってきたこの国を、作家・早乙女勝元が訪れ、平明に紹介する。

早川潤一 1999 180年間戦争をしてこなかった国—スウェーデン人の暮らしと考え— サンワコーポレーション

福祉国家として知られるスウェーデンは、実は、中立政策によって180年以上戦争を経験していない平和国家である。常備軍、徴兵制、核シェルター、軍需産業という国防体制を持ちながら、積極的な国際協力、人権・民主主義外交によって政治的信頼感を獲得している「平和への戦略」、平和の恩恵としての教育・福祉の充実の姿が具体的に描かれている。

第8章 攻撃と暴力の生物学的根拠と戦争神話

——「暴力についてのセビリア声明」をめぐって——

中島常安

「暴力についてのセビリア声明」は人間性に関する生物学的悲観主義を否定し、若い世代に平和創造の展望を与えるために書かれたものであり、その意義は高く評価されるべきである。しかしながら「戦争は避けることができない」とする生物学の衣をかぶった悲観主義が、科学的に誤りであることを明らかにしようとしたこの声明には、生物学に対する態度に揺れがあるように感じられ、提起している根拠が科学的でないとする厳しい批判が、生物学者らから加えられてもいる。

そこで本章ではこの声明を取り上げ、批判的な立場からではなく、あくまで補強する立場から、批判を吟味しつつ論を展開する。筆者の専門は心理学であるので、生物学の立場からこれを取り上げるのには、多少の不正確さを免れないかもしれないが、人間行動の生物学的根拠の説明として、大筋においては的を外れていないものと信ずる。

1 セビリア声明とは

「暴力についてのセビリア声明」(The Seville Statement on Violence)は、「戦争は人間性(human nature)に内在するものであるからなくすることはできない」という人間性に関する生物学的悲観主義を明確に否定し、若い世代に平和創造の展望を与るためにまとめられた科学者たちのメッセージである。それは1986年に、国連・国際平和年の一環としてユネスコがスペインのセビリアで開催した国際会議において、心理学・社会学・動物行動学・生物学などの専門分野に属する5大陸12カ国20人の研究者の手によって起草され、1989

年にユネスコの総会で声明の普及促進を決定したものを、1991年に、中学・高校の平和教育・国際理解教育などで活用できるように、教師・青年指導者向けの普及英文パンフレットにして発行したのである。

声明の5つの命題は、つまるところ、次の3点に集約できよう。すなわち提起された命題の順に、第一は、人間の社会集団間の争いである戦争を、個体のレベルにおける攻撃行動と同一視してよいのかどうかという問題であり、第二は、人間行動が遺伝子の支配をどの程度受けているのかという問題。これには文化の人間行動に及ぼす影響が、どのようなものであるのかという問題も含まれる。というのは、人間も含めて、どのような行動にも生物学的な根拠があるのであって、今や人間のみが持つものとは言えなくなった文化もまた、生物学が扱う対象になりうるとの主張があるからである。そして第三は、自然選択あるいは最適者生存の原理の解釈あるいは適否をめぐる問題である。

暴力についての声明が必要な理由について、声明では「暴力について広く信じられている『神話』に対抗するため」であると言い、その神話とは「戦争と暴力は人間に内在している、したがって不可避的である、と主張する」ものであると述べている。また声明の「前文」の中で、「暴力と戦争を正当化するために、私たちの分野の何人かの学者にさえ用いられてきた、たくさんのいわゆる生物学的発見に挑戦します」と述べ、「前文」の解説の中には、起草者の一人である、人類学者ヘノーベス(S. Genoves)による、科学的概念の流用からくる思い違いの指摘として、次の3点が列挙されている。

- (a) たいていの動物の中で見られる種類の暴力と、人間の中で見られる暴力の混同。
- (b) 最適者生存と最強者生存との混同。
- (c) 自然因と文化因との混同。

同じくこの解説の部分には、「どの場合にも、結論は努めて科学的資料にとづき、その資料が支持できること以上の真理は求めない方針で記述して」あり、「参加者の間に意見の不一致がある場合には、この『声明』はあえてそれらの争点にはふれて」いないと述べられている。

2 セビリア声明の科学性に対する批判

セビリア声明が出された直後に、アメリカ科学振興協会（The American Association for the Advancement of Science, AAAS）人類学部会において、この声明をめぐって議論が交わされ、それが刺激となって1冊の本が出版された。1992年にシルバーバーグとグレイによって編集・出版された、『人間と他の霊長類における攻撃と平和性』(Silverberg & Gray, 1992)と題する共著である。この論文集は霊長類の社会生活において攻撃と暴力が果たす役割についての、霊長類研究者たちの理解を進歩させる道を示したという点において、声明の賞賛すべき目的を認めつつ、そこに見られるいくつかの欠点を描出したものである。ここではその中から、著書のテーマの最も基本的な核心部分を取り上げていると思われる、2つの論文、すなわちシルバーバーグとグレイ自身による「霊長類の行動的可能性としての暴力と平和性」と題する章と、ド・ウォール(F. B. M. De Waal)による「霊長類の統合された社会的諸関係の一部としての攻撃—暴力についてのセビリア声明の批判」と題する章を取り上げ、これらについて検討を加える。

まずシルバーバーグとグレイの論文についてであるが、これは論文集全体を統括し案内役となる性格をもつ。ここでの基本となる問題意識は、セビリア声明が暴力をコントロールするわれわれの能力についての悲観主義を軽減するという、賞賛すべき目的の達成に失敗しているというものである。端的に言って、声明が人々に与える知識は生物学的なものではない。なぜなら人間の本性にしても動物の本性にしても、戦争や暴力のゆえに生物学的に非難されるべきものではないからである。したがって、こうした現象を説明しコントロールするための指針を声明は与えてはくれないし、署名者たちが確信しているようには、平和を促進する努力に活力を与える楽観主義に根拠を与えることにも成功していないというのである。

暴力や戦争が人間の本性に由来しないがゆえに根絶することができるとする、声明の非生物学的——したがって非科学的——楽観主義に代わってシルバーバーグらが提起する見解というものは、霊長類の間での暴力に關係する生物学的、

社会学的および文化的諸要因の多様性についての、最近の研究が指摘する事実にもとづく。すなわち霊長類のいくつかの種において、あるレベルの暴力や威嚇が、その社会生活を活性化させる役割を果たしているというものであり、人間社会においても、このダイナミックな関係の理解が、暴力のコントロールに必要不可欠なのだという。

「攻撃」という用語は、独断性・自己主張の強さ、力強さ、論争好き、凶暴さ、好戦性、ののしり、闘争、強制、暴力、戦争などといった、類似してはいるが異質な概念の集合であるために、定義することが極めて困難である。また暴力行為は、最低2人の行為者間の相互作用を必要とし、それは通常、複雑な社会的諸過程の中でのひとつの段階に過ぎない。霊長類の社会生活の中において、暴力の役割を理解するためには、威嚇行動、穏やかな追いかけ、地位の奪取といった暴力尺度にもとづいて、より下位の行為を分析のうちに含めなくてはならない。それぞれの暴力行為を、個体が「内在する獸性」によって圧倒されることによる、社会機構の一時的な崩壊とみなす傾向は、再検討されなくてはならないと主張する。

次にド・ウォールの論文を紹介する。これは霊長類の親和的(affiliative)行動と攻撃や暴力との関係について明らかにした実証的研究として、上の論文の中でもたびたび引用されている。その主張するところは以下のようなものである。

「戦争を発明したのと同じ種が、平和を発明することもできる」とする声明の表現には同意できない。なぜなら「発明」という語が強調されていることにより、生物学の重要性を軽視しているのではないかとの疑問が生じるからである。ここには生物学に対する誤解と偏見が見て取れる。人間のみが理性的であり、他の動物は本能的な衝動のおもむくままに、互いに殺し合いをしているということはない。動物は死にもの狂いの弱肉強食の競争世界に生きているというのは誤りである。とりわけ生物学的にはわれわれ自身もその仲間に入っている霊長類として、他のサルや類人猿との連続性が認められるべきである。

攻撃行動の後の混乱状態を社会的に修復しようとする強力な行動機構が、広く霊長類の間に認められることがわかってきた。これらの諸機構のために、攻撃行動が個体間関係をよりよく統合するための行動の一部となる余地があるの

である。生物進化論が指し示す「自然選択（自然淘汰）」は、その素朴な理解においては、個体どうしが互いに殺し合いを繰り返す結果、強いものが生き残るものであるかのように思われているが、環境に対してより適応的なものが生き残るというの、必ずしも直接的な闘争の結果を意味せず、エサの獲得や繁殖といった、間接的な競争の結果であることがずっと多いのである。人間社会も含めて、攻撃性（aggressiveness）や闘争を過度に強調する性悪説の代表は、ホッブス（T. Hobbes）やハックスリー（T. H. Huxley）であるが、これに対して、個体を社会的な諸関係のネットワークの中に埋め込まれたものとみなすようになった現代靈長類学の、その思想的な源は、おそらくはクロポトキン（P. Kropotkin）である。

声明は遺伝子の働きについて、それが行動能力の中に組み込まれていることを認めつつも、それらが設計図のように具体的な結果をもたらすものとしてあるのではないと主張する。行動が遺伝的要因と環境的要因との複雑な相互作用によって決定されることは間違いないところであり、声明の上の主張は、まさに時宜を得ているといえるが、声明は他方の犠牲の上に一方の影響を強調するという、本質的に同じ過ちを犯している。すなわち声明は人間の本性を忘れる傾向があり、「暴力はわれわれの環境の遺産の中にもなければ、われわれの遺伝子の中にもない」と主張し、しかも興味深いことに、この向こう見ずな記述の直後に、社会的に優勢な思想と攻撃行動の経験的選択の劇的な結果との結合機能について検討しているのである。

社会的機能をもった戦争の本質と同じものをもった行動が、他の靈長類においても観察されている。「自然状態の中で生息している種」（声明）のみに調査研究を限定しなくてはならない理由はどこにもない。人間もチンパンジーもそのオス（男性）は、襲撃や戦争によって、繁殖に成功する可能性が高まる。この主張に対して声明の署名者の一人が、戦争の力学をまったく理解していない意見を出している。対する生物学者の側には、人間の暴力の根拠について言うべきことが山ほどある。

世界平和を実現させようとする声明は、科学的というよりはイデオロギー的な目的のためのものである。生物学者たちは人間のみならず他の動物においても、学習行動が高度に発達していることを知っている。戦争と平和に対する態

度は、教育と文化を通じて形成されうる。遺伝子は不可避性ではなく可能性をつくるのであって、攻撃行動はわれわれの進化史の中で選択されたというだけの行動ではない。声明はかつてのローレンツ (K. Lorenz) やモリス (D. Morris) が述べたような「生得主義」を考えているようであるが、動物の社会行動の発達に関する最近の理論は、人間の攻撃に関する問題に深く関係する理論であり、文化的な柔軟性の信念と両立しないものではまったくない。

以上見たように、2つの論文とも、セビリア声明に対してかなり手厳しい調子で批判を加えているのであるが、その目指すところは同じであることが、注意深く読むならば理解できるはずである。すなわち批判されているのは平和な社会を実現しようとの声明の目的ではなく、それを最新の生物学の知見にもとづくとするその根拠なのである。

現代霊長類学が明らかにしつつある、ヒトと連続すると思われる他の霊長類の社会的行動に関する知見が、そのまで人間行動に適用できるなどと彼らが考えているわけではない。たとえば暴力の向社会的 (pro-social) 効果の分析がそうである (シルバーバーグとグレイ)。上述の「人間もチンパンジーもそのオス (男性) は、襲撃や戦争によって、繁殖に成功する可能性が高まる」とのド・ウォールによる主張にしても、部族間や民族・国家間などにおいてこれまで暴力的な抗争が絶えなかった理由を、生物学の観点から、遺伝的にも行動的にもヒトに最も近縁であることがわかってきたチンパンジーとの共通性の中に見出そうとするものであり、現在と将来とにわたって男性優位の暴力的な社会が維持されるべきとの主張に対して、合理的な根拠を与えてこれを擁護しようとするものではけっしてない。声明が本能論に反対するその科学的根拠を生物学に求めている以上、人間行動を生物学的に説明しようとする試みが無視されてはならないのである。

3 攻撃と暴力の意味

大渕 (1993) は社会心理学の立場から、攻撃の概念を整理し、新しい立場を紹介しつつ提起した。すなわち攻撃性について、一般の人々の間にもまた専門家の間にも多くの誤解があって、それは2つに大別できるという。ひとつは

「衝動的」、「情動的」、「動物的」などと形容されるように、攻撃を原始的な反応様式とみなす誤解であり、もうひとつの誤解は、エネルギー的な攻撃動因概念である。たとえば攻撃性が外へ向かえば校内暴力になり、それが内向すれば、薬物乱用など自己破壊的な方向に向かうといった、攻撃性が特定の対象に限定されず、あちこち自由に形を変えて姿を表すというエネルギー観念である。こうした内的衝動説は否定されなくてはならない。

これに代わる心理学の新しい立場は、攻撃を対人的な目標達成の手段とみなす社会的機能説である。これは攻撃行動の目標志向性、戦略性、課題解決性を重視する立場であり、その社会的機能を防衛・回避、強制、制裁・報復、印象操作の4つに分けることができる。多くの攻撃事象は個人と個人、あるいは集団と集団の対立や葛藤があるところに起こるが、その最も大規模な葛藤が国家間のものである。国家間の葛藤を解決しようとして、一方あるいは双方がしばしば軍事行動と呼ばれる攻撃の方略を選択する。戦争では敵を降伏させることを最終目標に、さまざまな戦略・戦術が立案され、組織的に遂行される。この組織化された大規模な攻撃行動は、勝利という最終目標に向かってあらゆる資源を費やして遂行される。個人と個人の間に起こる攻撃も、基本的にはある目標を達成するために組織立てられた一連の手段的行動の一部とみなすことが可能なので、最も大きな集団単位としての国家あるいは国家連合と個人の攻撃との間に、機能的な連続性が認められるのである。

ここでの心理学における社会的機能説は、前述のシルバーバーグらの靈長類学が提起する、統制された攻撃・暴力の社会活性化説に通じるものがある。統制された暴力が向社会的な性格を持つとはどういうことかについての、ド・ウォールによって示されたチンパンジー行動の一例が、シルバーバーグとグレイによって引用されている。それは年長の血縁個体が年少の血縁個体に「振る舞いのルール」、年少の動物たちが社会的に成熟すべきであるならば学習しなくてはならない行動のルールを教えるのに、穏やかな暴力を用いるらしいというものである。これをド・ウォールは「建設的な攻撃 (constructive aggression)」と名づけ、成長後の生活の中で、本気の攻撃が引き起こされるかもしれない状況での大失敗を免れることで、年少の動物を利するかもしれないと考えた。

他方では、攻撃や暴力をあくまで否定的な意味に限って用いようとする立場がある。ガルトゥング (Galtung, 1969) は直接的暴力の他に、間接的な暴力があるとして、これを「構造的暴力 (structural violence)」と名づけたが、その説明は別の章に譲る。直接的であれ間接的であれ、ガルトゥングは暴力を正義と平和に対立する価値的な概念としてとらえているので、本章でのアプローチとは異なる。

攻撃はもともと身体的な損傷を直接加えるかどうかにかかわらない、広範囲で多義的な概念である。セビリア声明の起草者の一人である、前述のヘノーベスも共著者として名を連ねている著書の中で、その共編者でもあるハインドとグローベル (Hinde & Groebel, 1989) は、攻撃的行動が心理学的損傷へ導く行動を含む、故意の行動に関係するものであり、それに対して、暴力は意図的であるかどうかにかかわらない、身体的損傷の苦痛を意味するとして、両者を区別している。日常用語としての英語の *aggressive* は、勇猛果敢、精力的、大胆な積極性といった意味合いを含む、日本語の「攻撃的」よりも広く両価値的であるが、ハインドらは *an aggressive salesman* といった表現は *aggressiveness* (攻撃性) の概念に混乱を招くことになるので、こうした場合には、一般的には同義的に用いられる *assertiveness* (独断性、積極性) に置き換え、両者の概念を明確に区別すべきであると主張することで、攻撃概念を狭く限定している。

レンフリュー (Renfrew, 1997) もまた、攻撃 (*aggression*) がきわめて多義的な概念であり、英語においては「自己主張 (*assertion*)」のように肯定的な意味でも、「他者を傷つける」といった否定的な意味でも用いられるが、その専門的な概念としては、「有機体によって標的へ向けられた、損傷をもたらす行動」として、限定的に用いるべきであるとしている。加えてここではそれが「行動」であることが強調されている。

これらに共通するのは、暴力や攻撃は反社会的な逸脱行動、あるいは道徳的に許すことのできない、正義に反する行動であるとの基本認識である。この認識は、それが誤りであると直ちにはいえないにしても、少なくとも本章における純粹に生物学的な観点とは立場を異にするものだといえる。

4 戦争神話について

——暴力の文化から平和の文化への転換の可能性——

誤解のないようにしておいたために、本章はセビリア声明に反対する立場で書かれたものではないことを、ここで重ねて断っておかなくてはならない。本章の意図するところは、最新の生物学は悲観主義に科学的な根拠を与えるどころか、それを覆す証拠を挙げているのだとする声明の立場を、より精緻なものにすることで補強しようとするものである。「よく読めばそうは言っていないことがわかる」といえることが多いのだが、声明を一読した印象では、楽観主義的な平和主義のイデオロギーが、科学的な裏づけを二の次にしてしまうほどに前面に出ているように思える。

最新の霊長類学は、声明の科学性を批判する、前述した攻撃・暴力の社会活性化説を補強しているように思える。小川（1999）によれば、霊長類の知能というものは、複雑な社会的環境において、同種他個体との関わりの中で生ずるさまざまな問題をいかに解決していくか、そのための適応として進化してきたとする考え方方が支持されるようになってきているのだという。サルたちが群れで暮らす理由の一つは、捕食者に食べられてしまわないようにするためである。本来の主食である果実を獲得し防衛する上でも、群れを作った方が都合がよいのだが、群れの仲間のサルたちは、そのように自分の協力者であると同時に、食べ物や異性といった資源をめぐって争う競争相手もある。そこで他個体の行動選択をあらかじめ予測してうまく自分の行動を選ぶことが、群れ生活でのやりとりでは自分に大きな利益をもたらすことになる。つまり霊長類では、資源をめぐる競争者でもあり協力者でもある同種他個体との複雑な交渉で、自分自身が有利に振る舞えるような知的能力を進化させてきたのだと考えられるのである。このような知能はマキャベリ的知能とも呼ばれる。

他個体との競争といっても、より力の強いものが勝つという、単純な弱肉強食の原理がそこにはたらいているわけではない。バーン（Byrne, 1995）によれば、大部分の哺乳類の場合、研究者は相対的な順位を、単に個体の体重を計ることによって見事に当てることができるが、このアプローチは霊長類には役

に立たないことがしばしばあるのだという。たとえばオナガザル類の多くの種では、メスの順位は家族を中心にして伝えられていき、娘は母親の順位より一つ下の順位を受け継ぐ。新たに娘が生まれれば、後から生まれたより若い娘の方が順位が高くなるのであって、その理由は何か争い事が起こったときに、母親が自分により近くにいる、より若い娘を助けに行くからである。同じことが息子にも言える。血縁者に助けてもらうことの強みは、チンパンジーにおいて最も劇的であり、最高位のオスは兄がいるオスであったり、発情して中心部のオスグループにとどまっているメスが産んだ赤ん坊の父親であったりする。つまり靈長類の長続きする社会的なグループにおいては、力とは肉体的に強いことをいうのではなく、適切な味方を得ることを意味する場合がしばしばあるのである。

かつてピグミーチンパンジーと呼ばれていたボノボに、最近急速に関心が集まっている。チンパンジーが暴力的であるのに対してボノボが平和的であるとの好対照が、ヒトの本性をめぐる論争に影響を与えてきたのである。山越(2000)は、その理由をチンパンジーの社会ではメス間の集合性が低く、互いの社会交渉も多くないのでに対して、ボノボの社会では、メスの集合性が比較的高く、互いの社会交渉も頻繁である点に求めている。つまりボノボではメスが数頭で協力してオスに対抗することがしばしば見られるが、チンパンジーではそれがまれであることから、ボノボ社会の「平和的な」特徴は、メスが集団で対抗してオスの攻撃性を抑制することで成り立っていると説明できるのである。ただしなぜそのような違いが生じたのかについては、まだ十分に説得力のある仮説が出されていないのだという。理由はともかくとして、遺伝的にはほとんど違いがないにもかかわらず、行動がそのように両極的になるという事実には興味を引かれる。

ヒトもまたボノボの本性を分かち合っていたら、と願望するのももっともあるが、ヒトはボノボがまだ出現していなかった時代に、ヒトとチンパンジーとの共通の祖先から分岐して進化したといわれる。その共通の祖先が暴力的であったか平和的であったかにかかわらず、人類はこれまで暴力的であったし、現在もそうである。ここから暴力の極限である戦争を、人類は避けることができないのだとする生物学的悲観主義、すなわち戦争神話が生まれる。

セビリア声明が批判するのはそこなのだが、問題は人類の極度の暴力性は、人間の本性に何ら由来するものではないと言い切ってしまってよいのかということである。攻撃や暴力を本質的に反社会的行動ととらえるので、悲観主義から脱却するために、これを人間の本性に由来しない、外在的な厄介ものとして排除し、戦争を文化史の中でのよけいな発明品とみなそうとする。しかし他の動物に比較して人間を特別で例外的な存在とみなす見方は、生物としてのヒト行動の、他の、とりわけ近縁な動物との連続性を認めた上でなければ通用しない。人間存在の本質はどこにあるかといえば、複雑で高度に発達した社会性であるといえる。高度に発達した知能もまた、たしかに他の動物と分け隔てるものではあるが、なぜ知能が発達したのか、そのように発達した知能は何のためにあるのかを考えるとき、それが発達した社会的関係なのである。

このことをはっきり教えてくれているのが、最近の靈長類研究なのであって、すでに見たように、靈長類の発達した知能こそ、集団の中で他個体の行動を予測し、その時々でうまく立ち回る社会的知能としてあることが解明されつつあるのである。靈長類が集団を形成する社会性動物であるからといって、ハチやアリのように、個体が一つの細胞であるかのように一集団の中に完全に融合あるいは統合されているわけではなく、基本的な行動の単位はあくまでもそれぞれの個体である。ここから個と集団との単純ではない社会的関係と緊張関係が出てくる。マキャベリ的知能とは、そのような他者関係の中で、自己の利益を絶えず考えながら、臨機応変に立ち回ろうとする知恵を指している。

こうしたサルたちの行動は、まさに人間の行動そのものであり、暴力と平和的行動とは、そのような他者との関わりにおける表裏といえる。靈長類に見られる、攻撃行動によって生じた軋轢を融和する仲直り戦術や、行き過ぎた暴力や攻撃にはたらく抑制は、他個体との社会的関係自体を修復不能なほどに破壊してしまわんためのシステムであり、よくコントロールされた攻撃や暴力は、集団内における自己の立場を有利にする手段的行動なので、それが有効である限りは、平和的行動と同じく、適応的な行動とみなすべきなのである。

攻撃と暴力とをまずそのように純粹生物学的に押さえることで、私たちはかえって暴力や戦争のない、クロポトキン主義的理想的社会の実現を、現実味のあるものとして想定することができる。もし攻撃や暴力が人間の本性として宿る

内なる悪魔であるなら、人類社会からこれを根絶することは不可能であるとの、宿命論的悲観主義が導かれるのもやむをえない。またそれが人間の本性とはまったく無縁なよけいものであったとしても、人類の暴力性・凶暴性はそれにしても救いがたいほどに度を越しているので、ちょうどあまりにも汚れすぎた衣服が、いくら洗ってもきれいにならないように、だから戦争はなくすことができるはずだとの主張は、悲観主義者の心を動かさないであろう。それに対して、攻撃や暴力が靈長類として祖先から受け継いだ、マキャベリ的な社会的知能の所産であり、その意味で反社会的であるどころか、平和的行動と表裏一体の、立派に向社会的な行動であるということになれば、それが手段として有効であり続ける限りなくならないかも知れないが、無効になるような状況のもとでは、平和的行動へ転化する可能性が出てくることになる。ここでの平和的行動というのは、単に攻撃や暴力を行使しないことではなく、より積極的に他者と協力し助け合うような行動である。社会生物学者ドーキンス (Dawkins, 1989) は、文化的進化を遂げた人類だけが、掛け値なしの純粹に利他的な行動をとる可能性を示唆している。これを上述のマキャベリ的知能に対比させて、クロポトキン的知能と名づけることができるかも知れない。ガルトゥングの言う、構造的暴力をなくすための完全な民主主義の実現は、暴力への志向を平和への志向へ転換させるための有効な方途であろう。人類が平和の文化を築く可能性は、たしかにあるのである。

■引用・参考文献

- Byrne, R. 1995 *The thinking ape*. Oxford: Oxford University Press. (リチャード・バーン 小山高正ほか(訳) 1998 考えるサル—知能の進化論— 大月書店)
- Dawkins, R. 1989 *The selfish gene*, New Edn. Oxford: Oxford University Press. (リチャード・ドーキンス 日高敏隆ほか(訳) 1991 利己的な遺伝子—増補改題生物=生存機械論 紀伊國屋書店)
- Galtung, J. 1969 Violence, peace, and peace research. *Journal of Peace Research*, 6(3), 167-191. (所収: ヨハン・ガルトゥング 高柳先男他(訳) 1991 構造的暴力と平和 中央大学出版部)
- Groebel, J. & Hinde, R. (eds.) 1989 *Aggression and war: Their biological and social bases*. Cambridge: Cambridge University Press.

- Renfrew, J. W. 1997 *Aggression and its cause: A biopsychosocial approach.* New York: Oxford University Press.
- Silverberg, J. & Gray, J. P.(eds.) 1992 *Aggression and peacefulness in humans and other primates.* New York: Oxford University Press.
- 大渕憲一 1993 人を傷つける心—攻撃性の社会心理学— サイエンス社
- 小川秀司 1999 たちまわるサル—チベットモンキーの社会的知能— 京都大学学術出版会
- 杉山幸丸(編著) 2000 壽長類生態学—環境と行動のダイナミズム— 京都大学学術出版会(第5章:山越言「アフリカ類人猿のソシオエコロジー—THV仮説の現在」)

■参考図書・資料

- 八杉龍一(編訳) 1994 ダーウィニズム論集 岩波書店(岩波文庫)
 ダーウィンの『種の起源』(1859)は、その進化説が世に受け入れられるまでのおよそ50年間に、哲学者・神学者をも巻き込んだ激しい論争が続いた。本書はその間の情勢をたどったもの。「最適者生存の原理」を提唱し、俗流進化論を普及させたスペンサーの論文はとりわけ重要。
- リチャード・レウォンティン(R. C. Lewontin) 川口啓明ほか(訳) 1998 遺伝子という神話 大月書店
 日本で社会生物学の批判者として最もよく知られているのは、スティーブン・J・グールドであろうが、レウォンティンこそがアメリカにおける反社会生物学運動の中心人物であったといえる。
- クラウゼヴィツ(K. v. Clausewitz) 淡徳三郎(訳) 1965 戦争論 徳間書店
 近代の国民国家成立以後の、文明国どうしの戦争に関する、最初の本格的な理論書で、1832年から1834年にかけて、3つの巻に分けて発表された。その最も有名な主題は「戦争は政治におけるのとは異なる手段をもってする政治の継続にほかならない」というものであり、その影響は20世紀の今日にまで及んでいる。

あとがき

私たちは、8人の執筆者がそれぞれ進めてきた研究の課題と方法を、この機会に見直し、草稿を持って何度か話すことによって、新しい分野である「平和心理学」についての一つのモデルを描くことができた、と思う。

新しい心理学を名のる以上、まず、研究対象を規定しなければならない。——何を問題にするのか、それにどう切り込むのか。第1章は、それに答えている。研究対象はいうまでもなく「平和」であるが、ここではその対立概念である暴力の説明からはいる。そのさい、暴力と攻撃を区別し、後者について、動物行動との連続を認めたうえで、人間には非暴力的攻撃（抵抗運動としての闘争）があることに注意うながしている。そこから人間行動としての暴力にはいり、「暴力とは相手を肉体的に傷つけるだけでなく、人間的な可能性を損なったり奪ったりすることである」という。つぎの構造的暴力と直接的暴力の区別も、私たちの目に見えない暴力体制を見抜く貴重な視点である。

以上のように「切り込む」ことによって、戦争が人間の生み出した文化的行動であることを明らかにしたところで、話は「平和の文化」にはいる。お読みくださったように、平和の文化は、社会集団の一人ひとりに身近な「課題」を提起している。私たちは、たとえばユネスコの提言がことばだけでなく、読者の「経験」の世界にはいって自分のもの（スキル）として再組織されていく過程に期待したい。

第2章は、構造的暴力が青少年の無力感——反面の「希望」にあたえる影響の分析である。筆者は「今日の青少年が社会の未来をどのように見ているのかを検討する」という。さまざまな調査結果が検討されているが、ここでは、いくつかの指摘を思い出しておこう。「とくに、フィンランドでは戦争の不安を78.0%が肯定し、平和の希望は24.8%が肯定するだけだった。」しかも、フィンランドの政府やメディアは、核兵器の問題を取り上げ、軍縮のための報道も多い、という。これを聞いて思い出したのだが、フィンランドは平和主義の

国である。この国の心理学者リタ・ワールストレームによると、現在フィンランドの人びとは敵のイメージをもっていない。それだけに、軍縮の声に耳を傾けず、ひたすら核体制を固める超大国の危険な戦略に、いっそう戦争の不安を感じるのだろう。また別の調査結果がしめす「社会の未来に対する否定的なイメージと自己と仲間の未来に対する肯定的イメージとのギャップ」にも考えさせられた。やはり今日の青少年の認知構造の中で未分化なのは、自分たちと社会との接点である。筆者がいうように、社会の未来に希望をもつために必要なのは、第一に、社会の問題を取り組んで、その解決のために何らかの行動をしているひとの話を聞いたり、接したりすることであり、第二は、過去を通して確かな希望をもつことなのである。

第一は、第7章で展開される「ロール・モデル」の励ましに、第二は第4章でふれられる戦後史の学習と「思考の世界」への参加にそれぞれ関連している。

第3章は、女性（ジェンダー）の視点から「平和・戦争・暴力」の問題に接近する。ここでも、平時・戦時を通じて犯される女性に対する暴力が、直接的・構造的・文化的という3つの側面からとらえなおされている。構造的暴力としては、いわゆるセクハラ、買春、ポルノをあげ、ポルノは「表現」ではなく「行為」であるという説も紹介されている。一般に性暴力は、覆い隠され、近代以前の男尊女卑の考え方からくる男性の暴力であるだけに、解決には、「女性の連帯とエンパワメント」が不可欠だ。「仕事で成功を収めること、競争に勝つこと、精神的にも肉体的にも強くあること、そういった〈男らしさ〉が、実は、強者と弱者の関係を生み出し、強者から弱者への暴力を生み出していることに、男性自身が気づく必要がある」。この指摘は、性暴力にも通じる「男らしさ」が、第4章でいう「二者関係」の上に立つ文化である面に切り込んでいる。2000年7月の九州・沖縄サミットに先駆けて開かれた「国際女性サミット」について筆者は、「沖縄の女性たちが、平和や基地問題に取り組む各国のNGOに呼びかけて実現したものだった」とあらためて主催者を紹介し、「ここでは、軍隊内部の女性差別やレイプ、基地周辺に住む女性への暴行、基地周辺の騒音や環境汚染などさまざま被害の実態が報告されている」という。こうして女性差別や女性への暴行を見逃さず、その原因を女性が相互に理解し、問題の本質を共有する取り組みとそのひろがりこそ、私たちに、21世紀に実

現される女性解放を約束している。

第4章は、「平和の文化」と自己形成だが、これは、「戦争の文化」から「平和の文化」へ転換した日本の戦後史を背景にして「時代の性格」を描いた部分、および、人びとの自己形成が、命令－服従、勝者－敗者の二者関係と、同じ目標に向かって肩と肩を並べる三者関係という2つの対人関係の矛盾・対立に条件づけられていることを、自己像の図式によって説明し、私たちの自己と社会の「未来への希望」にひとつの論拠を示そうとした部分とからなっている。そのさい、G. H. ミードを受けついで、自己を me と I という二つの相 (phase) に分ける考え方があるとされている。自己相互作用、自他相互作用などの機能概念もその理解にもとづく。また、内面のフォーラムの中の“一般化された他者”と、人びとの主体的な行為との連係にも注意しよう。

さて、「平和の文化」ということばは、1989年以降の冷戦構造の崩壊とともに、国連の目的である戦争の廃絶がはじめて達成可能な課題になった時期に、まさに89年だが、アフリカのヤムスクロ（象牙海岸）で開かれた「人の心の中の平和：国際会議」が打ち出した概念である。しかもこの概念は、ヤムスクロ会議が、すでに86年に5大陸12カ国から集まった科学者によって仕上げられていた「暴力についてのセビリア声明」に学んだ成果であった。「セビリア声明」は、この章の最後の項でも言及されている。これを継承した時、ユネスコの「心の中に平和の砦を」が、戦争の文化から平和に文化へという実践的な課題に発展した意義は大きい。もうひとつ、だいじなことは、この会議が討論の中で、「セビリア声明」のいう暴力と、平和の文化にとって重要なたたかい－闘争 (struggle) とをはっきり区別すべきであること、「セビリア声明は人権と正義のための闘争、そして抑圧に反対する闘争の合法性をいささかも曖昧にしてはならない」ということを確認した事実である。

日本の1960年代は、性格としては「明るい」時代だった。この明るさは、いまいう闘争が社会集団の中に生み出した交流の反映である。また当時、日米市民のベトナム反戦闘争から国際友好の芽がふいていたこと、それが90年代にさらに形を整えたことも記憶に留めておこう。

第5章の「コンフリクトの解決と平和創造」は、筆者がカナダのトロントの小学校で見たピース・メイカーと呼ばれる子どもたちの活動の紹介からはじま

る。トロント市の学校は、コミュニティも同様に、コンフリクト解決のプログラムをもち、そのカリキュラムも整っている。これは「1つの学校の中にいくつもの民族、言語、宗教のバックグラウンドをもつ子どもたちが通う都市部の学校でとりわけ先進的に取り組まれている」そうだ。この取り組みは、クラスや学校内の対人関係のコンフリクトを解決していくスキルを育てることによって、21世紀の世界の担い手である未来の世代が、身近な人間関係から地球コミュニティにいたるグローバルな平和創造の過程に積極的に参加できるような意欲と能力を養成する課題への挑戦である。カリキュラム提起者の一人は「競争に基づく問題解決の方法だけを教えて、目標達成には協力的な手段もあり得ることを教えないという不均衡を正さなくてはなりません」といっている。やはり、人間関係を二者関係から三者関係に切り換える教育、自他の差異性ではなく、同一性に気づかせる教育がなければ、社会の未来像と自己の未来像を重ね合わせ、平和な世界の構築に向けて自らの生き方を選び取っていく力を育てることはできない。

この後、筆者はコンフリクト解決のテキストを紹介し、日本の場合にはむしろ「コンフリクトの潜在化」の克服が課題になる、と補足する。さらに、コンフリクト解決能力の発達段階についての仮説、自己評価または自尊感情と紛争解決との関連性、オーストラリアで開発されたテキストの説明をへて、子どもは本来その年齢に応じて自分の意志や感情を主張し、他者とのコンフリクトを顕在化させて解決の体験を積み重ねていき、社会性を発達させていくのだ、と結んでいる。

第6章の「いじめ対策から平和の創造へ」では、はじめに、いじめ・戦争・児童虐待・暴力をとりあげ、学生たちに、それぞれのことばの意味内容の重なりの程度、あるいは重なり方をイメージで現す「包含関係図」を描かせ、それをもとにして、互いに自分の表現の意図、それを見る側の受け内容について話し合うという研究の手法が紹介される。これは、出来事の意味を視覚メディアで伝え合う形象コミュニケーションの実践である。この方法の生産的なところは、研究者が資料を得るだけでなく、研究される側も仲間同士で見せ合い話し合うことによって、身近かないじめ・知らない戦争について、それぞれ固有な自己発見を経験することだ。その結果彼らが、自分の関係図をもう一度描き直

してみよう、という気になってくれれば、いっそうの効果が期待できる。確かに、筆者のいうように、若い人たちが過去の歴史を学ぶきっかけとして、あるいは、歴史についてある程度学んだうえで語り合う材料としても、この方法は役に立つかもしれない。つぎの話題は「軍隊でのいじめと学校でのいじめ」である。軍隊の「初年兵いじめ」にあたる暴行・悪ふざけ・からかいが、いまでも警察、消防、学校の部活動組織、「不良」グループなどに継承されている、という。私はすぐに初年兵時代を思い出した。まだ入隊して間もない頃、兵舎のそばをとぼとぼ歩いていたら、上等兵に「なんだキサマ、ふけたツラしやがって」といきなり殴られた。あの「いじめ」が「一気飲み」に形をかえていても、社会集団の組織構造や伝統が二者関係の「文化」を言うまでもない前提にしている限り、新入りを集団の規範に従属させる手段としての暴力は、これからも無批判に継承されるのかもしれない。

こうして、いじめと戦争に見られる構造的暴力としての共通項をふまえ、話はいじめ対策から平和の創造へすすむ。そのさい、いじめについての声にならない声を「紙上討論」のかたちで引き出し、「荒れ」や「いじめ」を子どもたち相互の共感と批判の力でのり越えていく教育実践にふれ、「学級崩壊」を解決する主体的な力を、子どもたち自身の中に養う取り組みが、日本の平和・民主主義の課題とふかい結びつきをもつ点に注目する。そして、その結びつきへの心理学的アプローチを、筆者はバンデューラの仮説「自己調整メカニズムの不活性化」にもとめ、いじめが継続されるのは、いじめる側で自分の行為を見直すメカニズムが機能しなくなっているからだ、という。これは、「内面の他者」の不活性化によって自己の行為が対象化されないファシズムの心理に通じる。最後はピア・サポート実践の話だが、ここでもさらに問題の所在が深められている。なんといっても重要なのは、子どもたちの集団が共同体・「みんなのもの」になるように、一人ひとりが集団の力を分かち合い、その力を自己形成の媒質として使うことのできる積極的相互依存の関係を築くことである。

第7章は、「平和のロール・モデル——子ども・青年を平和へつなぐ方法——」である。ここでロール・モデルとは、平和の文化を築くうえで、先進的な役割を果たしている、信頼できる個人・組織のことで、若い人たちに平和活動のモデルとして親しみをもって接し、なにかを学びとてもらいたい存在を

いう。「セビリア声明」のパンフレットには、M.ミード、キング、ガンジー、フロイトとAINシュタインの写真が掲載されている。日本では誰を挙げよう。以下の提起は私たちとしてもはじめての試みである。

今日、青少年は平和ではなく、非教育的な暴力のロール・モデルにさらされている。幼児期からマス・メディアの刺激的・暴力的な内容に「順応」してしまい、児童期以降を待っているのは、競争環境の中で自分自身を見失う孤立化とフラストレーションの状況だ。1999年の「コスタリカ声明」は、「社会レベルで、政治的・社会的指導者は、平和構築の態度と行動の力強い役割モデルになりうる」と指摘したが、日本の国家の指導者は何度もわざわざ信頼できる人格からほど遠い。しかし筆者は、だからこそさまざまな平和・非暴力のロール・モデルを子どもや青年に呈示していくことが重要である、という。

少し思い出しておこう。いまの中米コスタリカは「軍隊のない国」として日本でも関心が高まっているが、1949年の憲法で常備軍を撤廃し、非武装中立を貫いてきた。これは国家のロール・モデルである。米国からの基地設置要求を断り、中米全体の平和と安定化に貢献してきた事実への信頼が国際社会から寄せられ、元大統領アリアスはノーベル平和賞を受けている。一方個人としては、「日本のガンディー」とも呼ばれ、米軍による乱暴な伊江島の土地取り上げに反対し、非暴力抵抗の理念と行動によって県民を導いた阿波根昌鴻さん、1990年から8年間の在任期間中に積極的な平和行政を推進し、95年の米兵による少女暴行事件の時の代理署名拒否裁判闘争などで有名な大田昌秀元県知事は、代表的な私たちのロール・モデルである。また、薬害HIV訴訟の川田龍平さんも、力強いロール・モデルとして同世代の青年や多くの国民に励ましを与えた。筆者は、さらに心理学の「モデリング効果」にふれ、子ども・青年の発達と成長に責任をもつ親・とくに教師・社会的指導者は、平和のロール・モデルを活用し、自らもそのモデルになって、「平和の文化」への多様な機会をつくり出そう、と訴えている。

第8章は、「攻撃と暴力の生物学的根拠と戦争神話」というタイトルで巻末資料にある「暴力についてのセビリア声明」を検討している。私たちは、「セビリア声明」を支持し、ガルトゥングの暴力論を踏まえて、本書の仕事に取り組んできた。それは、これらの声明、理論の中に、平和志向に確信をあた

える科学性が脈打っていたからである。事実、セビリア声明は「科学は人間の文化の産物であり、最終的な解答を出しているわけでもなく、すべてを明らかにしているわけでもない事実を知っています」。そして、どの結論も、努めて科学的資料にもとづき、その資料が支持できること以上の真理は求めない方針で記述した、という。本章は、ここでいう「科学的資料」を批判し、霊長類研究者たちの最近の業績を補足して、声明を支持する立場から、それをより科学的なものにしようと意図して書かれたひとつの試論である。

筆者はシルバーバーグとグレイの共著『人間と他の霊長類における攻撃と平和性』を参照する。この著者は、標題からもわかるように、セビリア声明のいう「楽観主義」の根拠は、声明とは反対にむしろ人間と動物との間の連続性にこそあると考えている。攻撃や暴力を否定的・反社会的に見るのは正しくない。これに応じて筆者も、攻撃を対人的な目的達成の手段とみなす社会的機能説にふれ、霊長類に見られる、攻撃行動の後の軌跡を融和する仲直り戦術や、過当な暴力や攻撃にはたらく抑制は、他個体との社会的関係自体を修復不能なまでに破壊しないためのシステムであり、コントロールされた攻撃・暴力は、それが有効である限りは、平和的行動と同じような適応的行動とみなすべきだ。さらに、攻撃や暴力は平和的行動と表裏一体の、立派に順社会的な行動であるから、それらが手段として無効になるような状況の下では、平和的行動へ転化する可能性が出てくることになろう、という。人間と動物との非連続の面からも連続の面からも「平和の文化」が見えてくるということだろうか。

以上、この「あとがき」では、各章の要旨を編集者の立場からまとめてみた。読者諸氏の御批評がいただければ幸いである。なお、日本の戦争責任と環境破壊の課題には本書では接近することができなかった。次の機会に協力者を募って取り組むことにしたい。

編集委員を代表して

中川 作一

參 考 資 料

1. 関連文書

ユネスコ憲章前文

この憲章の当事国政府は、その国民に代って次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならぬ。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となつた。

ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代わりに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、かつ、すべての国民が相互の援助および相互の関心の精神をもって果たさなければならない神聖な義務である。

政府の政治的および経済的とりきめのみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われないためには、人類の知的および精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、かつ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を発展させおよび増加させることならびに相互に理解しあうおよび相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致しあうおよび決意している。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学および文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、かつその憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。

(1945年11月16日採択)

日本国憲法

前文

日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動したる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

(1946年11月3日公布、1947年5月3日施行)

暴力についてのセビリア声明

前文

私たちはそれぞれの専門分野から、私たち人間という種のもっとも危険で破壊的な活動・暴力と戦争の問題に取り組むことは、私たちの責任であると固く信じます。また、科学は人間の文化の産物であり、最終的な解答を出しているわけでもなく、すべてを明らかにしているわけでもない事実を知っています。さらに、セビリアの市当局とスペインのユネスコ代表のご支持に厚く感謝します。

私たち署名者は、世界中の国々から訪れた関連諸科学の学者です。ここに結集し、つぎのような「暴力についての声明」に到達しました。このなかで私たちは、暴力と戦争を正当化するために、私たちの分野の何人かの学者にさえ用いられてきた、たくさんのいわゆる生物学的発見に挑戦します。

このいわゆる発見は、私たちの時代を包む悲観論の雰囲気を助長しています。したがって、私たちはこれらの誤った見解について注意深く検討し、これを公然と拒否することこそ、国際平和年にふさわしい有意義な寄与であると考えます。

暴力と戦争を正当化するために行われる科学の学説と資料の誤用は、いまはじめたことではなく、近代科学の出現以来のことです。たとえば、進化論は戦争だけでなく、人種絶滅、植民地主義、および弱者の抑圧を正当化するために用いられてきました。

私たちは私たちの立場を五つの命題のかたちで表明します。私たちは暴力と戦争について、私たちの専門分野の視点からみのり豊かに取り組むことのできる問題が、これ以外にまだたくさんあることを知っています。しかし、私たちはここでは、私たちがもっとも重要な第一歩と考えるものだけに作業を限定します。

第一命題

私たちは、動物であった私たちの先祖から戦争をする傾向を受けついでいる——という言い方は、科学的に正しくありません。闘争は動物のさまざまな種を通じてひろく見出されますが、しかし、組織された集団と集団との破壊的な種内闘争の例は、自然に生活している種の間では、今まで二、三しか報告されていません。しかもそのどの場合にも武器になるようにつくられた道具の使用は含んでいないのです。また、他の種を捕食する正常な食餌行動を種内の暴力と同等に扱うことはできません。戦闘行動は、他の種の動物には見出されない人間に固有な現象です。

戦闘行動が、時代とともにきわめて根本的に変わってきた事実は、なによりもそれが文化の産物であることを示しています。その生物学的な関連は、主として、諸集団

の協応、技術の伝達および道具の使用を可能にする言語に媒介されています。戦争は生物学的に可能です。しかし、時間と空間のなかでその起こり方と性質が変化するという事実から見て、あきらかに戦争は不可避ではありません。何世紀にもわたって戦争を起こさなかった文化があります。またある時期ひんぱんに戦争を起こし、他の時期にはまったく起こさないという文化もあります。

第二命題

戦争あるいはその他の暴力行動は、私たち人間の本性のなかに遺伝的にプログラムされている——という言い方は、科学的に正しくありません。遺伝子は神経系機能のあらゆるレベルに含まれていますが、それらが用意しているのは、生態的・社会的環境と接合してはじめて現実化するひとつの発達的な潜在力です。諸個人は経験に影響される素質の面ではさまざまですが、彼らの人格を決定するのは遺伝的に与えられているものと養育の諸条件との相互作用です。ごくまれな病理的事例を除けば、遺伝子は必然的に暴力に傾く個人をつくり出すことも、その反対を決定づけることもあります。遺伝子は私たちの行動能力を確立する諸要因のひとつではあっても、遺伝子だけが特定の結果を生むわけではありません。

第三命題

人間の進化の過程では、攻撃行動は他の種類の行動より選択される傾向が強かった——という言い方は、科学的に正しくありません。くわしく研究された種では、すべて集団内の地位は、協力する能力、その集団の構造に対応する社会的諸機能を担っていく能力によって達成されています。「支配」は社会的結合と内部の提携を含んでいます。もちろん攻撃行動も含みますが、しかし、支配は単に優勢な体力の所有や行使の問題ではありません。攻撃行動のための遺伝子選択を人工的に動物のなかに設定して、急速に超攻撃的な個体を生み出すことに成功した例がありますが、これは逆に攻撃性が、自然条件のもとでは最大限には選択を受けなかったことを示しています。このように実験的につくられた超攻撃的な動物は、社会集団のなかに入れられると、その社会構造をバラバラにするか、さもなければ、追い出されてしまいます。暴力は、私たちの進化の遺産のなかにあるのでもなく、私たちの遺伝子のなかにあるのでもないのです。

第四命題

人間は脳のなかに「暴力中枢」をもっている——という言い方は科学的に正しくありません。私たちは、事実、暴力的な行為をするための神経装置をもっています。しかしそれは内・外の刺激によって自動的に活性化されるわけではありません。高等な

靈長類と同じように、また、他の動物たちとは違って、私たちの高次神経過程はこの種の刺激を、それが作用する前に濾過します。私たちがどういうかたちで行為するかは、私たちがどのように条件づけられ、社会化されてきたかによって決まります。私たちの神経生理学のなかには、私たちを否応なく暴力的に反応させるものは何もありません。

第五命題

戦争は「本能」あるいはなにか単一の動機によって引き起こされる——という言い方は科学的に正しくありません。現代の戦闘行動の出現は、戦闘の第一要因が、時に「本能」と呼ばれた情動と動機の要因から認知要因へ移り変わる過程でした。現代の戦争は、服従、被暗示性、理想主義のような人格特性、言語のような社会的技能、およびコスト計算、企画、情報処理のような合理的思考などの制度的利用を含んでいます。現代戦争の科学技術は、実際の戦闘員の訓練中も、一般大衆のなかに戦争支持の空気をかもしだすためにも、暴力につらなる人間の諸特性をさかんに誇張してきました。この誇張の結果、これらの諸特性は、しばしば、この過程の結果であるよりむしろ原因であるかのように取り違えられることになるのです。

結論

私たちはつぎのように結論します。生物学は人間性に戦争を運命づけていません。人間性は、生物学的悲観論の束縛から解放され、この国際平和年および来るべき一年一年のなかで求められる変革の課題を引き受ける確信を力にすることができます。これらの課題は主に制度的、集団的なものですが、同時にこれに関与する各個人の意識にかかっています。その一人ひとりが悲観論をとるか楽観論をとるかは決定的な要因です。「戦争は人の心のなかではじまる」のと同じように、平和も私たちの心のなかではじまります。戦争を発明した人間という種は、平和を発明することもできます。責任は私たち各人の肩にかかっています。

女性に対する暴力撤廃宣言
(国連, 1993) (全6条中の第2条の定義規定)

女性に対する暴力には以下のものが含まれると理解される（ただし、これに限定されない）。

- (a)家庭内で発生する身体的、および心理的暴力で、殴打、世帯内での女児に対する性的虐待、持参金に関連する暴力、夫婦間暴力、女性性器の切除およびその他の女性に有害な伝統的慣行、非夫婦間の暴力および搾取に関わる暴力
 - (b)地域社会で発生する身体的、性的および心理的暴力で、職場、教育施設およびその他の場所における強かん、性的虐待、セクシュアル・ハラスメントおよび脅迫、女性の人身売買および強制売春
 - (c)発生場所にかかわらず、国家が犯す、又は黙認する身体的、性的および心理的暴力」
- (引用: VAWW-NET Japan 1998 戦時・性暴力をどう裁くか—国連マクドゥーガル報告全訳)

ハーグ市民平和会議 10 原則
——公正な世界秩序のための 10 の基本原則——
(1999 年 5 月)

ハーグ市民平和会議は平和アピールのエッセンスをわかりやすく示すため、「公正な世界秩序のための 10 の基本原則」と題して以下のような 10 原則を発表した。

- 1 各国議会は、日本国憲法第 9 条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。
- 2 すべての国家は、国際司法裁判所の強制管轄権を無条件に認めるべきである。
- 3 各国政府は、国際刑事裁判所規定を批准し、対人地雷禁止条約を実施すべきである。
- 4 すべての国家は「新しい外交」をとり入れるべきである。「新しい外交」とは、政府、国際組織、市民社会のパートナーシップである。
- 5 世界は人道的な危機の傍観者でいることはできない。しかし、武力に訴える前に、あらゆる外交的な手段がつくされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の権威のもとでなされるべきである。
- 6 核兵器廃絶条約の締結をめざす交渉がただちに開始されるべきである。
- 7 小火器の取引はきびしく制限されるべきである。
- 8 経済的権利は市民的権利と同じように重視されるべきである。
- 9 平和教育は世界のあらゆる学校で必修にすべきである。
- 10 「戦争防止地球行動」の計画が世界秩序の基礎になるべきである。

平和の文化についてのコスタリカ声明

Statement on "A Culture of Peace"

国際心理科学連合（IUPsyS）平和心理学研究委員会主催

第6回平和のための心理学研究シンポジウム参加者一同、コスタリカ、1999年7月
24-29日

ここに六大陸から参集した心理学者は、戦争と暴力の文化から平和と非暴力の文化への移行は、慈愛と寛容と連帯と万人の全体的な発達可能性に関連した価値と態度と行動の変化に基づいている、と宣言する。心理学的知識はそのような移行を促進する重要な道具である。しかしながら、戦争と暴力の文化から平和と非暴力の文化への真的変化は社会正義を背景としたときのみ起こりうる。

心理学的知識は、暴力的行動も非暴力的行動も個人と社会的影響の相互作用から生じることを強調する。そのような行動は、家庭や地域や文化の経験をとおして発達する。個人と集団の思考や感情は、紛争が起こりうる状況が暴力的あるいは非暴力的のどちらの反応を呼び起こすかという点で重要である。原因帰属の間違いを理解したり、他者の状況への感情移入のレベルを高めたり、社会正義・平等・知恵・環境保護の価値を力づけることは、非暴力を促進する役に立つであろう。

地域あるいはメディアをとおして攻撃と暴力にさらされることは、個人と集団が紛争が起こりそうな状況でそれをどう解釈し、どう反応し、どう行為するかに対して影響をあたえる。とはいっても、貧困と社会正義の構造的諸条件が集団間の敵対の主な原因なのである。そのような敵対は社会内あるいは社会間で構造的不平等を増大させるような急速な社会変化の状況で特に生起しやすい。暴力的な行動か平和的な行動かを決定するのに主な役割を果たすのは、紛争が起こりうる状況における個人や集団の表象である。

社会レベルで、政治的・社会的指導者は平和構築の態度と行動の力強いロール・モデルになりうる、という心理学的証拠がある。中間的なレベルでは、家族・学校・地域の予防と介入のプログラムが、社会の中での暴力を低減させることができてきている。それは紛争が現れはじめてきている兆候が見えるときや、紛争状況の直後において、最も効果的であろう。個人のレベルでは、初期の介入のほうが、人生の後の方での介入よりも、より成功している。しかしながら、後になんしても介入が重要な影響を与えることも示されている。予防と介入の効果は、参加者の発達的レベルと文化的・社会的文脈を考慮に入れることにより増大する。

以上は、世界のさまざまな分野の心理学により、証拠立てられた知識に基づくもの

である。上に述べた方策の実行により平和の文化への重要な貢献が成し遂げられることをわれわれは強調する。われわれはこれらの諸原則を政府・教育機関・他の機関へと普及することを勧告する。

(1989年11月に生涯を平和と社会正義のために捧げたマーティン・パロを記念して声明がおこなわれた。)
(注:マーティン・パロはエルサルバドルで平和・人権活動のために虐殺された心理学者)

(伊藤武彦訳)

国連総会決議「平和の文化に関する宣言」

(1999年9月13日)

国連総会は、国連憲章にうたわれている目的や原則を思い起こし、
 ユネスコ憲章が「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和
 のとりでを築かなければならない」と明示していることを思い起こし、
 世界人権宣言やその他の国連の組織の国際的文書を思い起こし、

平和は単に争いがないということではなく、対話がはげまされて争いが相互理解と
 協力の精神で解決される、積極的で力強い参加の過程をふくむものであることを認識
 し、

冷戦の終結が平和の文化を強化する可能性を広げたことを認識し、
 世界の多くの地域で暴力や紛争が続き、広がっていることに深い憂慮を表明し、
 人種や皮膚の色、性、言語、宗教、政治のあるいはその他の意見のちがい、国籍や
 民族的あるいは社会的出自、財産、障害、生まれ、あるいはその他の地位にねぎすも
 のをふくめたあらゆる形態の差別や不寛容をなくしていく必要性を認識し、

1997年11月20日に国連総会で採択された52/15決議で、2000年を「平和の文化
 国際年」にすることを決めたこと、1998年11月10日の53/25決議で2001年から
 2010年を「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」と宣言したこ
 とを思い起こし、

平和の文化の促進にあたって、ユネスコが現在果たしている重要な役割を認識し、
 各国政府や国際的な組織そして市民社会が、新しい千年紀において平和の文化を促
 進して強めるという条項に基づいて、さまざまな運動を展開されるように願い、ここ
 に「平和の文化に関する宣言」を厳粛にかかげる。

第1条 平和の文化とはつぎにかかげるような価値観、態度、行動の伝統や様式、あるいは生き方のひとまとまりのものである。

- (a) 教育や対話、協力を通じて生命を尊重し、暴力を終わらせ、非暴力を促進し、実践すること。
- (b) 国連憲章と国際法の精神にのっとり、本来それぞれの国の国内法下にある諸事態には、その国の主権や領土の保全、ならびに政治的な独立の原理を十分に尊重すること。
- (c) すべての人権と基本的な自由を十分に尊重し、その促進をすること。

- (d) 紛争の平和的な解決に向けて責任を負うこと。
- (e) 現代ならびに未来の世代が、開発と環境を享受できるように努力すること。
- (f) 発展の権利を尊重し、その促進をすること。
- (g) 女性および男性の平等の権利と機会均等を尊重し、その促進をすること。
- (h) 表現や意見、情報の自由に関するすべての人の権利を尊重し、その促進をすること。
- (i) 社会と国家のあらゆるレベルにおいて、自由、正義、民主主義、寛容、連帯、協力、多元主義、文化的多様性、対話、そして相互理解という原則をまもること。
そして、平和の文化は、平和に貢献する国内的そして国際的環境によってはげまされる。

第2条 平和の文化は、個人、グループ、諸国民のなかで平和の促進に貢献していく価値観、態度、行動様式と生き方を通じて、より十分に発達し続けていくのである。

第3条 平和の文化の十分な発達のためには、つぎのことが必要不可欠である。

- (a) 紛争の平和的な解決、相互尊重や相互理解、そして国際的協力を促進すること。
- (b) 国連憲章や国際法のもとで国際的義務を果たすこと。
- (c) 民主主義や発展やあらゆる人権と基本的自由の例外なき尊重とその遵守を促進すること。
- (d) あらゆる階層の人びとが、対話と交渉、合意形成と対立の平和的な解決の技能を発達させること。
- (e) 民主的諸制度を強化し、発展の過程への完全な参加を確立すること。
- (f) 貧困と非識字を根絶し、国内および国家間の不平等を減少させていくこと。
- (g) 持続可能な経済的、社会的開発を促進すること。
- (h) 女性のエンパワーメントや意思決定のすべての段階で平等な参加を保障することによって女性にたいするあらゆる形態の差別をなくすこと。
- (i) 子どもの権利の尊重と子どもの権利の促進と保護を強化していくこと。
- (j) あらゆるレベルで情報の自由な流れが保障され、情報へのアクセスができること。
- (k) 行政における透明性と責任性を強化すること。
- (l) あらゆる形態の人種主義、人種差別、排外主義とその他の不寛容をなくしていくこと。
- (m) 民族的、宗教的、言語的少数者をふくめ、すべての文明と人びとと文化の間の理解と寛容と連帯をすすめること。
- (n) 外国の支配、または占領という植民地的あるいは他の形態のもとで生きる人びとをふくめ、すべての人びとの、国連憲章にかかげられ、国際人権規約に具体化されている自決への権利を完全に実現すること。それは1960年12月14日の国連

決議「植民地及びその人民の独立を認める宣言」にも盛り込まれている。

- 第4条** あらゆるレベルの教育は平和の文化を建設する主要な手段のひとつである。この観点から、人権教育はとくに重要である。
- 第5条** 政府・自治体は、平和の文化を促進し強化していくことに主要な役割をなっている。
- 第6条** 市民社会は、平和の文化のより豊かな発達に十分に寄与しなければならない。
- 第7条** メディアの教育的、情報伝達的役割は、平和の文化の促進に貢献する。
- 第8条** 平和の文化の促進においてカギとなる役割は、非政府系組織とならんで、親教師、政治家、ジャーナリスト、宗教団体や宗教的なグループ、知識人、科学や哲学、創作、芸術の分野で活動する人びと、保健医療と人道的活動に従事する人びと、ソーシャルワーカー、さまざまなレベルの経営者である。
- 第9条** 国際連合は世界的な平和の文化の促進と強化に決定的な役割を果たし続けなければならない。

(平和の文化をきずく会訳)

2. 「戦争と平和」関連 Web サイト

（ * 2001 年 2 月 13 日現在確認済み
* いづれの機関・組織・団体も心理科学研究会と特別の関係はない
* 日本のサイトに限定した ）

1. 原爆・核兵器問題

(1) 広島関係

A-Bomb WWW Museum <http://www.csi.ad.jp/ABOMB/index-j.html>

広島市 <http://www.city.hiroshima.jp/japanese/>

中国新聞 <http://www.chugoku-np.co.jp/>

広島平和教育研究所 <http://www.potato.ne.jp/~hipe/>

広島市立大学平和研究所 <http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/>

ヒロシマの心を伝える会 <http://hiroshima.tomato.nu/Japanese/>

放射線影響研究所 <http://www.rerf.or.jp/nihongo/experhp/rerfhomj.htm>

(2) 長崎関係

長崎原爆資料館 <http://www.usl.nagasaki-noc.ne.jp/~nacity/na-bomb/museum/museum.html>

長崎市 <http://www.usl.nagasaki-noc.ne.jp/~nacity/>

長崎平和文化研究所 <http://www.nipc.nias.ac.jp/>

長崎原爆被害に関する科学的データ（長崎大学） <http://www-sdc.med.nagasaki-u.ac.jp/n50/start-sjis.html>

(3) 反核運動関係

原水爆禁止日本協議会（原水協） <http://www.twics.com/~antiatom/jp/jhome.htm>

原水爆禁止国民会議（原水禁） <http://www.jca.ax.apc.org/gensuikin/>

日本被爆者団体協議会（被団協） <http://www.ne.jp/asahi/hidankyo/nihon/>

東京反核医師の会 <http://www.ask.ne.jp/~hankaku/>

原子力資料情報室 <http://www.cnic.or.jp/index.html>

核廃絶 2000 キャンペーン <http://www.jca.apc.org/2000campaign/>

平和資料協同組合（ピース・デポ） <http://www.jca.apc.org/peacedepot/>

2. 沖縄戦・米軍基地問題

琉球新報 <http://www.ryukyushimpo.co.jp/>

沖縄タイムズ <http://www.okinawatimes.co.jp/~o-times/>
沖縄県 <http://www.pref.okinawa.jp/index-j.html>
沖縄情報センター <http://www.asahi-net.or.jp/~lk5k-oosm/oic.html>
沖縄から考える全国ネットワーク <http://members.tripod.co.jp/okinet/>
レッド・カード・ムーブメント <http://www.cosmos.ne.jp/~redcarddm/>
なご平和電腦組 <http://www.cosmos.ne.jp/~miyagawa/nagocnet/>
GOOD BYE US MARINES PROJECT <http://www.coara.or.jp/~yufukiri/>
沖縄国際平和研究所 <http://www.okinawapeace.net/>
大田平和総合研究所 <http://www.cosmos.ne.jp/~usanc/>

3. 戦争責任・戦後補償

中国人戦争被害者の要求を支える会 <http://www.threeweb.ad.jp/~suopei/>
中国帰還者連絡会（中帰連） <http://www.ne.jp/asahi/tyuukiren/web-site/>
アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に思いを馳せ、心に刻む会 <http://www2.osk.3web.ne.jp/~kizamu/>
日本の戦争責任資料センター <http://www.jca.ax.apc.org/JWRC/index-j.html>
軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会 <http://www.t3.rim.or.jp/~jinkotsu/>

4. NGO, 平和運動組織

日本ユネスコ協会連盟 <http://www.unesco.or.jp/index1.htm>
日本ユニセフ協会 <http://www.unicef.or.jp/>
国連広報センター <http://www.unic.or.jp/>
平和の文化をきづく会 <http://www.daito.ac.jp/~sugitaak/jsdcp.htm>
平和の文化ニュースネットワーク <http://www.cpnn.net/>
トランセンド研究会 <http://www.wako.ac.jp/~itot/tran/>
平和のための戦争展（東京） <http://www.jca.ax.apc.org/~sensoten/>
平和のための埼玉の戦争展実行委員会 <http://www.kikanshi-nw.or.jp/peace/>
藤沢市・平和の輪を広げる実行委員会 <http://www.cityfujisawa.ne.jp/~Ef-peace/>
日本宗教者平和協議会 <http://www5a.biglobe.ne.jp/~akio-y/heiwa/nihon-s.html>
子どもと教科書全国ネット 21 <http://www.ne.jp/asahi/kyokasho/net21/>
VAWW-NET Japan <http://www1.jca.apc.org/vaww-net-japan/>
GREEN PEACE JAPAN <http://www.greenpeace.or.jp/>
PEACE BOAT <http://www.peaceboat.org/>
地雷廃絶日本キャンペーン <http://www.jca.ax.apc.org/~banmines/>
人道目的の地雷除去支援の会 <http://www.geosearch.co.jp/jahds/>

難民を助ける会 <http://www.aarjapan.gr.jp/>
軍縮問題資料 <http://www.heiwa.net/>
Jca-Net (通信 NGO) <http://www.jca.apc.org/>

5. 子ども・青年の平和活動

学生バグウォッシュ会議 <http://www.yc.musashi-tech.ac.jp/~sypugjp/>
世界の子どもの平和像を東京につくる会 <http://www.bea.hi-ho.ne.jp/three-ch/peaces/>
東京高校生平和ゼミナール <http://www.three.net/peace/>
ナガサキ学生平和ボランティア <http://www.try-net.or.jp/~kitazono/>

6. 平和研究機関・ミュージアム等

日本平和学会 <http://wwwsoc.naccis.ac.jp/psaj/>
平和のための戦争・戦災資料センター <http://www2.odn.ne.jp/seikeiken/>
平和博物館 <http://www.peace-museum.org/>
ホロコースト教育資料センター（新宿） <http://www.asahi-net.or.jp/~te3f-isok/>
川崎市平和館 <http://www.city.kawasaki.jp/25/25heiwa/home/heiwa.htm>
埼玉県立平和資料館 <http://village.infoweb.or.jp/~pms/>
原爆の図・丸木美術館 <http://www.aya.or.jp/~marukimsn/>
平和資料館きぼうの家（松代大本営の保存をすすめる会） <http://village.infoweb.ne.jp/~kibonoie/>
人道の丘 杉原千畝 Net 記念館 <http://www.cam.hi-ho.ne.jp/kakamu/>
立命館大学国際平和ミュージアム <http://www.ritsumei.ac.jp/kic/a06/index.html>
大久野島・毒ガス資料館 <http://www.hiroshima-cdas.or.jp/takehara/t~dokuga.html>
毒ガス島歴史研究所 <http://www1.ocn.ne.jp/~dokugasu/>
ホロコースト記念館 <http://www.urban.ne.jp/home/hecjpn/>
平和資料館草の家（高知市） <http://hal.seikyou.ne.jp/home/Shigeo.Nishimori/>
佐喜眞美術館 <http://www.imicom.or.jp/~knaka/sakima/sakima.htm>
沖縄県立平和祈念資料館 <http://museum.mm.pref.okinawa.jp/hs/info>

人名索引

ア 行

エインシュタイン(Einstein, A.) 120

青木修次 90

アダムズ(Adams, D.) 31

阿波根昌鴻 22, 29, 121

アリアス(Arias, O.) 123

池辺晋一郎 41-42

ヴァイツゼッカー(Weizsäcker, R. v.)

116

ヴァインステイン(Weinstein, N. D.)

36, 43

遠藤辰雄 94

大田昌秀 121

大渕憲一 10, 86, 136

小川秀司 139

オーバビー(Overby, C. M.) 123

カ 行

ガルトゥング(Galtung, J.) 15, 17, 20, 30

-31, 46, 49, 138

川田龍平 123

ガンジー(Gandhi, M.) 120

カント(Kant, I.) 62

キング(King, M. L.) 120

楠 凡之 88

グレイ(Gray, J. P.) 133

クライドラー(Kreidler, W. J.) 87

グローベル(Groebel, J.) 138

クロポトキン(Kropotkin, P.) 135

サ 行

ザレスキー(Zaleski, Z.) 35, 43

白井利明 37, 40, 42-43

シルバーバーグ(Silverberg, J.) 133

セルマン(Selman, R. L.) 91

ソランタウス(Solantaus, T.) 34-35, 43

タ・ナ 行

都筑 学 33, 43

デュルケーム(Durkheim, E.) 72

ド・ウォール(De Waal, F. B. M.) 133

ドーキンス(Dawkins, R.) 142

トーマス(Thomas, K.) 88

南原 繁 63

ハ 行

ハインド(Hinde, R.) 138

ハックスリー(Huxley, T. H.) 135

バーン(Byrne, R.) 139

バンデューラ(Bandura, A.) 109

ビックモア(Bickmore, K.) 86

ファウンテン(Fountain, S.) 86

フェスティンガー(Festinger, L.) 36, 42

淵上克義 91

フランクル(Frankl, V. E.) 32, 42

ベテルハイム(Bettelheim, B.) 33, 42

ヘノーベス(Genoves, S.) 132

ポーブ(Pope, A. W.) 95

ホップス(Hobbes, T.) 135

マ 行

マッキノン(Mackinnon, K. A.) 45, 50

ミード(Mead, G. H.) 69

モ里斯(Morris, D.) 136

森村誠一 41-42

ヤ・ラ 行

山越言 140

リアドン(Reardon, B.) 55

レンフューリー(Renfrew, J. W.) 138

ローレンツ(Lorenz, K.) 136

事項索引

- あ 行**
- 愛他的行動 127
 - 悪魔の飽食 41
 - あたらしい憲法のはなし 64
 - アメリカ教育使節団 65
 - アメリカの平和心理学会 23
 - 現人神 59
 - アンネ・フランクの日記 33
 - 怒り 11, 13
 - の情動 9
 - いじめ 13, 100
 - 一般化された他者 75
 - 遺伝子 155
 - 遺伝的 155
 - 運命共同体 40-41
 - 恵那教育研究所 36
 - FGM（女性性器切除） 48
 - エロス 10
 - 婉曲なラベリング 110
 - 援助行動 127
 - エンパワメント 53, 162
- か 行**
- 解決の見通し 35, 40
 - 外循環 68
 - 外接系の自己 60
 - 外的報酬 127
 - 核兵器 34-35
 - 核抑止論 16
 - 過去 41
 - 語り継ぎ部 127
 - 葛藤の解決 113
 - 環境破壊 35, 41
 - 環境問題 35
 - 環境要因 14
 - 観察學習効果 126
 - 疑似軍隊的組織 106
 - 希望 32-33, 41
 - 基本的信頼感 118
 - 強制収容所 32
- グローバル・エデュケーション 85**
- 軍国主義的教育 14
 - 結果の無視・歪曲 110
 - 現実の否認 33
 - 原爆の子の像 125
 - 憲法 153
 - 憲法9条 123
 - 権力（=力） 114
 - 交感神経 9
 - 攻撃 9, 10-11, 13-14, 134, 138
 - 建設的な—— 137
 - 行動 9-13, 25-26, 155
 - 性 10, 12, 135, 138
 - 戦略的—— 13
 - 向社会的効果 136
 - 向社会的行動 127
 - 交戦権 153
 - 交流 67
 - 国際平和年 154, 156
 - 国際連合 18-19, 161, 163
 - 国連憲章 61, 161
 - コスタリカ 122
 - コスタリカ声明 → 平和の文化についての
コスタリカ声明
 - コンフリクト・メディエーター 87
- さ 行**
- 搾取 17
 - 差別 32
 - 三者関係 68
 - 自衛隊 37, 40
 - シェフィールド 111
 - ジェンダー 44, 54
 - ・ハラスメント 49
 - 時間的展望 43
 - 自己肯定感 118
 - 自己相互作用 68
 - 自己調整メカニズムの不活性化 109
 - 視床下部 9
 - 紙上討論 108

- 自然選択（自然淘汰） 135
 自尊感情（セルフ・エスティーム） 118
 時代の性格 69
 自・他相互作用 67
 児童虐待 100
 CPSP（平和心理学研究委員会） 22-23
 社会正義 159
 社会的不正 17
 社会と自己の未来像のギャップ 38-39
 社会の未来像 34
 社会の未来に対する不安 36
 従軍慰安婦 11, 44
 主体性 60
 女性解放 → フェミニズム
 女性性器切除 → FGM
 初年兵いじめ 106-107
 進化 155
 人権 161
 親和的行動 134
 性と生殖に関する健康の権利 → リプロダクティブ・ヘルス・ライツ
 性の商品化 50
 性の神話 51
 世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際 10年 22
 世界の子どもの平和像 125
 責任の拡散 110
 責任の転嫁 110
 セクシャル・ハラスメント 49
 セビリア声明 → 暴力についてのセビリア声明
 セルフ・エスティーム 94
 潜在的実現可能性 15
 戦争 9-13, 16, 22, 32-34, 38-41, 100, 154, 156, 159
 核—— 35
 ——の文化 59
 ——の放棄 64, 153
 戦闘行動 156
 ソーシャル・サポート 112
- た 行**
 対自関与 68
 タナトス 10
- WHO 34
 男権主義的パーソナリティ 52
 力（=権力） 114
 都合よい比較 110
 競争 11, 154
 ——と暴力 11
 道徳的正当化 110
 ドメスティック・バイオレンス 47
- な 行**
 内循環 69
 内接系の自己 60
 内的報酬 127
 内面の他者 70
 内面のフォーラム 68
 日米安全保障条約 63
 二者関係 59
 二重化 60
 日本国憲法 153, 158
 人間の安全保障 55
 認知的不協和の理論 36
- は 行**
 買春 50
 ハーベ市民平和会議 158
 パワー 52
 反応促進効果 126
 ピア・サポーター 112
 ピア・サポート 111
 悲観論 156
 非現実的楽観のバイアス 36
 ピース・マイカー 84
 非難の帰属 110
 日の丸 65
 非武装中立 122
 非暴力直接行動 120
 非暴力の文化 159
 非抑圧的な介入姿勢 113
 フェミニズム（女性解放） 45, 54
 不正義 21-22
 文化的行動 12
 紛争解決 25
 平和 17, 20-21, 34, 40, 108, 152, 159, 161
 消極的—— 17-18

- 運動 20
 ——概念 9
 ——教育 25, 158
 ——行政 121
 ——の皆 62
 平和心理学 9, 22, 24-25, 27
 ——のいぶき 24
 ——研究委員会 (CSPS) 22, 159
 ——部会 23-24
 ——のための心理学者懇談会 24
 平和の文化 15, 18-22, 29, 31, 61, 159, 161-
 163
 ——国際年 18, 29
 ——に関する宣言 19, 161
 ——についてのコスタリカ声明
 120, 159
 ——をきずく会 163
 ベネッセ教育研究所 34-35, 42
 包含関係図 100
 暴力 9-18, 20, 32-33, 40, 154-156
 構造的—— 10-11, 16-20, 24, 46, 102,
 108, 124, 138
 心理的・精神的—— 16
 性—— 22
 直接的—— 15, 17-18, 20, 24, 46
 物理的・身体的—— 16
 文化的—— 18, 46
 ——概念 9
 ——行動 155
 ——尺度 134
 ——中枢 155
 ——の文化 15, 17-18, 159
 暴力についてのセビリア声明 11, 116,
 131, 154
- 没入間化 110
 ボノボ 140
 ボルノ 50
 本能 10, 156
- ま 行**
 マキャベリ的知能 139
 民主主義 108
 無意識 10
 無力感 32, 40-41
 モデリング効果 126
 モデル 41
- や 行**
 焼き入れ 107
 役割モデル 79
 ユネスコ 20, 61
 ——憲章 152, 161
 抑圧 17
 予防 27, 29
 一次—— 27-29
 三次—— 27, 29
 二次—— 27-29
- ら・わ行**
 楽観論 156
 リプロダクティブ・ヘルス・ライツ 48
 レイプ (強かん) 46
 ——神話 51
 歴史認識 41
 rogue country (ごろつき国家) 122
 ロール・モデル 159
 ——論 116
 わたしの平和宣言 21, 76

■執筆者紹介

心理科学研究会（企画・編集）

1969年に、「日本における科学的心理学を自主的・民主的研究によって、創造的に発展させる」ことを目的として設立され、人々の生活現実をふまえた問題から出発し、科学性と実践性を統合する方法論の創造をめざして、研究者と実践者がともに手をたずさえ協同しながら研究活動をおこなってきている団体。略称、心科研。平和心理学部会で平和問題の心理学的側面を研究している。

全国事務局

〒192-0393 八王子市東中野 742-1 中央大学文学部心理学研究室

電話 0426-74-3842/FAX 0426-74-3853

ホームページ：<http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jraps/>

伊藤武彦（いとう・たけひこ：第1章、編集委員）

和光大学人間発達学科教授。1955年三重県生まれ。東北大学大学院修了（教育学博士）。著書に『語りつぎ未来を拓く平和心理学』（共著、法政出版、1997年）など。平和の文化をきずく会幹事、トランセンド研究会副会長、平和の文化ニュースネットワーク（CPNN：www.cpnn.net）日本コーディネータ。

E-mail：itot@wako.ac.jp

ホームページ：www.wako.ac.jp/~itot/

白井利明（しらい・としあき：第2章）

大阪教育大学教育学部教授。1956年愛知県生まれ。東北大学大学院修了（教育学博士）。著書に『新 かたりあう青年心理学』（共著、青木書店、1999年）、『[図解] よくわかる学級づくりの心理学』（単著、学事出版、2001年）などがある。青年期が豊かに過ごせることに貢献する心理学をめざしたい。

ホームページ：www.psy.osaka-kyoiku.ac.jp/contents/staff/Shirai.html

青野篤子（あおの・あつこ：第3章）

松山東雲女子大学教授。1953年鳥取県生まれ。広島大学大学院博士前期課程修了（実験心理学専攻）。最近の著作として『新 かたりあう青年心理学』（共著、青木書店、1999年）、『シェンダーの心理学』（共著、ミネルヴァ書房、1999年）、「フェミニズムと教育」（『児童心理学の進歩』所収、金子書房、2000年）などがある。女性解放と平和のための心理学をめざしたい。

E-mail：aaono@shinonome.ac.jp

中川作一（なかがわ・さくいち：第4章、編集委員）

法政大学名誉教授。1925年東京生まれ。早稲田大学文学部哲学科心理学専攻科卒（1950年）。著書に『目と絵の社会心理学』（法政大学出版局、1984年）、『青年心理学』（法政大学出版局、1967年）、『新・かたりあう青年心理学』（共著、青木書店、1999年）など多数。アジアの青年との共同研究による

国際友好をめざしたい。

楠 凡之（くすのき・ひろゆき：第5章）

北九州大学文学部人間関係学科助教授。1960年大阪生まれ。京都大学教育学研究科大学院修了（教育指導専攻）。専門は、子どもの人格発達と教育指導。著書に『子どもの権利が生きる学校・地域づくり』（法政出版、1994年）など。

E-mail : kusunoki@kitakyu-u.ac.jp

戸田有一（とだ・ゆういち：第6章）

鳥取大学教育地域科学部助教授。1962年長野県生まれ。東京大学大学院教育学研究科第一種博士課程単位取得退学（教育心理学専攻）。著書に『母親の育児ストレスと保育サポート』（共編著、川島書店、1998年）、「学ぶこと・教えること：学校教育の心理学』（共著、金子書房、1997年）など。子どもたちの仲間関係や信念についての研究をしている。

E-mail : toda@fed.tottori-u.ac.jp

ホームページ : <http://www.milk.fed.tottori-u.ac.jp/~shinri/>

杉田明宏（すぎた・あきひろ：第7章、編集委員）

大東文化大学文学部教育学科専任講師。1959年宮城県生まれ。東北大大学院教育学研究科博士前期課程修了（教育心理学専攻）。著書に『語りつぎ未来を拓く平和心理学』（共著、京都・法政出版、1997年）、「多文化社会と教育改革』（共著、未来社、1998年）など。平和の文化をきずく会幹事。日本平和学会理事。

E-mail : sugitaak@ic.daito.ac.jp

ホームページ : <http://www.daito.ac.jp/~sugitaak/>

中島常安（なかじま・つねやす：第8章）

市立名寄短期大学教授。1953年鹿児島県生まれ。早稲田大学大学院文学研究科博士前期課程修了（心理学専攻）。最近の著書に『ゆれる世界と知の複合一現代と社会系諸科学一』（共著、東京書籍、1996年）。自然科学・社会科学・人文科学の接点に位置づく心理学の確立を目指したい。

E-mail : nakasimt@snow.hokkai.or.jp

平和を創る心理学
——暴力の文化を克服する——

2001年5月15日 初版第1刷発行

定価はカヴァーに
表示しております

編 者 心理科学研究会©
発行者 中西 健夫
発行所 株式会社ナカニシヤ出版
606-8316 京都市左京区吉田二本松町2番地
Telephone 075-751-1211
Facsimile 075-751-2665
郵便振替 01030-0-13128
URL <http://www.nakanishiya.co.jp/>
e-mail iihon-ippai@nakanishiya.co.jp

表紙／平井秀文・印刷／創栄図書印刷・製本／藤沢製本

Printed in Japan

ISBN 4-88848-636-0 C3011



9784888486361



1923011020005

ISBN4-88848-636-0

C3011 ¥2000E

定価（本体2,000円+税）

ナカニシヤ出版

平和を創る心理学

—暴力の文化を克服する—